

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成17年3月10日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

3月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	3
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	3
補足説明（保健福祉部長、生活環境部長）	
質疑（藤浦委員、原田委員、山下委員、上村委員）	
散会の宣告	77

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成16年 3月10日(木) 午前10時 1分 開会
午後 5時23分 散会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長	川口純子	副委員長	古谷博子	委員	藤浦雅彦
委員	上村高義	委員	原田平	委員	山下信行

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝
生活環境部長	前田宜伸	同部次長兼自治振興課長	大場房二郎
同部参事兼産業振興課長	阿久根俊二	同部参事兼環境業務課長	紀田光司
同部参事兼環境対策課長	前川弘	市民課長	村江卓
市民課参事	浅井重雄	産業振興課参事兼農業委員会事務局長	中井文雄
同課参事	川上孝也	環境センター長	五里江路人
保健福祉部長	堀口賢司	同部次長兼福祉総務課長	葭中勉
同部参事兼健康推進課長	福永富美子	同部参事兼国保年金課長	佐藤芳雄
健康推進課参事	前川進	福祉総務課参事	中岡日生
高齢者障害者福祉課長	登阪弘	介護保険課長	井口久和
こども育成課長	山本和憲		

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局主幹 船寺順治

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成17年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成16年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第20号 摂津市斎場条例制定の件
議案第30号 摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例制定の件
議案第33号 摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件
議案第34号 摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件
議案第35号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件所管分(市

立小川自動車駐車場に関する部分)

- 議案第 38号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 39号 摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 41号 摂津市墓地条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 42号 摂津市立葬儀会館条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 7号 平成17年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議案第 24号 重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
(環境センター及び総合福祉会館に関する部分)
- 議案第 47号 摂津市総合福祉会館条例を廃止する条例制定の件
- 議案第 31号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 3号 平成17年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 4号 平成17年度摂津市老人保健医療特別会計予算
- 議案第 11号 平成16年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 43号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 8号 平成17年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議案第 14号 平成16年度摂津市介護保険特別会計補正予算

(午前10時 1分 開会)

○川口委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

市長。

○森山市長 おはようございます。

連日、議会でお疲れのところ、きょうは、民生常任委員会開催、大変ありがとうございます。

この委員会に付託されました案件につきまして、どうぞよろしくご審査いただき、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、私は一たん中座をいたしますけれども、庁内におりますので、どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

○川口委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は原田委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時 2分 休憩)

(午前10時 3分 再開)

○川口委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 それでは補足説明をさせていただきます。

議案第1号、平成17年度摂津市一般会計予算のうち、保健福祉部にかかわる分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、32ペー

ジ、款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金は、前年度に比べ1.7%の増となっております。これはせつつ桜苑の介護サービスに伴う保険者及び利用者負担金並びに公・私立保育所入所児童の保育料などでございます。

33ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料は、前年度と同額となっております。これは市営葬儀使用料及び葬儀会館使用料などでございます。

36ページ、項2、手数料、目2、衛生手数料は、飼犬登録及び死獣処理手数料などでございます。

38ページ及び39ページ、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金は、前年度に比べ4.6%の減となっております。これは国民健康保険基盤安定負担金が府負担金に移行することに伴うものでございます。主なものといたしましては、身体障害者・知的障害者施設訓練等支援負担金、公・私立保育所入所に係る児童福祉費負担金、児童手当負担金及び生活保護費負担金などを計上いたしております。

39ページ、目2、衛生費国庫負担金は、前年度に比べ3.2%の減となっております。これは市民健康診査などにかかります負担金でございます。

40ページ及び41ページ、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金は、前年度に比べ9.8%の増となっております。主な内容につきましては、小規模通所授産施設運営事業補助金、身体障害者居宅生活支援補助金とファミリーサポートセンター運営事業及び母子家庭自立支援事業等に係ります補助金などでございます。

42ページ、項3、委託金、目2、民

生費委託金は、前年度に比べ0.1%の減となっております。これは国民年金事務委託金でございます。

43ページ及び44ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金は、前年度に比べ42.6%の増となっております。これは国民健康保険基盤安定負担金が国負担金からの移行に伴うものでございます。主な内容といたしましては、公・私立保育所入所児童に対する児童福祉費負担金、児童手当負担金、生活保護費負担金などがございます。

44ページ、目2、災害弔慰金府負担金は、災害救助法適用災害に係る遺族への弔慰金でございます。

目3、衛生費府負担金は、市民健康診査に係ります補助金でございます。

45ページから49ページ、項2、府補助金、目2、民生費府補助金は、前年度に比べ1.1%の増となっております。これは、社会福祉、老人福祉、身体障害者等福祉費及び老人医療、身体障害者医療、乳幼児医療、ひとり親家庭医療などの補助金などがございます。

49ページ、目3、衛生費府補助金は、予防接種事故救済等対策費及び高齢者歯科保健事業補助金などがございます。

52ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、前年度に比べ15.3%の増となっております。これは障害児(者)地域療育等支援事業委託金でございます。

59ページ及び60ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入は、各種健診及び予防接種に係る自己負担金並びに市立障害者入所施設支援費収入、保育所職員給食費負担金、児童主食費負担金などがございます。

次に歳出でございますが、104ペー

ジから109ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費は、前年度に比べ4.9%の増となっております。これは、事務の執行に係る経費のほか社会福祉事業運営委託料、今年度より実施いたします地域生活支援ステップアップ事業委託料、各種団体補助金、小規模通所授産施設運営補助金、障害者のホームヘルプサービス等支援費及び特別会計への繰出金などがございます。

109ページから112ページ、目2、老人福祉費は、前年度に比べ12%の減となっております。これは、主に特別養護老人ホーム建設に伴う補助金の減によるものでございます。老人福祉費の内容につきましては、高齢者福祉にかかわります経費で、せつつ桜苑での老人福祉センター委託料及び施設介護サービス委託料のほか在宅介護支援センター運営委託料、高齢者民間賃貸住宅家賃助成補助金、街かどデイハウス補助金、住宅改造費用助成費などがございます。

113ページ、目4、国民年金事務費は、前年度に比べ10.3%の減となっております。これは国民年金事務の執行に係る経費でございます。

113ページから115ページ、目5、身体障害者福祉費は、前年度に比べ2%の減となっております。これは事業の実施に係る経費で、補装具交付費、支援費制度の援護施設支援費、ホームヘルプサービス支援費などがございます。

115ページ及び116ページ、目6、知的障害者福祉費は、前年度に比べ4.9%の減となっております。これは市立みきの路運営委託料及び施設入所に係る支援費並びに地域生活援助支援費等でございます。

116ページ、目7、老人医療助成費及び目8、身体障害者医療助成費は、老

人及び身体障害者医療費の一部負担金助成や執行に係る経費などでございます。

117ページから120ページ、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費は、前年度に比べ11.8%の増となっております。これはファミリーサポートセンター運営委託料や民間保育所運営費補助金及び保育所運営費負担金などでございます。

120ページ、目2、児童措置費は、前年度に比べ4.8%の減となっております。これは児童手当及び児童扶養手当に係るものでございます。

120ページから122ページ、目3、児童福祉施設費は、前年度に比べ2.4%の増となっております。これは保育所4園の管理運営に係ります経費でございます。

122ページ、目4、母子福祉費は、前年度に比べ76.8%の増となっております。これは、母子生活支援施設運営費負担金、母子家庭高等技能訓練促進費などの増によるものでございます。

123ページ、目5、乳幼児医療助成費及び目6、ひとり親家庭医療助成費は、事務に係る経費と医療費の一部負担金助成費などでございます。

124ページ及び125ページ、項3、生活保護費、目1、生活保護総務費は、前年度に比べ5.8%の増となっております。これは事務の執行に係る経費でございます。

125ページ、目2、扶助費は、前年度に比べ6.3%の増となっております。これは被保護世帯に対する扶助費で、被生活保護世帯の増によるものでございます。

129ページ、項5、災害救助費、目1、災害救助費は、災害救助法適用災害に係る遺族への弔慰金などでございます。

130ページ及び131ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費は、前年度に比べ4.6%の減となっております。これは、事務の執行に係る経費や保健センター及び休日応急診療所運営委託並びに各種団体補助金などでございます。

132ページから134ページ、目2、予防費は、前年度に比べ6.5%の増となっております。これは市民健康診査、各種予防接種や乳幼児健康診査費などでございます。

134ページ、目3、環境衛生費は、前年度に比べ3.1%の減となっております。これは飼犬登録及び死獣処理に係る経費でございます。

135ページ及び136ページ、目6、斎場費は、前年度に比べ0.1%の減となっております。これは葬儀会館及び斎場等管理運営業務委託などでございます。

136ページ、目7、墓地管理費は、前年度に比べ8.9%の増となっております。これは墓地管理に係る経費でございます。

少し飛びますが220ページ、款11、諸支出金、項1、災害援護資金貸付金、目1、災害援護資金貸付金は、災害救助法適用災害に係る貸付金でございます。

以上、平成17年度摂津市一般会計当初予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成16年度摂津市一般会計補正予算のうち、保健福祉部にかかわる部分につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、13ページ、款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金の増額は、主に公・私立保育所入所者の保育料が、当初見込みより階層が高くなったことによるものでございます。

14ページ、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金の減額は、身体障害者、知的障害者の施設利用者数の減、公・私立保育所入所者の減及び児童手当の対象者数の減によるものでございます。

16ページ、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金の減額は、障害児、知的障害者の居宅生活支援利用件数の減によるものでございます。

17ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金の減額は、公・私立保育所の入所者の減及び児童手当の対象者の減によるものでございます。

18ページ、項2、府補助金、目2、民生費府補助金の減額は、介護予防・自立生活推進事業補助金、知的障害者の居宅生活支援の利用件数の減及び一時保育の利用減などによるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、39ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費は、各事業の精査に伴う減額と、介護保険特別会計繰出金は介護保険特別会計の減額によるものでございます。

40ページ、目2、老人福祉費は、敬老金の対象者の減及びシルバー人材センターの事業費の精査並びに高齢者日常生活支援事業補助金の減などによるものでございます。

目4、国民年金事務費は、事務に係る経費の精査に伴う減額でございます。

41ページ、目5、身体障害者福祉費及び目6、知的障害者福祉費は、支援費制度にかかわりますガイドヘルプサービス、援護施設の利用者数の減及びグループホームにかかわります地域生活援助支援費の減によるものでございます。

42ページ、項2、児童福祉費、目1、

児童福祉総務費及び目3、児童福祉施設費の減額は、保育所運営費等事業実施に係る経費の精査に伴うものでございます。

目2、児童措置費は、児童手当の対象者数の減によるものでございます。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○川口委員長 次に、生活環境部長。

○前田生活環境部長 議案第1号、平成17年度摂津市一般会計予算のうち、生活環境部にかかわる主な事項につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、33ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目2、民生使用料のうち、総合福祉会館等各施設の使用料は、前年度に比べ6.5%の増となっております。

36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料のうち、市民課に係る戸籍手数料等は、前年度に比べ2.1%の増となっております。

目2、衛生手数料のうち、塵芥処理手数料は、一般廃棄物の焼却手数料及び臨時ごみ等の収集運搬手数料などでございますが、前年度と比べ4.5%の減となっております。これはごみの減量によるものでございます。

37ページ、目3、農林水産業手数料は、土地現況証明手数料でございます。

42ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金のうち、戸籍住民基本台帳費委託金は、外国人登録事務に係るもので、前年度と比べ3.6%の減となっております。

49ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目3、衛生費府補助金のうち、公害対策費補助金及び違法屋外広告物除去事務経費補助金は、委任事務等の補助金でございますして、定額補助となっております。

ります。

目4、農林水産業費府補助金は、農業委員会関係及び農業振興事業に係る府補助金で、前年度と比べて29.2%の減となっております。

50ページ、目5、商工費府補助金は、地域就労支援事業に伴う事業補助金でございまして、前年度に比べ26.8%の減となっております。

51ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金のうち、市民課に係りますものとして、人口動態調査に関する事務委託金でございまして。

57ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目2、中小企業事業資金融資預託金収入は、事業資金融資に伴い、市内の金融機関に預託しております元金収入でございまして。

58ページ、項4、雑入、目1、雑入のうち、自治振興課に係る主なものとして、総合福祉会館の光熱水費等負担金、各種講座受講料、文化ホール入場料などを計上いたしております。

環境業務課に係るものとして、資源ごみ売却収入は、古紙、古布、缶等の資源物の売却収入を見込んでおります。

続きまして、歳出でございしますが、78ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目7、都市交流費は、都市交流及び国際交流に係る経費を計上いたしております。前年度に比べ3.7%の減となっております。

81ページ、目11、防犯対策費は、前年度に比べ2.2%の減で、防犯灯の設置及び維持管理に係る経費を計上いたしております。

84ページ、目14、自治振興費は、地区振興委員報酬、摂津まつり振興会補助及び地域活性化補助に係る経費が主なものでございまして、前年度に比べ1.

1%の減となっております。

93ページ、項3、戸籍住民基本台帳費、目1、戸籍住民基本台帳費は、市民課業務に係る経費を計上いたしております。前年度に比べ3.8%の増となっております。

126ページ、款3、民生費、項4、生活文化費、目1、生活文化総務費は、施設管理公社への施設管理等の委託及び（仮称）ふれあいルームの整備に要する経費が主なものでございまして、前年度に比べ7.4%の増となっております。

128ページ、目2、総合福祉会館費は、総合福祉会館に係ります光熱水費等の経費でございまして、前年度に比べ0.2%の増となっております。

目3、文化ホール費は、文化ホールに係ります光熱水費、音響機器及び舞台照明装置の借上げの経費となっております。前年度に比べ63.2%の増となっております。

135ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目4、公害対策費は、前年度に比べ41.6%の減となっております。これは、前年度に、公害パトロール車（天然ガス車）を購入したことによるものでございまして。

目5、環境政策費は、前年度に比べ78.4%の減となっております。これは、緊急地域雇用創出特別交付金基金を活用した環境美化事業が前年度に終了したことによるものでございまして。

137ページ、項2、清掃費、目1、清掃総務費は、前年度に比べ0.3%の増となっております。

139ページ、目2、塵芥処理費は、前年度に比べ0.8%の増となっております。その主な理由は、車両等の更新によるものでございまして。

142ページ、目4、環境センター費

は、焼却施設の運転維持管理に係る経常経費でございまして、前年度に比べ3.4%の増となっております。

145ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目1、農業委員会費は、農業委員会に係る経費を計上いたしております。前年度に比べ4.2%の増となっております。

目2、農業総務費は、農業総務に係ります経費等を計上いたしております。前年度に比べ1.9%の増となっております。

146ページ、目3、農業振興費は、前年度に比べ4.2%の減となっております。これは、平成16年度から生産調整手法及び助成金制度の見直しに伴い、事業主体が市から地域水田農業推進協議会に変更となったことにより減額となったものでございます。

149ページ、款6、商工費、項1、商工費、目1、商工総務費は、前年度に比べ0.3%の減となっております。

150ページ、目2、商工振興費は、前年度に比べ1.9%の減となっております。これは、3年ごとに実施します通行量及び購買実態調査委託料の減によるものでございます。

152ページ、目3、消費対策費は、前年度に比べ2.4%の増となっております。これは、消費生活相談嘱託員等の賃金の増によるものでございます。

以上、歳入歳出予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成16年度摂津市一般会計補正予算のうち、生活環境部にかかわる部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございまして、16ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補

助金、目2、衛生費国庫補助金の清掃費補助金は、平成13年度に実施いたしましたダイオキシン類対策に係るごみ処理施設改修工事に対する貸付金の償還に伴う補助金でございまして、3年間での償還に対する補助金でございましたが、今年度、環境省から一括償還に伴う一括補助金交付の通達がありましたことによるものでございます。

18ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金は、大阪府で新設されましたひたくり防止重点対策事業補助制度に補助金申請を行っていただいたのが、補助確定されたので、追加補正をお願いするものであります。

19ページ、目4、農林水産業費府補助金は、米政策の改革に伴い、事業主体が市から地域水田農業推進協議会に変更となったことに伴い減額するものでございます。

次に、歳出でございまして、28ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目7、都市交流費は、蚌埠市からの訪問がなかったことによる経費並びに旧国名連絡会議研修会の旅費を精査し、減額するものでございます。

30ページ、目11、防犯対策費の減額は、防犯灯維持管理費補助金の実績に応じて精査したものでございます。

目14、自治振興費の減額は、住民活動災害保障保険等の実績に応じて精査したものでございます。

44ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費の減額は、主にアルバイト賃金の実績に応じて減額するものでございます。

目2、塵芥処理費の減額は、不燃ごみ搬出処理委託料等の実績に応じて精査したものでございます。

45 ページ、目4、環境センター費の減額の主な理由につきましては、経常経費の実績及び入札に伴う差金でございます。

46 ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目3、農業振興費は、農業政策の主体が地域水田農業推進協議会に変更になったこと、また、地域水田農業推進協議会の開催実績に応じて減額するものでございます。

47 ページ、款6、商工費、項1、商工費、目2、商工振興費は、通行量及び購買実態調査委託料の入札差金及び商業活性化対策事業補助金の実績に応じて精査し減額するものでございます。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○川口委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 それでは、予算書の順に沿って質問させていただきます。

いつものように、申しわけございませんが、答弁されるときは番号を言っていてご答弁をお願いしたいと思います。予算書の46 ページのコミュニティーソーシャルワーカー配置促進事業について、きのうも代表質問で取り上げておられましたけれども、これ、昨年11月に可決されました大阪府の福祉のアクションプログラムのセーフティーネットの切り札だというふうにお聞きをしているわけですが、どうも、その業務の内容が余り見えないというか、よくわからない、よく理解できないようなことがございまして、きのうの答弁では、一中校区に配置をしますと。他の中学校区については現状のソーシャルワーカーが配置されておりますということでしたけれども、普通のソーシャルワーカーとコミュニティー

ソーシャルワーカーとはどう違うのか。また、大阪府は、この事業についての考え方を、1人だけという考え方にしているのか、それとも、全中学校区という考え方になっているのか、大阪府の考え方もちょっとあわせてお願いしたいと思います。

それから、非常に広範囲な守備範囲ということで、お年寄りから子どもの分まで見守っていくということになってますけれども、これ、いろんなそれぞれの分野でいろんな方がいらっしゃるわけですが、例えば、民生児童委員なんかも、業務がちょっとラップするようなどこもあると思いますけど、この辺の業務の分担がうまく整理できていくのかどうか、これもあわせて質問いたします。

それから、2番目、81 ページ、目11、防犯対策費、節15、工事請負費の防犯灯設置工事について、これ、今年の決算のときも質問いたしました。安全なまちづくりについてのひたつくりの防止ということで、府下のひたつくり防止の補助金等も活用されての事業になっていると思うんですが、ひたつくりの件数の分が最近のが出てまして、摂津市は、16年は残念ながら15年に比べて減っていないんですね。15年が45件で16年も45件ということになってまして、例えば、近隣でいいますと、茨木市は62件減りました。高槻市は72件減りました。吹田市は53件減りましたということ減ってるんですね。これだけやっぱり大阪府も力を入れてやっていっている中で、近隣で見ると摂津市だけが減っていないという状況になってまして、これやっぱり何か対策とかに違いがあるのかどうか、これ、担当課でどういうふうの評価をされているのか、ちょっと評価をお願いしたいと思います。それを、どうい

ふうに今度17年度に生かしていこうと思われているのか。

それから、また、多発地帯についてのマップがあるんです、警視庁が出してるこんなマップがありますね。一応、ようわからへん地図ですが、発生の度合いとか赤丸で落としてあるんです。だから、大体、警察は全部掌握してることは当然ですし、よく起こる地域とかやっぱりあると思うんですけどね。そういう部分についての検証とか、夕闇から7時ぐらい、8時ぐらいまでが非常に多いということが出てるわけですけども、その辺の照明度のチェックとか、そういう対策をされているのか。

それから、あわせて、昨年も聞きましたが、防犯灯の性能を衰えさせないためのメンテナンス等、それからまた、あと、補助的に門灯をつけていただくという運動をされている地域があるというふうに言いましたけども、そういうものについて、自治会についてのお願い等による広がりがないのかもあわせて、ちょっとご答弁お願いしたいと思います。

それから、3番目、予算書85ページ、目14、自治振興費、節19、負担金、補助及び交付金のところで、摂津まつり振興会補助金がございます。これについては、明年度は、摂津まつりについては恒例どおり行われるということなんですけど、18年度については、振興会の方でいろいろ動きがあって、一度清算をしようかと。考え方を一回まとめてしまおうかということなので、30年周年になるということらしいんですが、今後の摂津まつりの存続について、市の考え方、動きとあわせてお願いしたいと思います。

4番目、予算書85ページ、目14、自治振興費、節19、負担金、補助及び交付金の中で、地域活性化事業補助金に

ついてですが、これは、第1期アクションプランにおいては、地域活性化補助金要綱に健康増進の項目があることから、地区体育祭補助金との統合を含めて補助金の見直しを17年度より実施するというふうに書いてあります。17年度に向けたときの話し合いをされたと思うんですけども、これどういうふうになったのか。これが、そうされないのであれば、どういうふうにされていくのか、あわせてお願いしたいと思います。

それから、5番目、予算書107ページ、民生児童委員協議会補助金に関してですが、これ12月に、一斉改選で民生児童委員の増員及び主任児童委員の増員が図られました。その実態をちょっと報告いただきたいのと、将来、業務がどんどん、民生委員は特にいろんなことについて増えていっているように思われるんですが、業務が増えていくことについて、今後の摂津市の民生児童委員の活躍というんですか、それについて考えられているのか。

また、実は、過日、新聞に載っておりますけども、全国的に民生児童委員が不足していると。なかなか手が足りないですよ。地域によっては、多くの独居老人を抱えている、一人の能力では到底それが、能力を超えているような地域もありますよということが指摘をされておりました。

今回、12月に一斉改選をされて増強されておりますけど、本市の状況はどのようになっているのか、あわせてお願いします。

それから、6番目、予算書110ページ、節13、委託料の高齢者移送サービスについて、昨年11月の決算のときも聞きました。毎回聞いてるんですが、現在までの体制、実績と、明年に向けて体

制をどのように拡充をされていくのか。また、近年、福祉タクシーの業者が大変増えてきているように思われますけども、これ、福祉タクシーの場合は介護保険を利用されているということになりますし、その辺との利用状況の兼ね合いで、摂津市ではどのようになっているのか、またどういうふうにご考えておられるのか、お願いします。

7番目、予算書の111ページ、節19、負担金、補助及び交付金のところで、老人クラブの補助金に関連をいたしまして、これは、昨年も孤独死が何件かありました。私も、実際に千里丘方面でも耳にいたしまして、やっぱり孤独死されている方の多くは、老人会に入らっしゃらない、また、地域にもなかなか入らっしゃらないという方が多いわけですが、この65歳を超えられている方、高齢者で老人だけの世帯、そういう老人クラブに加入されていない方はどのぐらいいらっしゃるのか、把握されているところを教えてください。

8番目、予算書117ページ、款3、民生費、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費の中で、業務についてですけども、昨年、児童福祉法が改正されました。この4月1日から、児童虐待や非行、教育などの子ども相談窓口を市町村に設置するということになったわけですが、摂津市は、キャピセとかいろんな形での児童虐待についての施策は進んでいるということになります。この部分は、多分問題ないんだろうと思いますが、この辺の定義づけというか、意義づけをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、9番目、同じく児童福祉総務費に関連をしまして、育児支援家庭訪問事業というのがありますが、そこで、家庭児童相談室に心理士等の専門家を配

置して、そして、家庭訪問することで、児童虐待防止や育児ノイローゼ解消等に効果を上げるということになってますが、これは、具体的にどのように家庭訪問を展開されていくようになるのか。業務です、内容をちょっと教えていただきたいと思います。

10番目、同じく児童福祉総務費に関連をしまして、次世代育成支援行動計画が3月末に策定をされます。これも、昨日も代表質問に取り上げられておりましたけども、具体的な取り組みが開始をされておりますけど、内容は非常に多岐の部課にわたっております。着実に実行していくことが非常に大事だと思うんですけども、実行していくためにどのような体制をとっていかれるのか。また、進捗状況をチェックしていくための取り組みはどうしていかれるのか。

また、これちょっと別な角度ですが、この次世代育成支援行動計画が進んでいの中で、昨年12月24日付で、国の方が、少子化社会対策会議というのが決定をした少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画についてというのが発表されておりますけども、こういうものが後から出てきたことについて、もうこちらの方が素案が完全にできてしまってますけども、関連性をどういうふうに国は言っているのか、また考えられているのかということをお教えてください。

それから、11番目、予算書118ページの、節13の委託料で、ファミリーサポートセンター運営委託料について、昨年より社会福祉協議会に委託してスタートしていただきましたけども、今までの実績はどうなっているのか。またこれは、今後、利用増加に向けた取り組みをどのようにしていくのかということ。それから、今の運営費は、2分の1が国からの

補助金ということになっておりますけども、以前にもお聞きしました、補助金と会員登録数及び利用件数に規定がありましたですね。この辺変わりが無いのでしょうか。ちょっと確認する意味で、もう一度この件も教えてください。

それから、12番目、予算書119ページ、節19、負担金、補助及び交付金の保育所運営補助金に関連をいたしまして、昨年より摂津保育所を民営化しておりますけども、代表質問でもありました。その評価結果をどう調査してまとめていく予定にしておられるのか。いろんな調査の仕方があると思いますけども、その調査の内容ですね、こういうふうに取り調査をしますとか、そういうふうなことも、ちょっと考えておられるところを述べていただきたいと思います。

まず、その結果を踏まえて今後の市の方針をどのようにしていくのか。一昨年、当時の保健福祉部長が言われたのは、財政が好転しなければ、もう1園、民営化もあり得るというふうに答弁をされていたと思いますけども、このことも踏まえて、ご答弁をお願いいたします。

13番目、同じく保育所運営補助金に関連をしまして、次世代育成支援行動計画素案でも、病後児保育のことについてはしっかり取り組んでいくというふうに掲載されておりました。いろんな方からこの病後児保育については要望を聞いているわけですけども、このことについての見通しについて、ちょっとお示しをお願いしたいと思います。

それから、14番目、同じく保育所運営補助金に関連をしまして、新たに幼保一元化というものが前は特区でやられておりましたけども、いよいよ全国展開というふうになりました。本市でも、いろいろ議論は今まで上がってましたけども、

幼保一元化についての考え方はどうされていくのかということ、ご答弁をお願いします。

15番目、同じく節19の児童福祉施設整備補助金について、民間保育所施設整備補助事業の具体的計画と、これ定員も増加になるというふうに聞いておりますけど、定員増加計画の内容、それから、17年度の待機児童、これまだ発表されてませんね。3月15日が発表ということですが、でも、大体の数はもう出てると思うんですが、その言えるところの実態及び次世代育成支援計画での目標実現と評価について、その分をちょっとお答えをお願いします。

16番目、予算書120ページ、目2、児童措置費、節20、扶助費、児童扶養手当の伸び率について、先日、厚生労働省の全国での調査結果が発表されましたけども、母子家庭が、平成15年11月までの5年間で3割増えましたと。理由の最も多いのが離婚、次に死別であったと、少数ですけども、未婚での出産なども増えてきていると。また、シングルファーザーも過去最多になってきているというふうな結果が出ておりましたけども、本市の場合の状況はどのようになっているのか、評価をお願いしたいと思います。実情をお願いしたいと思います。

17番目、予算書123ページ、目5、乳幼児医療助成費について、昨年11月より、通院医療費について、対象年齢を1歳引き上げ、満4歳未満としていただきました。これも、代表質問でも取り上げてらっしゃいましたけども、近隣市は既にかなり引き上げられております。茨木市、吹田市、大阪市それぞれ上がると思うんですけども、ちょっとこの直近での北摂各市の実態を教えてくださいたいのと、それと、本市で就学前までに

引き上げた場合の予測試算が出されているのであれば、どれぐらいと見られているのか、おっしゃってください。

18番目、予算書132ページ、目2、予防費の中で、特に、乳幼児の健康管理について、最近、子どもに多くなっていると言われておりますアトピーやぜんそく、それから、シックハウス症候群、アレルギーの本市の乳幼児での実態と対策についてお願いしたいと思います。

以前に、摂津市では、ぜんそくの子どもが多いということを知ったことがあるわけですが、環境がよくないというふうな意味合いだと思うんですけど、実態はどうなのかということ、あわせてお願いします。

19番目、予算書135ページ目6、斎場費、節13、委託料の市営葬儀委託料に関連をいたしまして、昨年3月の常任委員会でも、私は、このメモリアルホールの使用に関して、マイクロバスの利用をする際に、少しでも不公平感を減らすために、入札によって、年間契約で利用料を下げることができないかという質問をいたしました。これは、施設に近い方は別に要りませんが、離れているからマイクロバスが必要になるというふうなことで、遠い、近いでやっぱり不公平があるということで指摘したわけですが、そのときの答弁では、今後、業者を集めた段階で相談していきたいというふうにご答弁されておりましたけども、その後1年たちました。どのようにされていくのか、ご答弁をお願いします。

それから、20番目、予算書137ページ、目1、清掃総務費の中で、業務内容についてですけども、せんだって、市場池のオアシスクリーンキャンペーン事業というのがありまして、掃除をしたわけですけども、ごみを分別したわけですが、

子ども、収集に来られた方、パッカー車1台で来られまして、分別したものを全部突っ込みでがばっと入れてしまわれまして、こういう街美なんかのときも含めて、収集体制についてはどのようにやられているのかということをご答弁ください。

21番目、予算書137ページ、目1、清掃総務費に関連いたしまして、ごみ減量の意味からも、また、温暖化対策としても、本市の食堂は割りばしを使われているわけですが、炭木なんかは磁器プラスチックの黒いはしを使われたりするわけですが、こういうささいなことですけども、例えば、割りばしをそういうものにかえていただくことによって、少しでもごみの減量と、焼却する部分も減らせるということもありますし、市の庁舎ということもありますので、考え方を市民に対して発信する意味でも、はしを磁器質にかえるお願いができないのかどうか、お考えをお聞かせください。

22番、予算書139ページの、節13、委託料の不燃ごみ搬出処理委託料について、本年度までは、ペットボトルは、結局、容器包装リサイクル法に基づいて、自治体が収集したものを日本容器包装リサイクル協会に無償で引き渡すというふうなシステムでやってらっしゃるというふうに聞いておりますけども、近年、このペットボトルを売却している自治体がちょこちょこ出てきておまして、過日の新聞でも、中国では非常に高値で買い取っているというふうなことも出ておりました。これは、そういうことに倣って財政の問題もありますし、売却できるのであれば売却する考え方を取り入れればどうかと思うんですが、その考え方についても教えていただきたいのと、こういったことに取り組んでいくことについては法的に支障はないのかも含めてお願いし

ます。

それから、23番、予算書140ページ、節14、使用料及び賃貸料のチップ化処理機借上料について、ごみ減量対策事業についてですが、剪定枝チップ化の研究の中間報告、これ去年もやってはりましたので、中間報告していただいて、それで、17年度はさらにこういうことを研究していきますということをちょっとお願いしたいと思います。

事務事業評価では先送りになっておりますけれども、以前いただいたチップの売却も行うというふうにありましたので、そのとき掲げた考え方が何かあったと思うんで、それもあわせてちょっとお願いしたいのと、それから、もう一つは、伊丹の空港のところの近くに公園があるんですけど、そこでは、遊具の下にクッションで敷いとるんですね。そういう利用方法なんかも参考になるんじゃないかと思うんですが、それもあわせて、意見も聞かせていただいたらありがたいと思います。

24番目、昨年11月の決算審査の委員会でも質問いたしましたけれども、環境美化事業に関しまして、摂津市違反簡易広告物除去活動員制度が、いよいよ全面スタートとなるわけですが、現在の登録数、前回も聞きましたけれども、この撤去能力についてどのように考えられているのか。今までシルバーに委託をされていて、そういうふうになることについてどういうふうに行われているのか。また、職員で補完を考えているということでしたけれども、具体的にはどのような形で補完をされることになるのか。それもあわせてお願いします。

それから、三島地域不法屋外広告物の対策協議会というのが昨年2月から発足をされておりまして、そこで、何か未然に防止について効果がある対策が行

われるようなことがあったのでしょうか。これもあわせてお願いします。

それから25番、第1期アクションプランにおいて、ごみの焼却炉の更新時期に向けて、近隣市と連携を図ることにより経費削減できる方策を検討するというふうにあります。これも代表質問でありましたけれども、具体的に、どこと連携が可能な環境になっているのか。これは、これから北摂のそういう話し合いする場で協議をしていきますということですけど、19年に実施というふうにアクションプランには書いてあります。更新時期の見通しは本会議でも言われてはいたけれども、3号炉では平成29年ごろ、4号炉では30年ごろというふうになってますから、全然年数の開きが出てきてると思うんですけど、これ、アクションプランに書かれていることと市長答弁との開きですね、どんなふうなことになるんですか、ご答弁をお願いします。

それから、26番目、地域福祉計画策定事業について、策定期日が近づいてきましたけれども、素案の公開やパブリックコメント、これは、素案の公開をしますよということは広報には載せてありましたけれども、時期がもう3月10日になりましたけれども、3月末を非常に固守されておりまして、十分な意見を聴取したり、それに最終検討する時間がとれるのかということもちょっと危惧してるんですけども、工程的にはどのようになりますか、最後の詰めのところですね。

それから、広報的には、ホームページとかまだまだ味気のないページにされておりますけれども、以前にも、何回も言ったときには、ちゃんと載せますよということもおっしゃってましたけれども、いつ載せていただくことになるのか。

フォーラムとかそういう手法でも広報

的にやってくださいよということもお願いしておきました。検討していただくことになってましたが、具体的にはどうしていただくのか、ご答弁お願いします。

27番目、第三者評価制度の導入について、平成14年11月29日に、摂津市文化ホールで福祉サービスの質の向上と第三者評価システムという国際シンポジウムを開きました。その後、14年度の決算の委員会のときに、介護施設について第三者評価を取り入れることについてどうですかと聞きました。そのときは、全然考えてませんという話だったんですが、だんだんと導入する施設も増えてきましたし、当時は、非常に費用もかかりますという話だったんですが、そういう意味では、それを取り扱う業者というんですか、機関も増えてきていると思うんですけども、そういうことも踏まえて、現時点で、特に保育施設、それから介護施設についての現在の導入についての考え方についてはどうなのか、一度お聞かせください。

それから、28番目、ブックスタート事業に関連をしまして、昨日も本会議で言いましたけども、最近の子どもたちの活字離れが明らかに学力に影響を及ぼしているという調査結果が出ているわけですが、そうした意味では、早い時期から絵本に親しみ、読み聞かせの意識と環境を整えて、そして、持続しながら教育現場の学校の読書運動につなげていくという、連続した政策が大事だと思うんですけど、ブックスタートはあくまでもきっかけというんですか、4か月児に贈呈ですから、きっかけだと思うんですけど、そのずっと読み聞かせを切れ間なくやっていく施策をどのように考えておられるか、ここでお示しくください。

それから、同じくブックスタートに関

連しまして、乳幼児が訪れる場所に、どこにでも絵本があるというという、ちょっとした時間でも読み聞かせができるような環境の整備というのは大変望ましいと思うわけです。そうした意味では、昨年から、1階のこども育成課の前のところに絵本を並べていただいております、これは非常に評価するというか、いい提案だなというふうに思うんですね。市民課のところに置いてありますけども、そういうちょっとした時間でもお母さんが子どもに絵本を読み聞かせるというような環境を整えていくことも非常に効果のあることではないかなと思うんです。

先日、私、こどもが風邪引きましたんで、子どもを連れてある診療所に行きまして、診療所にも何冊か本が置いてありました。それで、お母さんが子どもに、待っている時間に読み聞かせされているというふうな光景もありましたし、非常にいい光景だなというふうに思いました。

医療機関でも、やっぱり子どもの集まる場所って結構あると思うんですけど、こういう医療機関に市からお願いをしまして、これは提案ですが、摂津市はそういう読み聞かせの推進をしていますというふうなポスターなりステッカーなり、そういう標語のものと一緒に絵本を充実していただく補助体制がとれるのであればそういうことも考えて、三師会は摂津市も補助金を出しているわけですから、摂津市からそういうお願いをして、一緒に進めていくというような体制ができればいいのになと思うわけですが、そういうことについてのお考えを一度お聞かせください。

最後、30番、児童センターの安全対策です。今、小学校については門の受付員を設置したりして安全対策をとっております。児童センターについては、放課

後、だれでも来れるという体制になっているんですけど、同じようにやっぱり多くの子どもたちが集まってくるという意味では何らかの安全対策をしていかないといけないと思うんですが、もう既に何か考えられてるんだったら、そのことを教えていただきたいと思います。

○川口委員長 答弁を求めます。

前川参事。

○前川生活環境部参事 24番の環境美化事業につきましては、摂津市違反簡易広告物除却活動員制度というのを今年の8月に発足させていただきました。

現在、市内25団体で188名の活動員が実際に活動していただいております。

内訳を申しますと、法人の活動員の団体が6団体でございます。自治会関係が15団体、あと一般団体といたしまして4団体、合計25団体となっております。

現在まで、8月から2月末までの撤去回数なんですけども102回、大体、約月に1回程度実施していただいております。まだ実績といたしましては数は少のうございます。といいますのも、今現在、シルバー人材センターの方で委託しております緊急地域雇用創出事業の委託で、毎日撤去していただいている関係で、現在のところ、かなり撤去枚数は少ないということで、今後、新年度にそういう事業がなくなってくるんで、もっと効率的な撤去ができるんではなかろうかと。特に、日曜日における撤去については期待しているところでございます。

保管につきましては、各団体ごとに保管場所を定めていただいて、ファクス、電話などによる撤去実績報告という形で上げていただいて、我々、数が大きくなれば道路課とも連携いたして回収させていただくということで、今現在、中央環状線の高架下に保管場所ございますけれど

も、原則としては、二日以上保管をするという形で、それと、毎週月曜日に告示を行ってございます。1か月まとまれば、一定処分するという手続をとってございます。

それと、もう1点、三島地域の4市1町の違法屋外広告物等対策協議会の関係なんですけども、昨年2月にこの協議会が発足して以来、現在までに、府下7地区の土木事務所すべてにおいて対策協議会が立ち上がっているということで聞いております。その協議会の中で、現在、政治活動用ポスターも含めて、一般ポスター、違法広告物対策についてのマニュアルづくりを検討いたし、この1月にマニュアルができてきてまいっております。

こういう広域的な取り組みを通じて、業者の方にも、啓発いうことでは大きな効果があったんではなかろうかということと、もう1点は、一定、撤去方法についてもマニュアルという形の一定の処分方法が確立されたということでは、大きな効果があったんではなかろうかということと考えております。

○川口委員長 葎中次長。

○葎中保健福祉部次長 5番の民生委員の関係と、26番の地域福祉計画のこの2点についてご答弁させていただきます。

民生委員につきましては、今年の12月に改選をさせていただいたところでございます。それと、その際に、定数の見直しもさせていただいております。それまでは、民生委員が定数119名、主任児童委員が5名、12月からは、民生委員を10名増の129名、また、主任児童委員は、定数を7名増の12名ということでさせていただいております。

これにつきましては、民生委員の持ち世帯の増等がございまして、現在、一人

の方の持つておられる世帯数500世帯を超える分につきましては、適正と言われております280から300世帯に持ち世帯をするということで考えておまして、そういうことで、適正な世帯数ということで、今申し上げましたように10名の増員をさせていただいております。

また、主任児童委員は、地域、地域での児童に対する取り組みの充実を図るということで、今回、大阪府が各市町村に対しまして充実という部分もございまして、先ほど申し上げましたように、5名から12名の増員というふうになっております。

それで、昨年の12月に改選をさせていただいたんですが、現在、その12月時点で13名の欠員がございました。それと、また、2月で、現在、1人の辞任の申し出がございまして、現時点で14名の欠員が生じているような状況になっております。この14名につきましては、2月に民生委員推薦会等開催をさせていただいて、また委嘱についていろいろさせていただいて、現在、6名の方が4月1日に委嘱できるというふうに見込んでおります。そういうことで、現在、8名の欠員が生じているというような状況になっております。

それと、民生児童委員の役割等でございますが、従来、ひとり暮らしの高齢者とか、小地域ネットワークのふれあいりハサロン等いろいろな部分で活躍していただいております。しかし、現在では、いろんな社会状況または家庭状況等の変化に伴いまして、子育て支援ということで、16年度からは、各地域の中で子育てサロンという部分も地域の中でやっていただいております。

また、来年度からは、児童虐待という部分で、そういう中でいろんな機関と連

携して、児童虐待の部分についても民生委員が見守り活動をするというメニューとして入っております。そういうことで、ますます地域の身近な相談員としての役割というのが非常に重要になってくるというふうに思っております。

そういうことで、こういう民生委員の仕事の増等になって非常に大変になるんですが、これにつきましては、地区の民生委員がお互いに協力していただいで、できるだけ負担のないような体制づくりが非常に重要というふうに考えておまして、この部分については、地区の役員会等でも十分協議をして、できるだけスムーズな取り組みができるように努力をしてみたいというふうに考えております。

次に、地域福祉計画の関係につきましては、平成15年11月からいろんな部分で取り組みをさせていただいております。最近では、3月3日、4日、5日に、公民館、総合福祉会館等の五つの会場で素案に対する説明会をさせていただいたところでございます。また、7日にも、民生委員に集まっておきまして、地域福祉計画の素案について、一定、説明をさせていただいたところでございます。それと、また、来週に計画策定委員会を開催しまして、素案等の中身を調整するというふうになっております。

ご質問のパブリックコメントの部分につきましては、広報等でも16日以降というふうに書かせていただいております。できるだけ素案について一定公表できるように努力をしてみたいというふうに考えております。

また、この計画書が完成しましたときには、市民の方々にもいろいろな部分で知っていただくために、報告会等を地区ごとでも実施をする考えを持っております。

す。

○川口委員長 五里江センター長。

○五里江環境センター長 25番、摂津市行財政改革第3次実施計画第1期アクションプランの、ごみ焼却の広域連携についてでございますが、ごみ焼却炉の更新時期に向けて近隣市と連携を図ることにより、経費を削減できる方策を検討するとありますけれども、これのプランの実施の項では19年度以降となっております。現在、3号炉と4号炉の二つの焼却炉で市域の燃やせるごみの全量処理いたしておりますけれども、これらの焼却炉の耐用年数は、3号炉、4号炉それぞれ平成29年度、30年度ぐらいまでは稼働できるものと考えております。

将来の焼却炉更新につきましては、ごみ処理の基本計画の策定から建設期間相当年数を要するものと考えております。

ごみ処理の広域化につきましては、大阪府ごみ処理広域化計画に基づきまして、今後、ごみ処理の広域化を推進するため、大阪府に対して広域ブロックの構成市町間の調整や指導等を担っていただけるよう要望してまいりたいと考えております。

○川口委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 番号2番、3番、4番についてご答弁させていただきます。

2番のひったくりの件ですが、摂津市内の現在のひったくりの発生状況としましては、摂津警察署の街頭犯罪発生状況分析表という資料をいただきますと、摂津管内のひったくり発生状況では、15年中が44件、16年中45件ということで1件の増となっております。平成16年度のひったくりの状況の発生時間帯では、午後7時から9時が最も多く、全体の47%となっております。16年中の人口1万人当たりでいきますと5件ということで、府内で15番目となっております。

ります。発生場所では、駅から500メートル以内の発生状況というのが出ておりますが、阪急正雀駅では8件、次に、JR千里丘駅4件、モノレール摂津駅2件、南摂津駅がゼロということで、合計14件、全体の31%となっております。

ひったくりの発生地帯のマップにつきまして、現在は作成はできておらないんですけれども、摂津警察署からの資料提供を受ける中で作成してまいりたいと思っております。マップにつきまして、また自治会長ともそのマップを参考にさせていただいて、防犯灯の申請の参考にもしていただきたいと考えております。

夜間の照度チェックにつきましては、警察庁の方から、歩行者が安心できる路面の照度として3ルクス以上というのが推奨されております。防犯灯の設置場所を現場確認する際に、照度計を持参しまして確認を行っておるところでございます。

防犯灯のメンテナンスにつきましては、球切れや器具の取りかえなど自治会の方に維持管理をお願いしておるわけですが、その費用につきましては、自治会への補助の範囲で、引き続き自治会の方でお願いしたいと考えております。

それと、門灯の点灯につきましては、ことしの2月15日の広報のちょうど防犯特集に掲載させていただいておるんですが、1日10時間点灯しても、1か月の電気代としては110円程度というようなことで、そういう記事も記載をしていただく中で、市民への啓発を行ってまいりたいと思っております。

次に、3番、摂津まつりの件でございますが、本年第30回の開催を予定しております。摂津市は、摂津まつり振興会の構成団体の一員として参加しておるところでございます。商工会、自治連合会

など9団体で構成しておりますが、まつりの当日の準備等で、約500人近い支援のもとで実施しております。ちなみに、昨年度の参加人員でいきますと、土、日の二日間で約3万3,000人というふうなことで、市民の皆さんには大変喜んでいただいていると判断しております。

まつりの動きでございますが、さきの役員会の中では、摂津まつり振興会での摂津まつりの実施は、ことしの30回を区切りとして、来年31回以降の摂津まつりの継続は極めて困難であるというような話が出ておまして、その中身としましては、摂津まつりの組織だとか、財政、事業内容、運営全般にかかわる問題で、ゆがみが顕著になり、その問題点、課題を先送りしていけば、さらに大きな問題・課題となるということで、その解決策が見出せないとの結論に達したというような内容でございました。

この提言の内容を受けまして、現在、摂津まつり役員会を2回ほど開催いたしまして協議を願っておるところでございます。また、各構成団体の意見も集約する中で、まつり振興会としての結論が出るかと考えております。まつり振興会の構成団体の一員であります摂津市といたしましては、その提言に記載されております問題点、実は大変難しい課題があると思うんですけども、今後も、まつり役員会の中で議論していただき、引き続きまつりの継続をお願いしたいというふうな意見を述べております。

4番の地域活性化の第1期アクションプランの件でございますが、地域活性化事業補助金の中には八つの補助対象が書かれておまして、その中に、確かに健康増進につながる活動ということで補助対象となっております。地域活性化事業と地区体育祭も同じ小学校区単位の補助

でございますし、また、健康増進、スポーツ活動に対する補助ということで、二つの事業を一緒にできないかというようなことで、補助の見直しもしていきたいというふうな中身でございますが、協議の中身といたしましては、地域活性化事業については校区の自主性に任せておるといふようなこともございますし、一方、地区体の方は、市の教育委員会から地域の方に実施を依頼しているといふようなこともございます。

そういうようなことで、補助の内容とか目的等がちょっと異なりますといふことで、統合については難しいと考えておるところでございます。地区体の担当者と協議はしておるんですけども、まだ結論が出ておらないといふことで、17年度につきましては、引き続き継続協議といふような状態となっております。

○川口委員長 紀田参事。

○紀田生活環境部参事 まず、20番目のオアシスクリーンキャンペーンのときにパッカー車1台で可燃・不燃突っ込みという状況といふことでご指摘いただいておりますが、自治会でしていただいております街美についても、現在は、可燃・不燃分けずに持ち帰って、不燃物処理施設で分けて、可燃についてはセンターに持ち込み焼却、不燃については破碎後、埋め立てといふようなことを行っております。ただ、一部、その中にある資源については、不燃物処理施設で破碎するときに資源も回収ということもいたしております。ただ、この問題につきましては、従来から自治会の方でも、可燃・不燃を分けて排出してはどうかいふような議論もしていただいておりますが、なかなかすべてでまとまり切っていないという状態もございます。

そういったこともあるんですけど、私ど

もの方としては、やはり分けていただくことによって処理コストが下がるというようなこともありますので、今現在、各小学校区単位で懇談会というのを、自治会長及び減量推進員お集まりいただいて議論していただいているわけなんです、その中でも、街美のごみの取り扱いについて、私ども、平成17年度から、可燃・不燃分ける形で回収させていただく。それについて、出すときに協力できる範囲で分けて出していただきたいということで、それぞれ地域で説明をさせていただいております。おおむね協力いただけるということで聞いておりますので、17年度からはそういう形で、可燃・不燃、二者分ける形で回収にお伺いしたいと思っております。

従来、なぜできなかったかというのは、その自治会だけの都合でなくて、我々、やはり日曜日の収集ということになると、人件費コスト、当然、分けて走らすということになると、それなりの車両が必要になってくるということもあって、そういうコストアップにつながるようなことで、ちょっと足踏みしていたということもございますが、17年度については、思い切って一歩前に出たいというふうに考えております。

次の、21番目の市役所の食堂の割りばしということでご指摘いただいております。

私ども、各事業所については、減量ということでお願いにお伺いしたりしております。直接、我々が収集しているのでなく、許可業者が収集しておりますので、許可業者が回収して回っているということなんです、市役所の食堂については、市の人事課の方が管理しておりますので、我々から言うプラス人事課にも働きかける中で検討していただければというふう

にも思っております。

22番目のペットボトルの売却の考え方ということですが、委員ご指摘のとおり、去年、おととしぐらいから、徐々に売却ルートというのが出てきております。それ以前は、集めても、結局どこも引き取ってくれないというような状況が当初生まれてたんですが、中国需要とかさまざまな需要がある中で、一定、今、有価という流れになってきております。

そういった流れを受けて、私どもも、17年度については、容器包装リサイクル法で定める、団体の方に出すんでなしに、一定、入札を行いまして、高価で買い取っていただけたところに売却したいというふうには考えております。

ただ、条件といたしましては、国内利用ということで、以前、たしか中国に輸出されたやつが、適切でないものも含まれているということで、ペットボトル以外に何かちょっと汚れたプラスチックが入っているということで送り返されてきたというようなケースもあります。そういう意味でいうと、結構、ブローカーがどういところが入るかによって、危ないということもありますので、確実にリサイクルできるということでいいますと、国内利用ということ視野に入れながら入札を行ってまいりたいと思っております。

法的な問題ということで言いますと、容器包装リサイクル法で定める特定法人というのがございまして、そこに、翌年度の買い取り依頼を半年ぐらい前にやるわけですね。ですから、私ども、今回手を挙げずに売却するということで処理しておりますので、特に容器包装リサイクル法で指摘を受けるような問題はないと思っております。ただ、ごみということであれば、廃棄物清掃法によってその収集運搬なり、動かして処理するというところに

なると問題が出てくるんですが、有価で引き取っていただくということになると、廃棄物という定義から外れますので、そういう意味での問題もないというふうに考えております。

23番目の、チップ化処理ということで、評価ということで、先送りということで、私ども、通年処理ということで、機械を購入して行いたいというふうに考えておるんですが、大体、年間800トンを上回る剪定枝がセンターの方に持ち込まれてきているわけんですが、リサイクルできるのに燃やすコストをかけて燃やして、それがまた灰となって埋め立てられているということは、やはり可能性のあることについては、少しでもチャレンジしていきたいなということで考えておるんですが。ただ、今、各市とも、結構チップ化いう動きを見せておられて、実際、市でつくったチップが、果たして商品として、あるいは無料であっても引き取り手が確実に確保できるのかというのが、今回の評価の先送りとなったというふうな原因であろうかと存じております。

それをクリアするために、とりあえず、昨年、1か月間、夏場にチップ化を行いまして、大体140トン近く処理をしております。その処理したやつを、今、環境センターの横にございます公園にまいて、草が生えてこないようなことで実験をしたり、あと、それ以外に、センター前の通路にまいて、クッション材的な形で歩道みたいな整備をしたりというふうなことで、いろんな使い方を考えながら、できるだけ、800トンすべてがリサイクルできるようなことを視野に入れながら、利用方法についても検討してまいりたいというふうに思っております。

ただ、1点、売却についての問題なんですが、売却についての引き合いも何件

かオーダーとして聞いたりしているんですが、市が売却したときに製造物ということになりますので、製造物責任法に伴う対応がなかなか市としてとれるのかなという問題点もあります。

そこら辺も十分研究した上で、17年度についても短期のリースということで試行を行います。そこら辺も視野に入れながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○川口委員長 前川参事。

○前川健康推進課参事 それでは、19番目の市営葬儀委託料の中に、マイクロバス料金を一緒に含められないかというご質問にお答えいたします。

このマイクロバスにつきましては、現在、本市が総務防災課の方で運行委託契約をしております分がございまして、その条件といたしましては、1週間以上前に申し込みと、半日単位が最低条件となっております。料金的には、3時間で1万8,900円と聞いておりますが、葬儀の申し込みにつきましては、ご存じのように日数的に余裕がなく、きょう言うてあした、あさってということにもなり、また、当日、参列者が多くて乗れないから1台追加してくれとかいうようなこともございまして、これを一々市の方でやっておりますと、いろいろトラブルとかも出てくる可能性もありまして、難しいかなとは思ってたんですけども、その後、料金面を各業者に提出させましたところ、大体、一回の利用が1万8,000円前後で、ほとんど価格的に差がないこと。それと、マイクロバスの料金を安くできないかということで、マイクロバスの運行会社にも問い合わせをやりました。ところが、これは、運輸局に対して運賃を届けている料金で、値段は下げることができないということで、そう

いう返事をいただいております。

また、参考までに、通常の利用につきましては、自宅からメモリアルホールまで、通夜とか告別式の二日ございますけれども、大体1台で7万8,000円、二日間がかかっております。その内訳といたしましては、1日3時間以内が、大体どこの業者も3万9,000円ぐらいの金額を取っております、それは1回だけの往復ではなくて、人数の多いところは何回でも往復するというものですので、料金的にはそう高くはないかなとは思っております。

それと、契約業者が、それぞれマイクロバスの会社、いろいろ契約している業者と、葬儀業者自体がマイクロバスを持っておるところがありまして、値段を統一するというのは難しいかなと思っております。

やはり市営葬儀としては簡素な分を進めておりまして、マイクロバスを使わない家庭も多くございまして、やはり市営葬儀としては、現状の祭壇の飾りつけ、火葬場の利用、霊柩車の3点が市営葬儀としてはふさわしいのではないかと考えておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○川口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 まず、第1番目のコミュニティーソーシャルワーカー事業についてお答えいたします。

コミュニティーソーシャルワーカーにつきましては、中学校区といった身近な地域におきまして、援護を要する高齢者、障害者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、専門的相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行うという形で先の本会議でも答弁させていただいておりますけれども、その具体的な業務の内容につきましては、中学校区におきま

す要援護者等に対する個別支援とともに、小地域ネットワーク活動や地域の施設等の社会資源とも連携しまして、そうした関係機関のネットワーク化によるセーフティーネット体制づくり、そして、このような活動を踏まえまして、地域住民活動のコーディネートや企画立案機能を強化することなどが考えられております。

具体的には、これまで、高齢者、障害者、児童といったそれぞれの形でケア会議やネットワークというのが全市的につくられてきたわけですが、いわゆる地域ごとにそうした高齢、障害、児童等の枠を取っ払った形でのネットワークとか体制がなかったということでございまして、それを構築していくということが大きな目的というふうに考えております。

それから、平成17年度におきましては、市役所の高齢者障害者福祉課の方に、1名コミュニティーソーシャルワーカーを配置してまいりたいというふうに考えております。市役所がたまたま一中校区にございまして、一応、一中校区に配置したということになりまして、他の4つの中校区につきましてはいわゆる配置をしていない、まだ未配置の状況というふうに考えております。

なぜ市役所の方に先行して配置したのかという問題がございまして、一つは、先ほどの事業内容を見ましても、かなり地域の実情を知って、また専門的な知識・能力を要請される仕事でございまして、なかなか人員の確保の問題もございまして、それから、委員ご指摘のこれは大阪府の方が、福祉医療制度の見直しの中でのセーフティーネットづくりの重要施策というふうに位置づけておりますけれども、ほかの大阪府の施策がそうでありますように、この施策につ

きましても、基本的には5年間の期限つきの補助事業というふうに聞いておりますので、我々といたしましては、その補助が切られることも想定して今後の事業展開をやっぱり考えていかなければならないと思っておりますので、その辺につきましても、1年間をかけて検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、もし五つの地区で配置していくとなれば、その5人のかなり専門的な能力を持った方たちをやはり束ねる職員も必要であろうということで、それは市役所に配置した職員がそれを束ねるということも必要であるということで、とりあえず、市役所の方にまず配置した状況でございます。

続きまして、6番の高齢者移送サービスについてでございます。

まず、実績についてでございますけれども、平成16年度の1月時点におきまして、登録者数が113名ということで、16年度の4月時点で52名でございましたので、倍増以上の伸びを示しております。利用件数につきましても、16年4月から1月まで、延べ392件の利用となっております。月別で見ますと、4月段階で23件でありましたのが、一番多い月で、10月、50件となっておりますので、ほぼこれも倍増以上の利用となっております。

この移送サービスにつきましても、少し情勢が変わってきておまして、これまでも、道路運送上いろいろ問題、疑義があるというふうに言われておりましたけれども、今回、道路運送法の第80条第1項のいわゆる自家用自動車の有償運送許可を得れば、こうした事業が正式な形でできるということに変わらしまして、そのためには、地方運輸局や関係交通機関の代表、NPO等の代表や利用者代表等

で構成いたします運営協議会というものをつくりまして、その中でその事業を認めていただく必要が出てまいりました。具体的には、摂津市独自でこうした運営協議会をつくるのではなくて、北摂7市3町でこのような運営協議会をつくって、17年度にこの移送サービス、そして、社協に委託しております移送サービスにつきましても、そこでご承認を得ていくという形になっていくというふうに思います。

現在、福祉車両3台で運営しております。17年度の事業内容につきましても16年度と同様の内容で実施してまいりたいというふうに考えております。

委託先のシルバー人材センターとも協議をしておりますけれども、運転手の確保の問題、自動車の駐車場の確保の問題等もございまして、やはり高齢者の方にこうした移送サービスをどこまでお願いできるのかという、安全面の問題もございまして、今後1年間、そういった問題も含めて今後のあり方について検討してまいりたいというふうに思っております。また、介護福祉タクシーにつきましても、十分、我々としましては現状について認識しておりませんので、先ほども申し上げました運営協議会等の動きがございまして、その中でまた十分に状況を把握し、今後の運営のあり方の中でまた検討してまいりたいというふうに考えております。

7番目の老人クラブの補助金でございますけれども、現在、61クラブ、約4,000人弱の方が老人クラブの方に加盟をいただいております。一方で、独居世帯や老老世帯の中でどれだけの方が老人クラブに加入しているのか、あるいは未加入なのかということでございまして、現実的な問題といたしまして、民生

委員の方から提出していただいております独居世帯の名簿の中に、地域の活動をしているかどうかという欄がございますので、その中に、老人クラブ活動などを行っているというふうに記入をしていただける欄がございますので、独居世帯につきましては、ある程度、老人クラブ活動をされているのかどうかについては把握することができますけれども、実際には、民生委員の方に申請をされておられない独居世帯や老老世帯につきましては十分把握ができていないというのが現状でございます。また、現実的な問題としまして、今後、その把握についてもなかなか難しい面があるかというふうに考えております。

しかし、一方で、老人クラブにつきましては、その地域の独居世帯や老老世帯等の見守り活動などの地域のセーフティネットワークづくりに重要な役割を今後果たしていただく必要がございますので、できることならば、老人クラブの方ともご相談いたしまして、例えば、加入促進強化月間のような形の中で、例えば、そういった独居世帯とか老老世帯の方に主にターゲットを絞って加入を促進するような取り組みを行っていただくとか、そういったことを、一度、また老人クラブの方とも協議して、検討してまいりたいというふうに考えております。

27番目の第三者評価についてでございますが、これは、各種福祉施設に関連いたしますので、一応、私の方からご答弁させていただきます。

現在、保育所や障害者施設につきましては、それぞれの施設におきまして苦情処理要綱を設けまして、苦情処理の窓口担当者、それから、責任者等を明確化するとともに、手続につきましてもきちんと規定しております。また、施設職員と

は別に、利用者の方が苦情を訴えることができる第三者委員につきましても配置をさせていただいております。

また、介護施設におきましては、これらに加えまして、介護相談員の制度も設けております。

第三者評価制度の導入の意義につきましては認識いたしておりますけれども、まだまだ評価をされる機関が少ないこともあり、費用の面もございますので、今後も、その実施については検討してまいりたいというふうに考えております。

○川口委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 18番のアトピー、ぜんそく等々の実態とその対策についてお答えさせていただきます。

1歳6カ月児健診を受診された、本年度7月から9月に受診されたお母様方に、アトピーやぜんそくについての状況をお尋ねして、それをまとめたものがございまして、5.1%の方がアトピーである、ぜんそくについては、3.6%の方がうちの子はぜんそくであるというふうにお答えをいただいております。

ちょうど、真夏の期間の調査でございましたので、冬にはアトピーもぜんそくもまた少し状態が変わるのではないかとということで、この1、2、3月の集計を今現在行っているところでございます。

対策についてでございますが、4カ月健診、1歳半健診、3歳半健診等々、それから、育児相談等の会場におきまして、個別の相談を承っております。その中には、スキンケア指導、食事指導等、個々の方にあわせて健康指導を行っているのが現状でございます。

また、その個別指導の中で、特に継続して相談が必要であると、親からお申し込みになった方も、また、こちらが、もう少し継続して指導した方がいいかなと

判断させていただいた方等につきましては、家庭訪問等も行いまして継続指導を行っております。これらの対策を今後も続けていきたいと考えております。

28番のブックスタートについてでございますが、読み聞かせを切れ間なく進めるためにということで、保健センターにおきましては、4カ月健診で読み聞かせを、ボランティアの方に入らせていただいておりますが、1歳半健診につきましては、保育士と共同事業しておりまして、手遊びや絵本、大型紙芝居の読み聞かせ等々行っております。3歳半健診につきましては、少し、耳鼻科健診や視覚健診等がございまして、盛りだくさんなものですから、読み聞かせは行ってはおりません。保健センターの会場には絵本等用意いたしております。

次、29番の医療機関に絵本、充実の働きかけをということでございますが、これは、医師会や歯科医師会ともご相談をしないといけないんですが、医療機関はやはり病気を持たれた方が来られるということで、絵本を介して少し不衛生な状況になり得るので、うちの医療機関には絵本とか雑誌は置かないんだというふうに断言していらっしゃる先生もございまして、全体として、医療機関に絵本を置いてくださいという方向性が進展していくかどうかについては、少し医師会や歯科医師会とご相談した上でということになるかと思っております。

○川口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 まず、8番の児童福祉法改正に伴う児童虐待に対する市町村の役割というご質問に対してでございますが、児童福祉法が改正になりまして、今までは大阪府の方がメインで対応しておる状況でございましたが、市町村の役割も明確化されたところでございま

す。その役割と申しますと、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応が可能と判断される比較的軽微な事例については、市町村中心に対応することと。しかしながら、困難事例については児童相談所、大阪府においては子ども家庭センターに直ちに連絡するというような一項目が入っております。このようなことがございまして、我々、今、家庭児童相談室を設置しております。今も、委員ご指摘のように、キャピセ（児童虐待連絡会）という会を立ち上げて、家庭児童相談室の方が窓口でやっております。

このことは、法の改正がありましても、同様に、こども育成課の家庭児童相談室の方の窓口で対応していきたいと考えております。

続きまして、9番目の育児支援家庭訪問事業がどのような事業かといいますと、予算概要にも載せてますように、積極的にみずから支援を求めることが困難な家庭に対して、児童の養育支援のために家庭訪問の活動を行うという事業でございまして、もう少し具体的に言いますと、家庭児童相談室の方で、子育てアドバイザー研修会を年に1回開催しております。といいますのが、対象の方を、大阪府の方が研修していただける子ども家庭サポーター終了の方を中心に研修会をいたしまして、この方々の中から、摂津市の子育てアドバイザーという登録をしていただいている方につきまして家庭訪問をしていただくと。ただ、ボランティア的な要素のメンバーでございまして、いきなりその方が家庭訪問するかといいますと、どうしてもしんどいところがございます。やはり職員、家庭児童相談室並びに来年度予定しております非常勤で雇用する予定の臨床心理士が前もっていろいろと前

さばきをして、そのご家庭のご了解を得た上で、アドバイザーに見守りという形で家庭訪問をしていただけたらと思っております。

続きまして、10番目の次世代育成計画と少子化対策実施要綱の件でございますが、要綱の方が出てきましたのが12月ということで、それまで、策定委員会の方でいろいろとご議論していただいております、次世代育成の計画の方でございますが。やはりその策定委員会の議論を尊重するように、3月末をもって計画を策定していきたいと思っております。

しかしながら、いろいろと子育て支援に関しますところは日々変化がございます。その必要性が感じられるならば、やはり計画の見直しもその都度行っていきたくとも考えておりますが、今のところは、今までいただいた議論を尊重する形で計画書案から案をとって計画書にしていきたいと思っております。

続きまして、11番のファミリーサポートセンターに関する件でございます。

今年度、昨年10月からファミリーサポートセンターを立ち上げまして、本市社会福祉協議会の方に委託をしまして事業を行っていただいております。

今までに講習会等3回開催させていただいております、会員数につきましては、依頼会員が30名、援助会員が18名、両方会員が10名の計58名の方に会員になっていただいております。

活動実績でございますが、10月から2月末で計17件の活動をいただいております。

また、補助金のところのいろんな縛りが今後どうなっていくのかというご質問でございますが、このファミリーサポートセンターの補助金につきましては、三位一体の関係でまだ中身が余り見えてき

てないんですが、交付金化される事業の一つになるということをお知らせしております。その交付金と申しますと、次世代育成支援対策交付金のソフト交付金という項目になります。こういう交付金化されて市町村の自由度が増すということから言えば、今まであった一定の基準については削除していただけるのかなとは思っておりますが、今のところ、交付金化の詳細はまだ届いておりませんので未定でございます。

12番目の摂津保育所、現摂津保育園でございますが、民営化した後の評価及びその後の民営化の方向性というご質問でございますが、昨年4月に社会福祉法人桃林会に運営をお願いして、今そちらの方で運営をお願いしております。

我々といたしましても、やはり見守りが必要であるということで、三者会議というのを設置いたしまして、保護者の方、法人、市、その三者が一者でも声をかければ会を開こうというような会を設置しております、保育所の運営の条件が保護者の方に、こちらの方説明をしております、その条件から少し外れたようなことがあればいつでも言ってくださいと、すぐ会議をして、我々としても見守りをしていきたいという会議でございます。その会議におきましてもそういうようなお話は今聞いておりません。

また、評価というところでございますが、約1年になりますので、この2月28日付で公立時代からいられた保護者の方を対象に、何か変わった点とかよくなった点があればご回答お願いしたいというようなアンケートをお配りして、この月曜日、3月7日締め切りで一応回収しております。なお、中身については詳細見ておりません。もう少し中身を見て、その三者会議の内容とアンケートの

内容でこの1年の評価をしてまいりたいというふうに思っております。

また、民営化の方向でございますが、本会議の方でも市長、部長からご答弁ありましたように、公立保育所のあり方についていろいろ検討し、引き続いて市民生活の影響を考慮し、民営化も視野に入れながらいろんなことを検討してまいるといようなことでございます。

次に、13番の病後児保育の件でございますが、次世代育成対策支援行動計画の中で病後児保育の欄を設けております。一応、5年後の目標といたしまして、施設型1か所、または派遣型延べ1,000件という目標を設けております。アンケート、意向調査によりますと、やはり派遣型より施設型の方の要望が高くなっております。その要望におこたえできるように我々としても努力をしてまいりたいと思っております。

ただ、病後児という状況でございますので、やはり専用の保育室であるとか専用の保育士、または看護師という配置の必要性もございます。既存施設につきまして、なかなかそういうような専用スペースがとれる園が少のうございます。改修等にあわせて、そういう新しい事業をしていっていただければ、またお願いをしていきたいというふうに考えております。

14番目の幼保一元化の考え方というご質問でございますが、この支援行動計画の中に、幼保の連携という欄がございました。この2月に実施いたしましたパブリックコメントの中で、お一人の方から、幼保一元化というのを市としては考えていくべきではないかというご指摘をいただき、教育委員会の方と協議して、2月24日に、一応策定委員会がございました。そこで文言の修正の案をご提案

いたしまして、幼保連携というところに幼保一元化の検討を含めるとい文言を追加する予定でございます。

次、15番目、保育所整備のところの定員増はあるのかと。また、この4月に向けて待機児童の方はどうだというご質問でございますが、今回予算計上させていただいております補助金につきまして、2か所の施設整備の補助金を計上させていただいております。1か所は建てかえでございます。昨年、民営化いたしました摂津保育園が、老朽化が激しいため建てかえをしていきたいということでございます。また、鳥飼方面で一つ保育所を新設してまいりたいというご要望もございます。

11月、12月と大阪府の方と協議を重ねてまいりまして、一応、国の方に計画を上げる方向性になりましたので予算計上させていただきました。定員につきましては、建てかえの摂津保育園が30名増員する予定で今計画をいただいております。また、新設の園につきましては、90名定員の保育所を予定されております。

4月時点の待機児童ということでございますが、我々、待機児童が出ないように、今、第1希望がどうしてもしんどい方につきましては、第2希望、第3希望ということでいろいろとお勧めをしている状況でございます。しかしながら、第1希望でお待ちするという方も当然いらっしゃいます。そのような状況で、数字の方は極力ゼロにしていきたいんですけども。やはり毎年20名前後待機児童が出ているというような状況でございますので、今年度も同程度かなというふうに予測をしております。

16番の児童扶養手当の伸びということでございますが、手持ち資料が昨年と

ことしの分しか今現状はございません。大体、この1年に3%程度の伸びで受給者が増えているというような状況でございます。やはり申請状況を見ますと、離婚の方がどうしても多いというような状況でございます。

次に、17番の乳幼児医療費助成の拡大に対する市の一般財源の試算をしているのかということでございますが、昨年6月の議会におきまして、条例改正の際にご説明をしております。今現在4歳未満でございますが、1歳拡大することによって、そのときの試算で、約2,800万から2,900万が必要になるというご説明をさせていただいたと思います。制度改正後、こちらの方に実績として届いていますのが、11月分、12月分の現在2か月分でございます。その2か月分を見ましても、大体その試算に近いような数字、1年に換算いたしますと2,800万から900万に近い数字が必要であろうと。その2か月分からも試算をしております。

また、北摂7市の状況ということでございますが、対象年齢でいきますと、本市を除きまして、3歳未満のところは1市、4歳未満が3市、6歳並びに就学前というところでございますが2市でございます。

最後に、30番の第一児童センターの安全対策でございます。大阪教育大学附属のあの池田小学校の事件を受けまして、警備会社に通じる緊急通報装置をそのときに設置しました。また、近々におきましては、やはり何かあってはいけないということで、刺股、催涙スプレー等々の配備もしております。

また、防犯教室におきまして、摂津警察に依頼をいたしまして、職員と子ども、一緒にそういう教室で、何かあったとき

の緊急時に対応するようということをやっております。

○川口委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時59分 休憩)

(午前 1時 1分 再開)

○川口委員長 再開をいたします。

藤浦委員。

○藤浦委員 まず、1番目のコミュニティーソーシャルワーカーの配置ですが、先ほどの答弁でわかりましたけども、とにかく、しっかりと、やっぱり効果が上がるように、活動領域の整備とか関係者の連携とかをスムーズにやっていただくようお願いしたいと思います。

18年度以降のことはちょっと不透明ですが、検討していただくことを要望いたします。

それから、2番目の防犯灯の設置等についてですが、府全体としては、やっぱりひたたくりを減らすということでいろんな対策をやっているわけですが、なかなか本市では減っていないということもございますし、やっぱりその辺、戦略をしっかりと立てながら、多発地域について重点的な対策を練っていくとか、やっぱり何かよく発生するところについてはそれなりの問題点もあると思いますので。それと、やっぱり明るくするということは非常に関係性があると思いますので、しっかりと対策をお願いします。

あわせて、既存でついている部分の清掃、メンテナンス、それとまた、門灯をつけていくというふうな取り組みのお願いもしっかりとさせていただくことを、これは要望しておきます。

3番目、摂津まつりですが、いろいろ内情を聞かせていただきましたけども、何とかこれやっぱり、市民の大事なレクリエーションでもありますので、これは、ぜひ、形がどう変わるかもわかりません

けど、継続していただけるような方向でお取り組みをお願いいたします。これも要望にします。

5番目の民生児童委員協議会補助金に関連した件で、今、民生児童委員が14名中、最終的にはまだ8名欠員しそうだということです。これも早急にまた、欠員のないように、できるようにこれはしっかりと対策をとっていただきたいなと思います。

それから、孤独死等の対策とか老人の見守り、それと、子どもの虐待等についても、今、民生児童委員の業務に対して大きなウエイトが置かれているということもありますし、また、ありとあらゆるコミュニティーにかかわっておられるのが実情だと思うんですね。例えば、地区の体育大会なんかでも民生委員は関わってらっしゃいますし、ほとんどの行事に関わってらっしゃるんじゃないかなというように気がするんですが、効率的にやっぱり活動していただくために、強弱も含めた交通整理というんですかね、何でも全力でやれっっちゃうような、そんなもん無理な状態だと思いますので、そういったことも、市として、やっぱり強弱も含めた交通整理的なことは考えていった方がいいように思うんですが、ちょっとこの辺の考え方を一遍お聞かせください。

6番目の高齢者移送サービスについて、さらに浸透し、利用されるようお願いをします。これは、またやっぱり、先ほど申しました介護福祉タクシーの利用状況との関係で、介護保険の抑制にも貢献しているのではないかと私は思っているので、しっかりその辺も効果が上がるような形での推進をお願いいたします。これも要望とします。

7番目、老人クラブの加入についての問題ですが、単独世帯、老老世帯につい

ていろいろ取り組みをしていきたいと、加入促進月間なんかも考えていきたいという答弁でしたけども、これ、平成14年度決算のときにも同種の質問をしました。そのときは、老人クラブの方に、友愛訪問をお願いしてありますということで、当時は63クラブ中51クラブでこの友愛訪問を受けていただいて実施しているということで、これ、さらに拡大をするというか、しっかり充実しながら、さらにこの見守りの対策を検討していただけないかということに對しまして、そのときの答弁は、老人クラブの方にどういう役割をしていただくか、役員の皆様と十分協議をしながら、拡充に向けて検討してまいりたいと、こういうふうにおっしゃったわけですけど。これちょっと年月がたちましたけど、この辺の中身も含めて、今後、老老世帯とか単独世帯の対策をどういうふうにしていくのか、またされていくのかということ、もう一度、再度ご答弁ください。

8番目の児童虐待の窓口の件についてはわかりました。しっかり頑張っていたきたいと思います。

9番目の家庭児童相談室の心理士の配置の件ですが、これもわかりました。しっかり頑張って、効果が上がるようお願いしたいと思います。

10番目の次世代育成支援行動計画推進の件ですが、ちょっと答弁が一つ抜けておまして、着実に実施していくためにどのように体制をとっていくのかと、また進行状況をチェックしていくための取り組みはどうですかと聞いてたんですが、多分、これは、次世代育成支援行動計画推進会議を設けて、1年に一回、それを把握するという答弁になると思うんですが、それで本当に十分なのかということをおもうんですね。

それから、行政の義務としては、今回の行動計画策定をされたということでしょうけども、市内の事業所の行動計画、これは管轄が直接市ではなくて、国が公共職業安定所などを通じて管轄をしていくということになるんですが、市に住んでいる市民にとっては、環境の改善という意味では、そんなに分け隔てるような領域ではないと思うんですが、これ、300人を超える分と超えない分と大分扱いが違って、300人を超える事業所については行動計画つくらんとあかんと。300人以下の場合は努力してくださいよと、こういうことになってるわけですけども。これは、大変、こっちの方は困難、なかなか進まへんのちゃうかなと危惧するんですよ。法に規制されている300人以上のそこは、そりゃ確かにつくらなあかんの、これはつくるとは思いますけど、300人以下のところはほとんど進まないかもわからないと思うね。こういったことの何か市として、把握まで難しいかもしれないけど、そういうことも推進するような働きかけなり、何らかの形でかかわっていくことがでけへんのかということ、一遍、お答えください。

11番目、ファミリーサポートセンターについて、まだまだこれからということでもあると思うんで、しっかりと、これほんま市民が利用していただけるように、登録者と利用量が増えるように、鋭意努力していただくことを要望しておきます。

12番目、保育所運営補助金に関連をしたことですが、摂津保育園は明年度に建てなおしをされるということも先ほどありましたけども、とにかく聞き取りを、アンケートをやられるということですので、評価を、結果をまとめていただいて、それに基づいて、次の判断ができるようにつないでいていただきたい。やっぱ

り政策的なことですが、大胆かつ柔軟な判断をしていただくことを要望しておきます。

13番目、病後児保育の件は、ぜひ実施できるように頑張ってください。要望しておきます。

14番目、幼保一元の考え方について、これは、幼稚園の統廃合のときからもちよくちよく議論が上がってました。鳥飼保育所ととりかい幼稚園がすぐそばにあるということもありまして、立地条件としてはそういう検討しやすい位置にあるのではないかというようなことは言われていたわけですけども、これ、導入に向けて調査研究を進め始めてはどうかと私は思うわけですが、これは担当の方で一遍ご意見をお聞かせ願いたいと思います。

15番目の保育所の定員増加等の問題ですが、17年度も恐らく20名程度の待機児童が出るだろうと、こういうこととございます。将来的には18年度、摂津保育園の建てかえ30増。新しく鳥飼方面の保育所が90増ということですから、これまた大分変わると思うんですけど。ただ、この間のいろいろ調査を聞いてますと地域にばらつきがあると。駅の近くなんかについては案外ニーズが高いと。先ほども言うてはりましたけども、どうしてもほかのところには変わらないと、第1希望でないんだめなんだとして、待つ方もいらっしゃるということもありますし、待機児童の新基準と旧基準と何か計算の仕方があるんですけども、やっぱり実際のニーズに合って、必要な場所には増員すると。そうでないところは別に増員する必要もないということもあると思いますので、こういうばらつきがやっぱりあると思うんですが、その辺の実態を把握されているところで、ちょっと一度お答え願いたいと思います、

地域性ですね。

16番目の児童扶養手当の伸びの関係ですが、これは、昨年から制度が変更になってまして、5年間の猶予期間の後に児童扶養手当が減額される中で、母子自立支援員による支援活動とか、また、母子家庭自立支援教育訓練給付金とか、また、母子家庭高等技能訓練促進費というような制度が設けられまして、自立促進を行っていくということで、1年たちましたから後4年ですか、こういう環境にあるわけですけども、1年間これをやりました。その実績はどんなものかね、ちょっとここで評価してください、本市の実績。

それから、17番目、次世代育成支援行動計画、その中でも充実がうたわれていますけども、この乳幼児医療費助成の件ですが、特に、先ほど述べていただきました中で、すぐお隣の吹田市とか茨木市とか大阪市とかいうところは、6歳とか就学前とかまで上げてられますので、子どもを持っていらっしゃる方にとっては、やっぱりそれがすごく大きな不公平というんですか、そういう子育てに対する、向こうは充実してるというふうな思いにつながっているのが事実ですから、この辺をしっかりと考慮していただきながら、やっぱり充実していただくように。できれば就学前まで充実していただけるように、これは要望しておきますので、お願いします。

18番目、アレルギーの問題ですが、これは、厚生労働省の全国的な調査でも、大阪府下は、幼児期よりも小学生になるとアトピーがすごく多くなるという調査が出てます。これは、ほかのところは大体横ばいか下がったりするんですが、大阪は特異な経過があるようです。先ほども、いろいろ健診時にアドバイスをされたり

とかいうこともありますし、また、こういうアレルギーに対する専門医というのがなかなか不足しているというという問題もありますし、さらにやっぱり鋭意努力をしていただきながら、これ対策をとっていただくように、これも要望しておきますので、お願いします。

19番目、先ほどのマイクロバスの利用料の件ですが、先ほど答弁いただきましたけど、先ほどの答弁でしたら、摂津市の総務防災課がやっているのは、これ入札で費用決めてると。それで、1時間6,000幾らですか、ぐらいの金額になると思うんですけどね。これ、陸運局に利用料については報告をしているので、いや、葬儀のときに使うものは、これ値段は下げれないんですわというのはちょっとおかしいと思うんですね。何で、じゃあ、摂津市に入っているマイクロバスはこれ入札でできてるのか。それちょっとおかしいと思うんですわ。今の利用料で、これでもう変えれまへんねんいうことであれば、これでもうしゃあないんですわ、変えれませんねんと。それで、先ほどから申してます、距離が遠い、近いに対する不公平さというのは、やっぱり、そこに税金を投じて会館を設けた。それに対しての税の再分配というんですか、そういう意味では不公平が出てると思うんですよ。それを、市として、できるだけ使いやすくすると、不公平感をなくしていくというのは義務だと思うんですけどね。

今の答弁やったら、もうこれでしゃあないんですわと、これでもう仕方ありませんねんというふうな答弁やと思うんですけども。しかも、その理由が、私、どうしても納得でけへんので、もう一回、再度ちょっとこれご答弁お願いしたいと思うんですね。

20番目、街美等の収集について、こ

れ17年度からは分別収集に切りかえていただけるというようなことで、確かに、先ほど言うた人件費のコストの面とかでは、その方が、コスト面だけいうと高くつくかもわからないというような問題をはらんでいると思うんです。これも私よくわかるんですけど。私が住んでいる地域はそうなんかもしれないませんが、結構街美でもそうですし、オアシスクリーンのときでもちゃんと分別をしようなんです。そういう意識があるんですよ。だから、そういう、市民に触れる場での収集をされたので、非常に悪影響があったなというふうに思ったようなところがありまして、これ、その辺の兼ね合いもあれしながら、やっぱりそれはそのままじゃなくて、それを通じて、また市民の分別の意識が醸成されるという部分も勘案しながら、費用対効果も考えて、しっかりと取り組んでいただきたいなと、これは要望しておきます。

21番目、おはしの件も、できれば要望していただけるように、要望しておきますので、お願いいたします。

22番、ペットボトルの売却の件ですが、いよいよ17年度から実施に向けて考えていただくということですので、これは、ぜひうまくやっていただくように要望しておきますので、お願いします。

23番目のチップ化の関係の中間報告ですが、給食の残渣についてのいろいろ実験もされてましたね、混ぜて、いろいろ細菌かけてやってみてとかいうて。あれも結局はやっぱり失敗やったんでっかな。それもまた後で、それだけ聞いておきます。とにかく、これ一生懸命、何とかうまく利用できるように、これは研究していただくことを要望して、今の件だけちょっと言うてください。

24番、先ほどの不法看板の撤去の話

ですが、職員での補完も考えているということで、実際にやられて、移行されて、その中で、今シルバーがやってらっしゃいますけど、同程度の撤去能力ぐらい、補完できるように職員でバックアップすると、こういう考え方でええんですかな。

特に、不動産屋のモデルルームの分譲用の看板、それから、いかがわしい系のやつね、何かこうピンクの。ああいうのは全然懲りないんですよ。取っても取っても、もうすぐ後からつけとって、いたちごっこになって、今、三島地域の違法屋外広告物等対策協議会の取り決めなんか非常に効果が上がってんちゃうかと言うけども、特定のところにとっては全然きいてないと思うんですよ。こういう特定のところについては、尋常な手段ではやっぱりちょっと渡り合えないと思うんですかね、やっぱりそういう罰則みたいなものがないときき目がいいような気もするんですが、罰則づきの条例なんかをつくるということなんかについてはどういうふうにお考えなのか、ちょっと考えをお聞かせください。

25番目、ごみ焼却炉の更新の問題、これわかりました、結構です。

26番目の地域福祉計画の件ですが、先ほど、ホームページの更新の件も聞いたんですが、お答え全然なかったんですが、これホームページもしっかりと更新もしていただきたいなと。やっぱり理解できるように、市民の方が見てわかるようにしていただきたいなというのは、これはお願いしておきますので。

先ほどの工程の件ですけども、ちょっとわかったようなわからないような答弁やったんですが、圧縮してる中で、最後、どうしても3月末までで、それこそばたばたでやってしまうことになるのかということをお慮しているのであって、これ、

やっぱり最後の詰めのところはそれなりに時間もかけないといけないということなんで、これ、期限が足らんからと、もう3月末が来たからもうこれで打ち切りですわというような最後のまとめ方にならんように、これは要望しておきますので、お願いします。それから、以前から答弁されてますように、これ、今年度で策定したら、今度は社協にお願いして行動計画をつくっていくというふうに言ってらっしゃいました。これどういうふうな中身で、どういうふうな行動計画にされていくのか、わかっている範囲で教えていただきたいと思います。

27番、第三者評価について、そこまで至らんでも、いろいろ工夫はしてきましたよというご答弁でした。これは、引き続き、今後の課題として検討していただけますようお願いをしておきます。要望しておきます。

28番、読み聞かせの中断のない施策の連続という意味で、しっかりこれも取り組んでいただくことをお願いしておきます。

29番、もうこれは医療機関によっていろいろあるということですけども、これは、今後、一遍ちょっと三師会とも相談していただいて検討していただくということと、それから、医療機関に限らず、子どもが集まるというか、子どもがよく来るところについては、要するに、読み聞かせを摂津市はやってますよ、ブックスタートも始めましたよというようなPRを、人間基礎教育いうのを市内に張ってありますけど、ああいうPRを、いろんなところを通じてやるということもひとつ考えていただきたいなということ、これを要望しておきます。

それから、児童センターの安全管理はわかりましたので、これは、引き続き、

またしっかりと頑張っていただきたいと思います。

○川口委員長 葎中次長。

○葎中保健福祉部次長 まず初めに、5番の民生委員活動につきましては、先ほども申し上げてます、ひとり暮らし、子育て関係以外に、現在でも、老人クラブまたは地区体育祭、または小学校との交流等さまざまな分野で活動していただいております。こういう地域活動につきましては、民生委員に限らず、地域にはさまざまな方がおられると思います。例えば、自治会役員、最近では校区福祉委員、またはボランティアの方、さまざまな方が地域におられます。そういう方と連携をするような仕組みが、非常に、今後の民生委員活動で非常に重要な部分というふうに考えております。

そういうことで、今申し上げましたように、地域のさまざまな方と連携できるような体制づくりというものを十分構築をしていきたいというふうに考えております。

次に、地域福祉計画の関係でございますが、今現在、いろいろ鋭意計画策定に取り組んでおるんですが、この実施関係でございますが、地域福祉の活動計画につきましては、社会福祉協議会で18年度策定と今現在聞いております。そういうことで、地域福祉の推進を図る主体的な団体であります社会福祉協議会が、我々の計画と連携をした中で策定をするというのが非常に重要な部分と考えておりまして、策定に当たりましては、我々と社会福祉協議会が一体となって計画策定をしていくというふうに考えております。

○川口委員長 前川参事。

○前川生活環境部参事 24番の環境美化の看板撤去の件について、看板の掲示者に対する罰則の件なんですけども、大

阪府の屋外広告物条例及び屋外広告物法によりますと、掲示者に対する罰則というのはございます。この間の改正によりまして、30万以下の罰金という規定はございます。ただ、運用上の問題で、なかなかされないというのが実情かなというふうには聞いております。

ただ、我々の方といたしましても、宅建関係とかピンク系とかサラ金関係の看板で、悪質な部分、業者につきましては、以前から警告なり発しておりますし、先ほど言われました三島地域の協議会の方でも、広域的な観点から警告書なんか出していただいて、指導はしております。なおかつ、応じないという場合については、摂津警察の方から指導なり警告という形で、直接の指導という形で、今年度につきましては、5件ほど、警察の方から直接警告していただいて、改善されたという事例もございます。

ということで、15年と16年の撤去枚数からいっても、40%減少している傾向にありますので、その辺の効果も出てきているのかなということで考えておりますので、今後とも、警察なり三島地域の連携を図りながら、未然防止という観点からの指導はやっていきたいというふうには考えております。

○川口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 先ほどのご答弁、一つ漏れ落ちてましたことを、まずおわびいたします。

まず、10番の次世代育成支援対策行動計画の件でございます。

実施に向けての体制というところで、委員ご指摘のように、我々といたしましては、(仮称)行動計画の推進会議を設けていきたいと思っております。こちらの方、年数回をできれば開催をしていきたいということで考えてはおります。そ

こへ出す資料といたしまして、事務局といたしましては、各課の進捗状況を調査いたしまして、毎年度の状況を報告してまいりたいということでございます。

計画の実効性というところでございますが、昨日の本会議でもご答弁申しあげましたように、いろいろ事業がございまして、まず、5年後に予定をしております事業目標量をいかに達成していくかというところに我々としてはまずかかっているのではないかとこのように思っております。一つ一つではございますが、目標量を設定する項目につきましては達成していきたいというふうに思っております。

また、事業所の計画に対する市のPRというご質問でございますが、お話ございましたように、301人以上の事業者に対しては義務化、300人以下に対しては努力義務というような状況になっております。この計画におきましては、本社機能のあるところで計画をつくるというふうに私どもは理解をしております。

平成8年の事業所の数でございます。必ずしも本社が摂津にあるという数字ではございませんが、300人以上の事業所は15社ということになっております。約99.9%が300人以下の事業所になるかと思っております。

その中で、いかにそういう計画策定をPRしていくかということでございますが、策定委員会のメンバーの中に、商工会の代表として1名入っていただいております。我々といたしましては、各種団体等を通じてPR、また、我々の市の関係機関の方から商工会等々へPRをしていきたいというふうに思っております。

14番の幼保一元化の考え方ということでございますが、幼保一元化に取り組むに当たりまして、クリアしなければい

けない諸条件があるということで認識をしております。

まず、ちょうだいする保育料のところでございます。幼稚園の場合、定額の保育料になろうかと思えます。保育所の場合は所得税に応じました保育料でそれぞれのランクがあると。その辺をいかにクリアしていくか。

また、入所の要件でございますが、幼稚園の場合、集団保育を保障してほしい。また、幼保一元の施設におきましては、乳児におかれましても一定の保育を保障してほしいということであれば入所要件がいけると。保育所になりますと、やはり保育にかける要件がございます。保護者の方の就労であったり、保護者の方の疾病であったり、また、同居家族の介護で保育ができない等々の要件が必要になります。そのあたりをどのようにクリアしていくかということが一つの課題だと思っております。

続いて、施設の面からいきますと、現在、幼保とも定員の方がほぼいっぱい状況にあらうかと思えます。既存の施設を利用して幼保一元ということというのは少し困難かなというふうに考えております。

続きまして、15番の待機児童の地域性ということでございますが、本市市内に15か所の保育所が現在ございます。小学校の数からいきますと12今ございます。それを超える保育所の数があるということで、校区的に見ても、1小学校区に1ないし2の保育所があると。また、地域的に駅前の方が待機が多いのではないかなというようなご指摘でございますが、年度、年度によって少し異なりまして、2年前でございますと、鳥飼本町、鳥飼新町地域の待機がすごくございました。今年度、今のところは、これといってこ

このところに集中するというのではなくて、我々としては満遍なくといいますか、各地域で待機がいらっしゃるというふうに認識しております。

続きまして、母子の関係で、児童手当の制度改正に伴う母子の自立支援というところの実績ということでございますが、今年度からスタートいたしました3事業がございます。その中で、今年度、2事業に対して申請をいただいております。まず一つは、母子家庭高等技能訓練促進費というところで今1件申請をいただいております。また、母子家庭自立支援の教育訓練給付費という項目でも1件申請をいただいております。

また、事前相談といたしまして、来年度以降になりますが、母子家庭高等技能訓練促進の方に1件のご相談をいただいております。

○川口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 7番目の老人クラブの見守り活動についてご答弁申し上げます。

委員ご指摘のとおり、老人クラブの友愛訪問につきましては、14年度、それから15年度につきましても、実績が51クラブで実施されておりました。私もといたしましても、全クラブで取り組んでいただけるように要請をしているところでございまして、17年度につきましても、54クラブの方で実施していただけますように予算措置をしているところでございます。

また、見守り活動という位置づけではございませんが、この間、老人クラブにおかれましても、増える高齢者人口に比較いたしまして、なかなか老人クラブへの加入が進まないという危機感を持っておられまして、地域の対象者の方に対しまして、加入を進めるための訪問等に努

力されているクラブも少なからずございまして、そういった活動が、一定、地域の高齢者の方の実情の把握に役立っていることであろうかというふうに思いますし、また、そういった形で老人クラブの会長等の方から、地域で実際に困っておられる方等の情報がこちらの方へ寄せられたりすることがございます。

ただ、老人クラブ単独でやはりこうした地域の見守り活動をやっていくということにつきましては、やはり限界もあるかなというふうに考えております。

例えば、実際に、独居の家庭あるいは高齢者だけの世帯につきましてどのような形で把握していくか。それを、例えば市役所が少なからず把握しております名簿等をそのまま老人クラブに出せるかといいますと、これまた難しい問題もございまして、やはり基本的には、地域の見守り活動につきましては、今後構築していかなければならない地域のセーフティーネット体制の中で考えていくべきものだと思いますし、また、その中で、老人クラブとしてどういう役割を果たすべきかについてという問題と、老人クラブ単独で何ができるのかということについてはやっぱり別途考えていく必要があるだろうというふうに考えております。

したがって、先ほどご答弁申し上げましたように、老人クラブの単独としたしましては、やはり今一番、老人クラブとしても問題意識を持っておられます、どのように加入を促進していくかという観点から、やはり先ほど申し上げましたように、そういう強化月間というようなものを設けまして、特にそういう独居世帯とか高齢者だけの世帯とかに重点を絞った訪問活動していただくなどの方法によって見守り活動に貢献をしていただくという形が考えられるのではないかという形

で、先ほど答弁をさせていただきましたとおりでございます。

○川口委員長 紀田参事。

○紀田生活環境部参事 23番目のチップ化处理の関係で、昨年に、学校給食の残渣を利用して堆肥化という実験も、チップ化の活用方策として検討いたしております。これも、一応、何本か、素堀の方法とか周囲を木で囲った方法であるとか、どれが一番いい堆肥になるかというような実験をしながら、ノウハウを取得して、私どもするに当たりまして、他の自治体の学校がそういうことをされている事例を見て、持って帰ってきておりまして、そういう実験をしながら、教育委員会の方にも、もともと出しておられるところでリサイクルする、また、それが児童生徒の教育にも役立つという観点から、普及も一応お願いしたりいうことで取り組んでございます。

ただ、やった中には、土質自身が粘土質であったため水分が十分抜けずに、ちょっとにおいが出るといような問題もございました。そこら辺も含めて、実験を積み重ねながら、一部、やはりかなり立派な堆肥もできておりますので、そういうノウハウも検証しながら、チップ化したものがすべて利用されるような形で取り組んでまいりたいと思います。

○川口委員長 前川参事。

○前川健康推進課参事 それでは、マイクバスの利用につきまして、2回目の答弁を申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、運輸局へ届け出ている運賃がすべてでございますが、その中には、やはり距離制といたしまして、10キロ幾ら、20キロ幾ら、また、拘束時間にもよって単価が変わってまいります。それと、総務防災課で入札している分につきましては、業者

が入札する場合も届け出運賃が主になっておりますので、その届け出運賃で入札されてしまいますので、高ければ落ちないと、安ければ落ちるといふ形ですね。次取りたければ、次年度に運輸局の方へ届け出運賃の改正を図るなりいろいろ手はあるとは思いますが。

あと、メモリアルホールの位置が大変不便なところにありまして、遠いところから来られる方にとっては不便だというのはもちろん承知しておりますが、これもいたし方がないことで、その場所にしかできなかったといういきさつもあると思います。

あと、マイクロバスを利用できないならば、仮に千里丘なり鳥飼の方から来るとしたら、公共交通機関を利用させていただくなり、マイクロバスが高いと言われるのであれば、人数の少ない場合タクシーを利用されたら、安いとは思いますが。

それと、遠い人が不公平かといいますと、そりゃ確かにそういう面で見れば不公平な場合もありますけれども、近くの人は近くの人なりに、やはりいつも霊柩車を見たり、黒い服を着た人がうろうろするという、そういう嫌な面もありますので、どちらがいいかということはありませんね。マイクロバスを利用されるのであれば、それなりに届け出られた運賃で承諾していただくしかないと考えております。

そういういろいろ不公平もあることから、市営葬儀の中には、皆さんが全部利用できるという飾りつけの使用と火葬場と霊柩車とこの3点をセットにしておりまして、マイクロバス等については含んでおりません。これは、もう北摂の話であろうが、大体ほかの市、全部、マイクロバスいうのは入れておりません。

参考までに、レンタカーを借りたらど

うかという場合もあるんですけども、レンタカーでも12時間借りますと、平日、祭日いろいろありますけれども、4万5,000円から7万8,500円ぐらいの料金かかりますので、実質そう大して変わらないのではないかと思います。

○川口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 そのマイクロバスからいきますけど、今の答弁やったら、どうしてもやっぱり納得でけへんのは、届け出てる金額で入札してんねやったら、その金額で葬儀も受けたらええんですわ。今、大体、通夜で3時間半ぐらい、それで、葬儀の日は3時間半ぐらいの設定になってるわけです。そしたら、今、通夜3万5,000円、葬儀で3万5,000円ぐらい取りよるわけですけど、これが半額ぐらいになるんですよ、今の市役所に入れてる単価でいくと。明らかに違うじゃないですか、単価が。単価が高いんですわ。ということは、やっぱりバス会社がこれはもうけてるという言い方は語弊がありますけども、単価を高く走らせてるということになるし、市営葬儀は質素にやっていただくという本義やのに、そんな市は関係ないですわ、知りませんわと言うのやったら、ほんたら、使う側にとったら、うちの近所につくってくれたらよかったやないかと、こういうふうな議論になってくるから、そういう部分では、入札でけへんことはないし、入札したら絶対下がると思うんですよ。下げれると思うんです。だから言うてるんであって。そりゃ確かに、場所探してここしかなかった、そりゃしゃあないとしても、じゃあ、そのためのアクセスやいろんなことについては、できるだけのことを市がやればどうですかということ言うてるんであってね。公共交通機関で来ればいいじゃないかて、ないじゃないですか、

バスかて。コミュニティーバスの話になってきますが、それやったらコミュニティーバスを走らせてくれたらどやないかという議論にもなりますし。

これやっぱりね、もう一遍よう考えていけば、絶対入札もできるはずやし、下がると思います、値段が。これは、ちょっと今後の課題としてしっかりもう一回取り組んでいただきたいということは要望しておきたいと思います。

それから、マイクロバスだけの話じゃなくて、今さっきありました、その東別府の位置に葬儀会館つくったと、斎場つくったという部分について、これはまあ多額の費用を投じてつくったわけですが、距離の近い、遠いによって、どうしても税の再分配という意味においては不公平が出てくるといふこともありますし。

市営葬儀をやってもらおうというの、やっぱり質素にってもらおうという意図もありますし、これやっぱり今のようなことを整理をしていかないと、本義のそういう市営葬儀をしていただくという意味から外れてくるといふんです。これはマイクロバスだけの話じゃないんですね。例えば、端的に言うと、いろんな周辺のこと、ほかのこと、葬儀屋を介しているのありますけども、そういったものも含めていろいろ検討していかなあかんこともあると思ふんですけど、この辺の今後の市営葬儀のあり方について、市としてどういうふうな方針検討していくことが必要なのかといふことを、最後に、助役の方からお願いしたいと思ふます。

順番にいけますが、民生児童委員協議会補助金関連で、民生児童委員の件は、連絡体制しっかりつくっていただいて、より効果的に活躍、活動していただけるような環境づくり、しっかりお願いしときますので、お願いします。

7番目の老人クラブの関係ですが、実際に入られていない、単独世帯なんかの人のことはよく聞かんで、大変なんです、実際には。行っても会うてくれへんとか、いろんな難しい状態があるのはよくわかるんですけども、それは老人クラブが行ってもそうやし、民生児童委員が行ってもやっぱりなかなか難しいんであって、これは大変な問題やと思ふんですけども、しっかりせやけど、あきらめんと、これは努力していただくことを要望しておきますので、お願いをいたします。

10番目の次世代育成支援行動計画についても、しっかりと、これやっぱり中身を全部見ましたけども、大変多岐にわたってよくまとめられている内容であると思ふますし、これ全部実現できたら、すごい、やっぱり子育てに対しての環境は進むと思ふんですけど。やっぱり絵に描いた餅にならんように、しっかりとやっぱり実現できるようにしていただきたいな、対策をとっていただきたいなといふことを要望しておきたいと思ふます。

300人以下の事業所、摂津は非常に多いといふことすし、なかなか今の答弁で、ほんまにこれで進むなという気はしません、はっきり言うて。商工会通じて言えばそれで進むかて、そんな甘いもんじゃないと思ふますわ。やっぱり企業といふのは、まず利益を確保せなあかんといふことが最優先になってますし、そんないい時代じゃないですからね、経済的にいい時代じゃないですから、はっきり言うてそれに四苦八苦してる中でのお願いをしていかなあかんといふことすから、これは、今後、しっかり課題として取り組んでいただいて、より有効にそれをPRし、また、少しでもそういう考え方を持っていただく企業が増えるように対策をとっていただくことを要望して

おきます。

それから、幼保一元化の話で、先ほど、いろいろ問題があるというふうにおっしゃってました。市全体の立場で言うと、これやっぱり幼保一元化の話も、例えば、別府保育所がこれ市営住宅が古くなってきたから、建てかえするときにはたちまちどうするんだとかいういろいろな問題が出てくると思うんですけど、そういう問題も含めて、市全体としてどのように取り組んでいくか、また課題として出てくるのかということ、これも助役の方から、最後にご答弁をお願いします。

15番目、待機児童を減らす努力を今後ともしっかりとお願いしたいと思えます。要望しておきます。

16番、まだまだ新制度の活用もまだまだやなという気はいたします。これやっぱり、しっかり自立支援が効果上げるように、取り組むいうても難しいですが、PRもしっかりやっていただきながら、母子自立支援員もいらっしゃるわけですから、連携をとりながら努力していただくことをお願いしておきます。要望しておきます。

不法看板の撤去の件で、罰金が一応想定されてるがなかなか運用でけへんと。警察から改善命令してて、何件かは功を奏してるということですが、とにかく、やっぱり厳しくこれに取り組んでいただきたいと思いますが。同じとこの看板でっせ、ついてるのは、千里丘の方見たらね。やっぱり守るとこや聞くとこはあるけど、聞けへんところもあります、そんな言われたってつければつけるんだよね。そこら辺を、さらに踏み込んで、やっぱりしっかり警察と連携とりながら、ほんまに罰金をかけるようなことも一遍考えていただきたいと思えます。これは要望しときます。

26番の地域福祉計画の行動計画、中身をもうちよっと言っていたかと思いましたが、言っていただけませんでした。しっかり連携をとっていただいて、充実した中身にしていただくように要望しておきます。

○川口委員長 助役、答弁。

○小野助役 まず、葬儀会館のマイクロバスの問題は、広くは、やはり今日まで議論いただいてきました葬儀会館の駐車スペースの関連とも相まっていると思います。そういったことで、具体的に認可運賃と、それから入札の兼ね合いというご指摘がございますので、これは、一度内部分で、何がどうできるかと、やはり市民負担を少なくするという観点に立って、一度、できる、でけへんは別として、これは十分議論をしてみたいというふうに思います。

それで、今後の葬儀会館の問題につきましては、過去からいろんな議論いただいておりまして、10年の1月に開設いたしましたして、7年経過しております。それで、現在、私どもが若干問題に思ってますのは、葬儀会館は貸し館業務で行っておるわけでありまして、この費用は、当然ながら公費で賄いました。それで、葬儀業者が5社あると思います。取り扱い業者が。その中で、いろいろなトラブルも私ども聞いております。そういう中での負担のあり方、基本的には、市の持ち出し額、今回も3,140万ほどの予算を管理委託料でお願いいたしております。そういったことで、15年度決算見てまいりますと、約2,000万市が持ち出しをいたしております。歳入の市営葬儀の使用料が大体8,900万程度でありまして、支出は、管理委託料並びに光熱水費、土地借上料、市営葬儀の委託料で約1億900万円、2,000

万円の持ち出しでございます。そういうことの中で、市の持ち出し額と市民の負担額、市が若干持ち出してもいいんですが、そこに市民負担が、今言われましたいろんな議論はもうお聞きのとおりでございます。これらはやはり市長の方にも入ってきております。

そういったことで、そういうふうなことを見た中で、今後、そういう葬儀業者の今の負担でいいのかどうか。それから、一部、そういう葬儀をする際に、いろんなあとで高い費用がとかいうのも議論も聞いております。これは各委員も聞いておられると思うんです。こういうことがこのごろ入ってきておまして、7年目迎えまして、当初は、集会所の関係でいろんな議論がありました。ほとんどが市営葬儀のこのメモリアルホール使っていたという現状をかんがみまして、私は、市長とも今話しとるんですが、このメモリアルホールの今後の使用のトータルの一度議論が必要という時期に来ておるような気がいたしております。

そういった中身の一つとして、先ほど、マイクロバスの問題もご指摘ございますので、その中で、一度、十分一遍議論してみたいというふうに考えております。

それから、幼保一元化の問題は、以前にも、今委員ご指摘のようにいろいろございました。基本的には、やはり保育所は保育に欠けているというのが要件であり、幼稚園はそれを前提としないということもあります。もちろん、費用の問題もございます。そういったことの中でもメリット・デメリット、これは出てまいります。この議論も内部で、やはり国が若干動いておりますし、資料見ますと、高槻市、吹田市でも、この幼保の合同連絡会で研修会持つておることも情報を得ております。これはやはりメリットばか

りではございませんし、デメリットもある。確かに、以前に、とりかい幼稚園、鳥飼保育所が、もしやるならば、一つの候補だなということは、これは、内部で今、土地の問題だけでは議論をいたしておりました。ただ、保育の内容で、保護者負担、それから保育に欠ける、欠けないを前提としない、そして、必ず定員枠は出てくると。全員入所ならいいんですが、そうしますと、その定員枠は、いわゆる保育に欠ける保護者の方に、定員枠が落ち込めば、これは非常にまた問題になると。いろんなメリットもございますし、デメリットもございますので、それを一度、内部で十分一遍議論をさせていただきたいなど。課題として受けとめさせていただきたいというふうに考えます。
○川口委員長 藤浦委員の質疑は終わりました。

原田委員。

○原田委員 まず、132ページでございますが、成人歯科健康診査事業として2,309万5,000円がありますが、ちょっと内容等をお教えいただきたいと思えます。

それから、過去、予算審査の委員会あるいは決算審査の委員会で、経費の節減を行うということで、随意契約の見直し等を指摘してまいりまして、今年度のいわゆる予算を作成されるに当たって、従前からやっておった制度を入札制度にかえられたというようなところがあれば、ひとつお教えを願いたいと思えます。

これは、どの課問わず、全体でうちはこういうふうにかえたということがあれば、お教えを願いたいと思えます。

街かどデイハウス補助金407万8,000円、これ、少しちょっと内容等お教えをいただきたいと思えます。

総合福祉会館が来年の3月末で閉館す

るといふことでもあります。昨年度もご質問申し上げましたが、いずれ、それは解体ということになるわけなんです、解体費等の負担割合を以前に指摘をいたしました。その後、大阪府とどのような折衝をされて、いわゆる平成17年、どういふふうな取り組みをされようとしておられるのか、お尋ねいたします。

151ページの茨木雇用開発協会負担金として10万円の計上がされております。これは昨年もおられるわけなんです、今日、非常に倒産等あるいはリストラ等による雇用の問題が本当に大きな社会問題になっております。そういう中で、この開発協会がどのような役割と、そして事業をされているのか、お尋ねをいたします。

それから、ホームレスの実態と対策等についてお問いをいたしたいと思ひます。

135ページのこの斎場費で、自動扉保守点検委託料として24万円が上がっております。自動扉ということ、あるいは斎場費ということ、火葬炉の自動扉があるので、その点検か、あるいはこのメモリアルホール、あるいは火葬場の入り口のドア等いろいろとあるんですけども、ちょっと内容等をお教え願ひたいと思ひます。

それから、今回、初めてなんです、商工ニュースの発送業務を社会福祉事業団に委託をしたいということなんです、なぜこの時期に、そして、なぜ商工ニュースということになるのか、社会福祉事業団の目的等を踏まえて、ひとつお教えを願ひたいと思ひます。

○川口委員長 葭中次長。

○葭中保健福祉部次長 それでは、まず、経費の関係で、総括的な部分でさせていただきたいと思ひます。

まず、この経費の削減につきましては、

まず、我々の方で印刷物が非常に多うございます。そういう帳票の分を、共通する、例えば、保険証等の部分を集中して契約するとか。また、パソコンのソフト開発、16年度では、老人医療、母子医療、障害者医療等も、一体的に契約をさせていただいております。そういうことで、身近にできる契約等については、今後も順次やっていきたいというふうを考えております。

次に、ホームレスの関係で、ホームレスにつきましては、去年の調査では、市内に41名おられました。内訳を申し上げますと、淀川河川敷が35名、大正川関連で6名、それから、夏以降に鳥飼のさくら公園等にもおられたような状況になっております。このホームレスにつきましては、昨年度から、大阪府が中心となりまして、ホームレスの相談推進事業がございまして、大阪府の社会福祉協議会の相談員が、ホームレスの調査なり相談なりをとり行うという部分がございまして、それが16年度4月から動いております。

そういうことで、今現在で、5名の方が退所なり、また、別のところに移動されているというふう聞いております。ちなみに、モノレール摂津駅の大正川右岸、左岸で4名おりましたが、3月4日時点で、この4名の方については、病院に入院、または身寄りのところへ1名、2名についてはちょっと居所はわかりませんが、そういうような部分で行かれています。

それで、また、現在、さくら公園の部分も、この部分、茨木保健所なり、また、うちの高齢者障害者福祉課、我々のケースワーカーとも連携をさせていただいて、去年の8月から入院等、いろいろな部分で取り組みをさせていただいております。

そういうことで、ご本人の病気等もございまして、いろんな入院等もしていただくという部分で、説得等いろんな部分をさせていただいて、この3月7日に、また、さくら公園の方については行っていただくというような部分で、今申し上げましたように、市の行政または茨木保健所、先ほど申し上げました大阪府の社会福祉協議会、そういうところと連携して、また、施設の管理者であります茨木土木、また、公園みどり課とも連携をさせていただいて、いろんなホームレス対策にさせていただいているところでございます。

○川口委員長 川上参事。

○川上産業振興課参事 茨木雇用開発協会の部分と、それと、商工ニュースの発送業務委託、この2点につきましてお答えをさせていただきます。

茨木雇用開発協会なんですけど、設立そのものは1969年に設けられました。各ハローワークの管内ごとにすべからく設けられておるということでございます。

設立の背景そのものとしたしましては、かなり今とは時代背景が違っておるといふふうに申し上げるべきかと思えますけれども、高度成長の時期というようなことになりましようか、大都市域では、今日、少し考えにくいことでありますけれども、労働力不足というようなこともございまして、言ってみたら、そういう労働力が不足している地域としての近畿圏から、具体的には九州とか西日本の方に、場合によっては就職のための働きかけに出向くというようなことも要するに主要な課題としながら、今申し上げましたように、各ハローワークごとに設けられてきたというようなことがございます。

現在、私ども、当然、茨木のハローワークの管下ということになるわけなんですけれども、その範囲内では、私どものほ

かに、茨木市、高槻市、島本町、その3市1町と本市が会員の一翼を担わせていただきまして、予算上は均等割の5万円と、私どもの場合には、あと従業員数です、管内の従業員数に従って5万円というような分担がございまして、合わせて10万円の分担をさせていただいておるということでございます。

会員企業は、毎年、多少の出入りがあるんですが、直近の総会時点では、182社、茨木のハローワーク管内で加入をしております。私どもの市内では、大体25社程度というぐあいに承っております。

冒頭申しましたように、そもそもの設立の経緯からいたしますと、そういうかなり広い範囲を意識した人の流れみたいなことを考えた組織として発足をいたしましたんですが、その辺のところは、少し、今日的にはやや後退をしておろうかと思えます。かわりましてと申しましようか、管内での新規学卒の方のための求人説明会であるとか、あるいはそういう場面を通じて新たに就職をされた方への激励会であるとか、それから、あるいは会員企業内での優良従業員の表彰であるとか、あるいはそういったもろもろの課題を含む研修会、そういったようなことを今日的には主要な取り組みということで、毎年進められてきております。

最近では、特に障害者の就職支援の問題もございまして、法律の問題なんかも俎上に乗せながら、そういう課題についても取り組みをし、例えば、あと、個別に、私どもとのことで多少申し上げるとすれば、昨日も春の就職フェアをいたしましたんですけれども、当然、その管内の各企業の方からご出展をいただいて、合同の就職面接会という形でいたします。そういうときには、その辺の横の連携と

というようなことでは、雇用開発協会にいろいろお世話をかけておるといことがございます。

現状、一応、そのような形で茨木雇用開発協会の活動ということでご報告を申し上げたいと思います。

それと、あともう一つ、商工ニュースの発送委託のことです。基本的には、これは、地域就労支援事業の一環というぐあいにご理解をいただきたいと思ひます。

今ちょっと話に出ました春の就職フェアもそうでございますが、地域就労支援事業といたしましては、大きくは二つ事業の柱というものを持っておろうかと思っております。

一つは、能力開発と申しましょうか、具体的には、MOUS受験対策講座であるとか、それから、来年度に向けましては、管理業務主任者の試験対策講座というようなものを予定いたしておりますが、考え方といたしましては、そういう受験講座などを通じまして、具体的に試験をぜひ突破していただき、それぞれの資格を持っていただき、そのことを通じて就職戦線に対処していただくだけの力をつけていただきたい。

地域就労支援事業のそもそもの出発点は、一般的な就職戦線の中では多少ハンディーをお持ちの方々に、どういお力添えができるのかということが出発点にあったかと思ひます。その意味で、そういう受験対策講座が一つだったんですね。

もう一つが、具体的に就労の機会をどうい形で保障するのかというのが2本目の課題ということになってございます。

一つは、もう端的に各事業所においてをいただいて面接の機会を持たせていただくということでの、まさにこれはストレートな就労機会の保障というのが一つ

ございます。

今お尋ねをいただいております商工ニュースの発送業務につきましては、産業振興課としてほかに何かできないのかと、何かメニューはないだろうかというようなことから思い立ったことでもありますけれども、2点目の就労機会、大変限られた、金額的にも余りそう多くはないものでありますけれども、とりわけ、就労に当たっての一定のハンディーなりお持ちの方々にそういう機会を少しでもということ、私ども、従前は手元でやっておりましたけれども、あえて切り離しをいたしまして、発送業務ということに限られますけれども、少しでもそういう就労機会の一端にということをお願いをし、お受けをいただくということになったものでございます。

○川口委員長 五里江センター長。

○五里江環境センター長 予算概要74ページ、環境センター費のごみ処理施設維持管理事業の中の委託料につきまして、16年度まで随意契約いたしておりましたものを、17年度から入札するものにつきましてお答えいたします。

まず、電話点検委託、外周窓ガラス清掃委託、消防設備等点検委託、衛生害虫防除委託、受水槽・高架水槽清掃委託、以上の委託につきまして、新年度から入札をしたいと考えております。これにつきましては、総務防災課、全庁的に長期契約更新に当たりまして、その中に入れて入札いただくものでございます。

○川口委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 成人歯科健診は、40歳以上の市民の方が、市内39医療機関にて歯科健診を受けていただくという委託事業でございます。

受診実績は、平成13年度が1,915人、14年度が2,438人、15年

度が2, 737人、16年度2, 799人となっております。平成17年度の予算は3, 223人で予算計上いたしております。

○川口委員長 前川参事。

○前川健康推進課参事 135ページの自動扉保守点検委託料は、別府斎場の入り口の自動扉と、その中にある火葬炉自動扉3基分の点検委託で、年4回行っております。これは、もう昭和54年からの建物で、故障いたしますともう火葬ができなくなるとか、お骨揚げができなくなるとかいう分でございますので、大変重要な扉でございますので、点検委託を行っております。

○川口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 平成17年度、新たに入札による契約を予定している項目でございますが、こども育成課にかかわりましては、通年、6委託料を入札しております。来年度、新たに3委託料を入札する予定にしております。

項目といたしましては、害虫駆除委託料、自動火災警報設備保守委託料、清掃委託料です。

○川口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 まず、平成17年度におきまして随意契約から入札に変更を考えておりますのは、委員が前回の委員会でもご指摘いただいたと思いますけど、JR千里丘駅エスカレーターの保守点検、バクの家消防用設備等の保守につきまして、入札にかけているための今作業を進めているところでございます。

街かどデイハウス事業につきましては大阪府の補助事業でございますので、平成17年度に千里丘協立診療所のボランティアグループによりまして、千里丘地域で新たな街かどデイハウスを開設されるに

当たりまして、その事業について補助してまいる事業でございます。

大阪府では、17年度、府内140か所の予算をとっておられまして、摂津市では初めての試みとなります。

実施施設につきましては、公民館や集会場、余裕教室や民家などの既存施設となっており、今回は民家を利用されて事業を行われる予定となっております。

利用対象者につきましては、おおむね65歳以上の在宅の高齢者で、要介護認定で自立と判定される方となっております。

事業内容につきましては、健康体操、趣味、創作活動、レクリエーション等、健康チェック、給食、それから入浴サービスもございますが、今回の街かどデイハウスでは実施を予定しておりません。それから、利用者の日常生活の向上に資する事業等となっております。

また、その実施団体が、民間、非営利団体及びNPO法人等になっておりますので、住民参加による柔軟できめ細かなサービスを提供するところに本事業の特徴があるというふうに考えております。職員の配置につきましては、専任の活動援助員1名と補助職員、それから、運営基準につきましては、1日当たりの利用者が5人以上で、サービス提供が1日4時間以上で、かつ週3日以上開所という形になっております。

それから、府の補助金なんですけども、一応、食事提供のある場合につきましては、570円掛ける利用時間と利用人数掛ける0.9という形で積算されます。つまり、残り0.1につきましては、いわゆる利用者負担ということが考えられております。初年度設備品につきましては、初年度に限り、事業実施に必要な備品購入費及び軽易な施設改修費ということで、

100万円以内の補助制度がございます。

それで、17年度予算につきましては、初度設備費100万円と運営費、1日8人、5時間で150日の予定をしております。運営費として307万8,000円を予算計上させていただいております。

○川口委員長 堀口部長。

○堀口保健福祉部長 旧茨木保健所摂津支所の取り壊しについては、15年度までの経過で言いますと、総合福祉会館の中にあります保健所摂津支所は16年の4月に閉鎖いたしております。そのときに大阪府と協議しておりますのは、17年度中ぐらいに福祉会館を閉鎖する可能性があります、それ以降に取り壊しをしますというようなお話で、それでしたら補助金が出るかもわかりませんというようなことで、一定補助を出すようなことを言っておりました。それは、面積按分というような考え方で予算を上げていくというようなことを聞いておりましたが、これ本市の状況もありまして、実際に福祉会館がいつ閉鎖されるのか、あるいは取り壊されるのかわからない状況の中で、去年秋ごろだったと思うんですが大阪府の担当の部署の方が来られまして、摂津市どうされますかということで、うちはまだ決定されておられません。しかし、大阪府としては、16年の4月に閉鎖しながら、何年もは待てませんねというお話でございました。本来でしたら、閉鎖したときにつぶすというような形で補助金は出しますけれども、何年もと言われたらちょっと難しいところがありますねということで話は終わっております。

ただ、今後、この福祉会館が18年の3月には閉鎖されると。その後、いつ取り壊しが始まるのかということによって、補助金がいただけるかいただけないかと

いう、またちょっと難しい状況になってくる可能性もございます。ただ、去年につきましては、ことしについては、当初予算に上げてもらうのはちょっと無理ですということでお答えはさせていただきました。

○川口委員長 原田委員。

○原田委員 成人のこの歯科健診でございますが、去年の事務報告書によりますと2,737人が受けられて、X線を1,416人、そして、要医療、ちょっと治療せないかなという人でしょう、1,983人ということで載っております。

39の医療機関、歯医者に行ってこのことをされるということでもあります。40歳以上ということで、まだまだ歯の丈夫な方もたくさんおられると思うんですけど、歯は痛くなれば治療に行こうかということに僕はなると思うんですけど、そういうことで、健診だけ行こうかということには余りならないというふうに思うんですけども、そういうところでいきなりX線を映すということでもあります。

なぜこれを申し上げますかといいますと、総額から一人当たりの単価を割り出しますと、一人当たり8,436円になります。非常に高い歯科健診の委託費なんです。これは、どういう形で今日まで進めてきておるのか。むしろ、保険とか医療費等で十分されたらいいんじゃないかというふうに感じるわけです。特に、乳児とかあるいは高齢者、障害者等という分についてはこれは必要でしょうけれど、成人の方にそういうことが必要なのかどうかいうことを疑問に感じました。

この辺について、もう少しちょっとご答弁を願いたいと思います。考えをお受けしたいと思います。

総合福祉会館の解体費は応分の負担をしていただくということではありますが、

ぜひひとつ、17年度、精力的に話し合いを強められて、摂津市のこの厳しい財政状況に思いやりをかけていただけるようにひとつしていただくように、これは部長の努力に期待をしておきたいと思えます。

この茨木雇用開発協会が、先ほど参事の方からご答弁いただきました。

今、行政のスリム化、いろいろなことを言われておる。こういう外郭団体については、やはり本来行政がやらなきゃならないにかかわらず、と申しますのは、やはり関係者の天下り先になっているんじゃないかというようなこともちらっと考えるわけです。

そういう意味で、事業所も182社、本市から25社参加をしておるということではありますが、もう少し、現実にあった、もともと設立趣旨に従ってやっていただけのように期待をするわけですが、余りこういうことが必要でないという感じであれば、解体をして、参加しないということで、本来、ハローワークがやらなきゃならない事業にするべきだというふうに私は感じるわけですが、その辺、少し先ほどのご答弁の中で感じられましたので、もう一回お聞かせいただきたいと思えます。

商工ニュースの発送業務なんです、社会福祉事業団、就労支援事業の一環としてやろうということではありますが、いわゆるそういう車両等も準備されているのか、あるいは今日のこの福祉事業団の事業という立場から重荷にならないかというふうにも感じますし、もう少し、やるということであるならば、違った形で地域就労支援事業としてあるんじゃないかというふうにも感じます。したがって、なぜ商工ニュースということにこだわっておるのかということをお聞きしたわけ

ですが、もう一度考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○川口委員長 川上参事。

○川上産業振興課参事 まず、雇用開発協会のあり方ということだと思えます。ですけれども、先ほども申しましたように、多少、設立当初の課題と申しましょるか、ということからは、今日的に少し何か変化を来たしておるということは、先ほどお答えしたとおりでございます。

ただ、重ねてのご質問の中で、例えば、天下りどうのこうのとかいうのは、ちょっと言及もございましたんですけれども、そういうような形の組織ではございませんで、役職関係については、いずれもその会員である企業の中からお出になっておられるということで承知をいたしております。

一般的に、その外郭団体という言葉でございましたんですけれども、どの程度の、例えば行政体との関与のかげんが、その外郭団体であるのかないのかというようなことでの議論もあるいはあろうかというような気もいたしております。

ただ、今のところ、私どもとしては、雇用開発協会、完全に役割を終えて、いわば閉店に至るべしというところまでの、先ほど、一定こんなことでの活動があり、本市としてもそれなりにいわば助けてもらっている部分もあるという認識を申し上げておまして、その限りでは、現在、要するに不必要ということで、まだ断言を申し上げるという現状にはないと、とりあえずは申し上げないといけないというふうに思えます。

ただし、常に、要するに一度設けられれば最長不倒というようなことではないと思えますので。私どもとしては、先ほど申し上げましたような機会を通じまして、会議の場の参画の機会等々もござい

ますので、その場面、場面の役割なり意味というものを十分再確認をしながら、今後とも、それについては注意深く対処してまいりたいというぐあいに考えております。

商工ニュース発送のことに関しての重ねてのご懸念と申しましょうか、別にこれにこだわっているということではございません。就労支援の取り組み自体も、ようやく本格化したというふうに言えるぐらいかなと。この平成16年度満了でようやく3か年ということでございまして、その中で何ができるのかなというようなことを、まだ、私どもなりに模索をしている部分もあろうかと思えます。

その一環ということで、先ほど申しましたように、とりあえず何ができるのかという中から出てきた考え方がこれだということでございまして、決してこのことにこだわっているというつもりはございませんので、申し上げておきたいと思えます。

なお、受け取る側でございます社会福祉事業団にとってのご負担の問題というようなことでご懸念もございましたんですけども、これは、数にして4,000通ほどでございます。毎年1回、広報紙の中で商工特集、従前は、商工ニュースを単独に発行しておったというような場面もございましたんですけども、いろいろ考え方を整理する中で、広報の中に特集ページ、具体的には4ページちょうだいをいたしまして、産業振興課が図っております、商工のことに限らず、労働の問題あるいは消費の問題、すべからく年に一度、洗いざらいでもないんですけども、いろいろご報告を申し上げ、PRもさせていただく、そういうような紙面構成でございますけれども、その、当然、編集、印刷等については、これ手

元で全部完了でございます。

だから、具体的にもう少し申し上げますと、長型3号の封筒を使って発送ということでございますから、それに見合うように折っていただいて封をしていただくということ、そこまででございます。その先の発送については、また市の方で引き取らせていただきまして発送を行っておると。ですから、ちょっと発送業務と申し上げた点が、少し言葉が足りないといたしますと、発送の準備みたいな、そのことに限定されようかというような気がいたしております。

何分、ちょっと何ができるかということで、再三同じことを申し上げて怒られますけれども、少しでも就労支援の枠なり、あるいは道具立てを考えたいということに走っておりますので、決してこのことにこだわっていないということに関しては重ねて申し上げ、ですから、ライトバンぐらいで簡単に、言えば対象のものについては運んでいただけるようなことでもございますので、それほどのご負担はおかけをしてないのではないかなと。ひびき園で具体的にはちょっと手がけていただいてやっているというふうに承っております。

○川口委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 成人歯科健診の必要性と内容についてでございますが、成人歯科健診の内訳は、一般診査と申しまして歯周疾患や歯科健診、これの委託料が4,950円でございます。口内法のレントゲンといいまして、ここはちょっとおかしかなと思われる歯について1本ずつレントゲンを撮られるということの委託料が510円、パノラマ法と申しまして、すべての歯を全体的に撮られるこのレントゲンが3,870円ということで、平成16年の実績が、口内法が2

75人、パノラマ法が1,208人となっております。すべての方がレントゲンを撮られているわけではないんですが、レントゲンを含めて歯科健診だという考え方を基本的には持っております。

と申しますのが、ただ単に外から見ただけではわからない蝕の広がりぐあい、それから、歯根部の病変等々、外からだけではわからない部分が非常にあるということと考えております。

また、健診ということで受診をされる方は少ないのではないかとことなんです。徐々に自分の歯の健康を守るところの意識が市民の中にも広がってきておまして、痛くなってから行って要治療という、そういう方ばかりではなく、年に1回は健診を受けておきましょうということを受けていただいている方がかなり多うございます。ちょっと数年の分析の結果で、なぜ、どういう意向でこの健診をお知りになりましたかというような分析をいたしております。

今後についてでございますが、この健診は40歳以上の市民を対象に行っておりますが、40歳から50歳ぐらいで歯周疾患が非常に増えてまいります。歯周疾患がひどくなりますと、歯はきれいなのにすべて抜けてしまうというようなことに陥ってまいります。高齢になってから歯科健診をするのではなく、やはり40代、中高年のあたりからしっかりと歯の健診を受けていただいて、自分の歯を8020運動、80歳のときに20本の歯を、元気な歯と歯周が保てるようにしていただくというのが非常に大事な事業だと考えております。

○川口委員長 原田委員。

○原田委員 歯科健診のことで、昨年度の実績で話をいたしますと、2,737人が受けられて、754人の方は異常が

ない、これ健診で。先ほど、ご説明では、4,950円、この一般健診でかかるということで、市民総合健診でも、大方8,000円から9,000円の間ということでもあります。歯科でそういう費用があるわけです。3割の方が異常ないと、こういう結果であるわけです。ことしも3,232人の受診を予定されておるわけです。非常に厳しい財政状況でありますし、いわゆる支出を低く抑えるためには何か方法がないかと、こういうことをやっぱり考えなきゃならないと思うんですよ、限られた財源でありますから。市民健診の方でそういう形で、8,000万から9,000万の費用がかかっているということでもあります。歯科健診で一人当たり8,300円ほどかかっているということでございます。これの財源内訳ちょっと教えていただけますか。すべて市の持ち出しなのか、あるいは府費、国費等が出ておるのかどうか、内容をお聞かせいただきたいと思います。

○川口委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 財源内訳につきましては、平成16年度までは市単費でございます。国の方の負担金がございますが、これまでのところは、患者の国の負担金の対象が、40歳、50歳、60歳、70歳のちょうどその年の方ということでの対象の選定で負担金ということでした。今までのところ、本市におきましては、その年齢での把握が非常に難しかったんですが、国保の方のデータバンク事業の準備をさせていただきまして、次年度からは年齢での把握が可能になりますので、次年度から国費の方の負担金を請求してまいりたいと考えております。

○川口委員長 原田委員。

○原田委員 私の方も少し資料不足等もございまして、また後ほど、決算等でも

お伺いをいたしたいと思うんですけれども、いずれにしても、単費でいわゆることしの額でいきますと2, 309万円を支出していくということでもあります。確かに、市民のいわゆる予防的な観点から検査ということは必要だというふうに思うわけですが、そこらは、もう少し検討を加えて、がん検診とかいろいろたくさんあるわけなんですけれども、歯科健診については、私自身の思いもあるので、これぐらいにしておきたいと思いますが、ひとつ、今後、引き続いて財源の有効的な活用という意味で、この事業が、本当の医療と予防的にやろうということでもあります。そういう面で保険とのかかわりもあるということで、決意をいただきたいというふうに思ってたんですけれども、そういう思いを伝えて質問を終わりたいと思います。

○川口委員長 原田委員の質疑が終わりました。

山下委員。

○山下委員 午前中からずっと議論聞いておりましたので、その上に立って、幾つか質問したいと思います。

先ほどから、保育所の民営化問題が、財政状況が好転しない場合には行くと、こういうふうにしてるということでもあります。そのときになったらということなんでしょうけれども、一昨日の代表質問で、民間の保育所に委託しても何ら問題ないではないかと、こんな議論が行われておりました。

しかし、考えてみますと、これまで摂津市では、随分前は公立6園、そして、民間の保育所と相携えてやってきたというのが保育行政であったはずなんです。そうした中で、やっぱり公の仕事として、例えば障害児保育をやるだとか、あるいは産休明け保育をやるだとか、低年齢保育を

やるだとか、こういうことは公立でなければなかなか手をつけられなかったと。公立がやって、そういうことがもとになって民間でもやられるようになったと。もちろん補助金も出してということでもありますけれども。そういうそれぞれの役割があったというふうに思うんですね。民間保育所が、これはもう絶対悪いものであれば、存在そのものがおかしいのであればそういう話にもなるはずであります。そういうことを言っているんじゃないんですね。今ある公立の保育所はできるだけそれを維持するという原則を原則にやっていくということではないかと。

本来、市の側も、そういうふうに維持したいとお考えのところだと思うんですね。財政状況からやむなくということになっておりますけれども。しかし、私は、その場合でも維持すべきだというふうに、そういう苦勞はすべきだというふうに思っておるんです。

というのは、これまでも言ってきましたけれども、これは、ここの部分にかかわることではありませんけれども、今、正規労働が非常に小さくなって、派遣労働だとかパート労働だとかそういうものにどんどん置きかわってると。そういうことが、今大変な大きな私は社会問題だと思うんです。そういう実態を許している、そういう不安定な状況というのは一体どういうことなのかということだと思うんですね。

もう一つは、民間というのはやっぱり経営ですから、どんな経営、社会福祉法人というそういう経営であっても、あるいは医療法人であっても、これはやっぱり今多角的な経営やっていますから、ほかの経営で行き詰れば撤退するということだって、これまで例もあるんですね。そういうときに、公立は、いや、どんなこ

とがあってもこれはやめませんよという
こういう姿勢を示すことができるんです
ね。父母の期待はそこにあるんですよ。
安定した経営、安定した運営という、そ
ういうところに信頼を寄せているという
ことであります。だから、そういうこと
に基づいて公立保育所の運営というのは、
これを維持していくということは大変大
事なんだということをまず申し上げてお
きたいと思います。

その上に立って、今、幼保一元化問題
がいろいろ出されました。国の方で動い
ているということなんでありますけれど
も、しかし、今助役も指摘されましたよ
うに、クリアしなければならない課題が
たくさんあって、私、聞いておきますと、
なぜこれ一緒にせないかんのかなと。国
がやるからということ言えば確かにそ
うでしょう。しかし、振り返って考えて
みたら、保育所は保育所と、幼稚園と、
なぜこの木と竹を接ぐようなことをしな
きゃならんのかと。保育所と幼稚園とい
うのは、もともと違う出発じゃないです
かと。そういうもんじゃないんですか。
保育に欠けるということを出発した保育
所、それから、就学前の教育という観点
からやられてきた。時間も費用も全然違
う、そういうところから出発してるじゃ
ないですか。それをあえてなぜ一緒にしな
いかんかと。もうそういう原点で考えたら、
これ幼保一元化って何でそういうこと
が起きるのかなというふうに思わざる
を得ないんです。これ、意見を述べてい
るわけですが、そういうことに立って言
えば、何を検討するのかと。国が言うて
くるからだというのであれば、これはも
う地方分権、地方分権と言いながら、何
か枠をはめてどんどんやっていくとい
うようなことにしか考えられないんです
ね。

今、国のやることは何でもオーケーと

いう時代じゃないんでしょ。だから地方
分権ということも言ってるわけで。そ
ういうことはやっぱりしっかり見据えて
いかないと、何か本末転倒なことになり
はしないかというわけで、そういうメリ
ット、デメリットという、そういう比較論
ではなくて、そもそも何なのかという
ところからやっぱり考える必要があるん
ではないかというふうに思いますが、い
かがでしょうか。

乳幼児医療費助成が4歳未満というこ
とに拡大されましたけれども、就学前
まで拡大せよということを我々主張して
きました。就学前あるいは小学生以上も
対象にしているという自治体は全自治体
の37%に上っているということなん
ですね。考えてみますと、この乳幼児医
療、とりわけゼロ歳児医療を無料にし
た取り組みというのは、全国でも摂津
市は初めてなんですよ。そのことが大
きく全国に広がっていったという制度
でもあるんですね。もっと誇り持って
いいんじゃないでしょうか。

そして、この当時、吹田保健所の摂津
支所長であった堀井富士子さんがわざ
わざ議会に来て講演をなさいました。
ゼロ歳児医療無料化が、一体摂津市の
乳児の発育にとってどういう影響を
与えたかという講演もなされるほど
でした。

そういうことを考えてみますと、それ
から、私、この問題を取り上げて、例
えば所得制限の緩和だとかいうことも
何度も言ってきましたし、年齢の拡大
ということも言ってきましたが、それ
に応じてやや前進してきてはおります
けれども、今の全体の状況からすると、
通院の場合は、全体の自治体の37%、
入院の場合は63%、それが実施をし
ているということからして、摂津がこ
れまでに果たしてきた役割から考える
ならば、そう

いう善処をしてもいいのではないかと、こう思うんでありますが、これはいかがでしょうか。

保育所の問題について、保育所の耐震というのは一体どういうことになっておりますか。これは、学校の耐震というのは、児童生徒の安全ということはもちろんですけれども、地域の避難場所としての位置づけがあるから、これは大きな役割があると。しかし、通園中に地震の被害に遭うということだって、これは大いにあるわけでありまして、ここでの耐震対策というのは一体どうなんでしょうか、進んでいるんでしょうか。あるいはそういうことを基準になさってるんでしょうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、市民健診の件で、この2月に、部長が、市民健診についての今度やり方を変えると、削減をすると、もちろん全面的な削減ではないというふうな話でありましたけれども、こういうふうに、市民にとって必ずしも前進でないというようにやる場合には、これは十分な検討期間が要するということは当然のことだと思っただけです。そういう点で、こういうことが安易になされると。しかも、予算ということの中では、そういう話はもう大分前から決まってきたわけですから、こういうことの中で、確かに広報するという、こういう大事なことを、これを否定するわけにはいきませんから、やむない措置もあるんでありますけれども、それであれば、市民健診のこういうやり方について論議をする場というのはあらかじめやっぱり持つ必要があるというふうに思っただけです。プラスになるものであれば事後報告ということも、これはあり得る、いいことだから、そりゃいろいろ論議する前にやってもらおうと、だれが見てもそういう状況であれば、これは

是とするものです。そういうことの上に立って、こんな状況で、いや、もう広報に載せる寸前に来ても、これはどういう検討にもならないというようなことでそうなったわけでありましてけれども、これも大きな問題ではないだろうかと。

前進する場合は、あえてそういうことは事後になっても、ああ、そうでしたかと、しかし、いいことですから早く知らせてくださいということはあるんです。これは、理事者と対市民あるいは議会に対する最低限のルールだというふうに思うんで、そういう点をしっかり肝に銘じていただきたいというふうに、あえてここで申し上げておきたいと思います。

次いで、生活保護の窓口でありますけれども、全国的には、福祉の窓口で非常に冷たい仕打ちを受けたということで、生活保護を断って自殺をするというふうな事件も多々生まれたことは記憶にあると思います。この窓口が非常に大事だということは国保問題でもありました。

つい最近、生活保護の申請に来られた方の面接の記録がとられていないということが明らかになった事例がありました。それは、窓口行って、困っている実情をお話して、何とかというふうに相談に来ただけけれども、取り合ってもらえなかったということで、これは言ってもだめだということで、結局、その人は、消費者金融、サラ金に走って、多額の債務を抱えて、途方に暮れて、たまたま見たビラで相談をかけて、再び窓口へ来た。窓口の職員は、この人については会うた記憶はあると、記憶はあるけども、見てみたら記録はないというふうなことでした。こういう場合に、最低、面接あるいは相談の記録は、これは備えておかなければならないというのが、生活保護法あるいは施行規則の中にうたわれているわ

けでありますけれども、そういうことが行われていなかったという事例、結局、この人は大きな負債を抱えて、そういう状況の中で生活保護を受けなければならないというふうな事態になっただけですね。

窓口で生活保護申請したいと言えば、申請権を尊重するというのが一番の基本だと思うんですね。もちろん、この申請権に基づいて、それが生活保護と認定されるかどうかというのは2週間の間に行政の側が決定するという、そういう決定権はもちろんあるわけでありますけれども、申請権を奪うというふうなことであってはならないということで、先日、交渉も持って善処を約束したところでありますけれども、こういう事態について、部長はご存じでしょうか、助役など、こういう実態をご存じですか。

そういうことについて、市民の目線に立って、本当に困っている人が窓口に来たときの対応として、正確に対応するというのをどう考えておられるかと、これもお聞きをしておきたいと思います。

次に、産業振興の問題で、代表質問でも問いかけられましたけれども、岸部に大手スーパーが来るだとか、あるいはスーパー銭湯が来る、あるいはカネカのグラウンドにもホームセンターが出店してくるということで、大型店の出店が周辺で相次いでいます。これまでも、大型店の出店で大変大きな影響を受けている中小の小売業者、まあ中小だけでなく、大手だって今なかなかまいこといかない小売業の中であって、しかし、こういう物量で太刀打ちできないような状態が出てくると。そして、採算が合わないを見ると、箕面に出店してきたあのカルフルのように、半年営業したかなと思ったらもう撤退だというような、こんな非常にひどい事態まで生まれてるわけですね。

そういうときに、大店法という法規制はなくなりましたね。しかし、摂津市役所の中にも産業振興という課がありますし、そこでは、いかに中小の業者を育成するのかということに苦心してる課があるんです。そういうところが、大変困難なる事態が見えてるようなこういうことについて、私は、もっと物言うべきであるし、今、大型店の規制については、立地法だとかいうことがいろいろ言われておりますけれども、その観点から、環境の問題からしてももっと物言えるのではないかと。そういうことを言うべきだし、また、出店に際して、地元の住民や商店とのそういう話だとか、そういうことも大いにやられるべきではないのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

現に大店法がない中でも、そういう規制を働かせているという例もあるようがあります。そういうことを大いに研究をしていく必要があるのではないかとこのように思います。

これに関連して、今回、空き店舗対策として、障害者のつくった製品を売る店を出店するという、これは、これまで従来あった空き店舗、つまり商店街の活性化の補助金としてつくられている空き店舗を、例えば文化・スポーツなどの施設だとか駐車場・駐輪場などの施設に転用する際に、1か月10万円の補助金があります。そうではなくて、今度は、それとは違って、空き店舗を障害者の対策として、これは年間100万円の運営補助というんですかね、そういうものを出そうとすると。これ、趣旨は微妙に違っているかもしれませんが、基準という、つまり商店街の活性化のために商店に補助する月10万と。それから、障害者が出店して、これもやっぱり直接・間接に、周辺商店の活性化を促すような中

身を持ってると言うんですよ、交流の場というふうなことからしても。そういう積極的な意義を持っているのであれば、この補助金、3年間限度だといいますが、そういう中で経営安定してやっていけるかということもあるわけですし、そういう点を見据えたときに、できれば、こういう制度が、うまいこといかんかったから、さあ終わりだというふうにならないようにする必要もあるんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えを聞いておきたいというふうに思います。

次に、ごみ問題であります。周辺の自治体では、ごみ有料化ということが大変大きな問題になってきておりますが、実は、先日の日曜日の朝日新聞には、ごみ有料化で悩む大都市と、減量効果は評価割れだというふうにするような記事が出てましたですね。お読みになったかと思いますが。

家庭ごみの有料化は、この朝日新聞の調査ですけれども、有料化したと回答したのは28%、115市だったと。その減量効果を尋ねたが、少しあったが17で、効果はないは4市だけだった。これは昨年末。しかし、今回いろいろ見てみると、減量への切り札と言うて踏み切る一方で、万能ではないというふうに戸惑う市もあるということで実態がいろいろ書かれておりますが、結局、有料化は万能ではないと、減ってはいないという事態なんですね。むしろ、減量化に効果あったのは分別だというふうに言ってるんですね。この点では、本市は分別を積極的に推進してきて、減量のために果たしてきたというその方向は正しかったんじゃないかと私は思いますけれども、しかしなお、これ事業系ごみの関係では、今回の減量は値上げによるものというふうに評価をされているようでもありますけれど

も、これも早晩が行き詰まるんじゃないかというふうにも思われるんですね。

そういう点で、減量という点では、有料化ではなくて分別という方向を一層やっていくということが大事なんではないかというふうに思うし、それから、先ほど、広域化の問題についての質問もありましたけれども、この辺について、摂津市が進めてきた分別、そして、リサイクルセンターももう構えているわけですから、そうしたものと焼却ごみとのこういう関係で、どちらにとっても利益があるというようなことであれば、こういう広域的な処理も大いに進めるべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

次に、環境問題であります。午前中の質問にもありましたが、ぜんそく患者の増大ということも言われておまして、私ども、大阪の公害患者の出している冊子なんか見てみますと、明らかに窒素酸化物の濃度とぜんそく患者の数との間にははっきりとした相関関係が見られるということでもあります。

こういう点で言えば、窒素酸化物の濃度が自動車排ガス測定局でなかなか国の基準をクリアできないと。国の基準というのは0.06ppm、それ以下ですね。ところが、ぜんそくとの関連は0.04ppmぐらいからもう明確に出ているというデータも出ています。そういう点から、この大気汚染の現状が、今こういう規制基準を超えているという段階にあって、なお窒素酸化物を増やす事業所なり、こういうものが規制できないのかというふうに私は思うんですね。

先ほどから、温室ガスの排出抑制ということ、エコオフィスとかいうことで全庁挙げて取り組もうと、こう言ってるんですね。この精神何ですか。これは、

地球全体で炭酸ガス濃度を一定に抑えないかん。いわば地球全体の総量規制なんですね。地球全体で総量規制せな温暖化には対応できないと。窒素酸化物はそこまでいってませんけれども、窒素酸化物は、特に移動発生源、車のたくさん通るところで明らかに窒素酸化物の濃度が高いわけですから、現に今国の基準を超えているという事態なんですから、それ以上の事業所なり車をそのままにして、何が環境対策かというふうには言わなきゃならんと思うんです。これは、先ほど、乳幼児のぜんそく問題言いましたけれども、小・中学校のぜんそく患者も同じように増えてるんですね。明らかに有意を持ってあるんです。この窒素酸化物の濃度そういうことで抑えていくということは、この場ではあれは違うかもしれませんが、梅田貨物駅の移転はそういうことに大きな影響するんですね。環境影響評価ということをやるといって、これは一体どこにあるかといったら、これ以上環境を悪化せんためにいろいろ意見を言うという場でしょ。そういうときに、環境基準を超えているのに、こんだけやったら大丈夫やと、こんだけやったら少ないと、こんなことやってたら、その地球温暖化の炭酸ガス、二酸化炭素の排出なんか抑制できますか。うちではちょっとぐらいやから大丈夫と、こんなことでは達成できないんですよ。どんどん進んでいくんですよ。同じことがこういうふうに見えるんじゃないかと。COP3とか、いや、炭酸ガスだとかね、もうこういうことを一生懸命やらなきゃいかんと言ってるけれども、そのことももちろんやらなきゃなりませんけれども、もっと身近で、摂津市は、大変困っている、そのことが市民の健康を侵しているという事態にあるのに、そのことを何もしないと。

これはもうやむを得んことなんだと手をこまねいていていいのかということでもあります。あるいは近年進んできている花粉症もディーゼル排ガスとの相関が言われておりますね。

こういう点から見ても、その対策をどうとるかということは、やっぱり摂津市の環境対策上、私は、最重点課題だというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

それから、一般会計で、国民健康保険について、ルール外の繰り出しをとめれば即保険料値上げになると、こういうことから、動向を見ながらというふうにおっしゃってますけれども、私は、ルール外、ルール外と言ってるけど、何がルールなんだというふうに言いたいんですね。やっぱり市民の健康を守るというのがこれは市のルールですよ、一番大事にしなければならぬ市のルールだと。そのことが保険料を値上げすることによって滞納者が増え、あるいは資格証明証の発行が最近増えてるんですよ。そういうことから言って、この繰出金問題が最大の財政を圧迫している要素の大きな問題だなんていって言ってるんですけど、しかし、まあ考えてみたら、私いつも言ってますように、市の仕事の一番大事な何か言うたら、やっぱり市民の健康、福祉の保持あるいは増進ということじゃないんですか、市の仕事は。だから、保険料取れへんとかいうんじゃないで、そんなこと言ってるんじゃないですよ、保険料もそりゃ取るんだけど、できるだけ値上げを抑えると。

今回も、介護分について値上げをするということで、これは全国的に決まっているから、あんたところは一人当たり何ぼですよと、40歳以上65歳までの保険料については、国民健康保険の加入者に

とっては個々で徴収しますよと。その基準決められてるから、これは値上げせなしゃないと、こういうふうなお話を言われているんでありますけども、これとて、やっぱりこの値上げを抑えるということになれば、これはやっぱりその介護分保険料の軽減のための繰り出しというのもあってしかるべきではないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

それから、相関連するんですが、これはそのこととはちょっと違いますけれども、税制の改正で、これまで、例えば年金生活者と、あるいは老年者の控除などが削られてくるということで、これまで、住民税非課税であるとかいう所帯が、課税になることによって、これはただ税だけではなくてそのほかにいろいろ影響してくると。例えば、介護保険料であれば住民税非課税であったと、本人非課税あるいは所帯非課税と、こういうことがどんどん後退してくると、増税になるということは、ただ、その部分にとどまらず、負担がたくさん増えるということになるんですが、それぞれのところで、住民税非課税の限度が変わることによって制度が受けられなくなる、あるいは費用負担が増えると、こういうのは一体どの範囲に及ぶか、大変それを考えると恐ろしい気がします。

これは、例えば、各種の保険料や利用料あるいは減免の措置、こういうことがどれほどの影響を持って出てくるのであるか。それぞれのところでは、私どもの管轄の所管ではこういうふうに影響してくるんだということがあるのであれば、その辺もぜひ出していただきたいと思えます。

それから、指定管理者制度について後で審査するそうですが、今度の指定管理者の指定には、社会福祉法人のやっ

ところはあえて指定しないというようなことなんでしょうが、私、前回12月の議会でも問題にしましたけれども、せつ桜苑は公設民営ということで委託をしておりますけれども、レジオネラ菌の問題もありました。そして、私の知り合いのある方がこの桜苑から行方不明になって、大正川の土手下で見つけられたというような事件もありました。こういうことなども見て、こういう状況で本当に委託続けていいのかと。あるいは、今回、そこに夕食10食分を委託されるということなんですね。このふれあい配食で夕食やるということは大変結構なことでありますが、この委託について、1食900円と聞いております。こういうのは、先ほどの原田委員の話じゃないですが、入札したらたくさんの方が応募してくるんじゃないですかね。まちの食堂でもお客さん来なくて困ってますよ。10食分お願いします言うたら喜んで受けてくれるんじゃないですかね。900円、オーケーです、一も二もなくいくんじゃないですかね。もちろん、栄養的な面やらそういうことはあるでしょう。しかし、それは管理栄養士とかそういう資格を持った人がいろいろやっているわけですよ、それぞれ。そういうところは借りたらいけれども、実際仕事するところはそういう場であってもええし、ほかにどんな場であっても、これ受けるとはたくさんあるんじゃないかと思うんですね。

なぜそういうところを、ふれあい配食を桜苑ということに委託先を、まだ予算も審議をしてないときから、もうそこへ決めますという言うところわけでしょ。大変おかしいことだなと。

昼の配食については、給食会社2社に委託されてるんですね。そこ外して、こういうことだけ別個にやらなければなら

ないという、そういうのは一体どこにあるんですか、お答えをいただきたいと思
います。

それから、育児支援家庭訪問の事業で
ありますけれども、みずから支援を求め
ることが困難な家庭、これまたなかなか
難しいですね。そういう難しいところに入
っていかなきゃならんというのが実態でし
ょうけれども、これはしかし、本人の同意
というか了承というか、そういうことは
もちろん前提になりますし、そういう前
提があるんなら、みずから支援を求め
ることが困難な家庭ということがどれほど
のことなのかと、非常に運用に当たって
は注意をしなければならんというふう
に思っていますね。その辺のところ
でどういう基準をお持ちなのか、この
辺も聞いておきたいということ
であります。

○川口委員長 暫時休憩いたします。

(午後 3時15分 休憩)

(午後 3時31分 再開)

○川口委員長 再開いたします。

それでは、答弁を求めたいと思
います。

山本課長。

○山本こども育成課長 まず、保育所の
耐震診断のお問いに対してございま
すが、私の認識でございますと、昭和56
年5月以前の建築確認を受けた建物の
うち、建物が3階以上かつ1,000平
米以上というところをまず旧基準の
建築基準法であるということで、その
基準について調べていくようにとい
う努力義務が各所有者にかけられて
いると存じております。

市の中で公共施設がたくさんござ
います。保育所におきましても、56
年以前の保育所は今でございますが、
3階以上かつ1,000平米以上とい
う項目に当たりますものが、保育所
部分だけでは当たらないんですけ
ども、別府にございます

鯨生野市営住宅にかかわるところが
該当してまいります。

以前、阪神淡路大震災の以降、耐震
診断の計画を、担当課、市、多分、
総務防災課になろうかと思
いますが、そちらの方で順次耐震
診断の計画を立てておられるとい
うことで、私の手持ち、当時の資
料ですので若干前後しているかも
わかりませんが、鯨生野団地につ
きましては、順位的には43番とい
うことで、まだ診断を受けておら
ないというような状況でございま
す。

子育て支援センターにつきま
しては近々の建物ですので診断の
必要はないかと思
います。他の二つにつきま
しては、すべて二階建てでござ
いますので、その基準には
該当してないというような
状況でござ
います。

続きまして、幼保一元化は、
クリアしなければいけない
ものがたくさんあろう
と。また、保育所と幼稚園は
性格が違
うのではないかという
趣旨のご指摘を
いただきました。私も、先
ほどの答弁で、クリア
すべき点は幾つかある
という
ことは認識して
おります。ただ、
子どもの側に
立ったときに、
少子化という
社会情勢の中
で、幼なじみ
のお子さんが
保育所と
幼稚園に分
かれ分かれ
になってしま
うと、隣近
所のお子
さんがある
一定の目的
のところ
をクリア
しなければ
いけない
施設に
どうしても
入らな
ければ
そこで
道が
分かれ
てしま
うと、
また
小学
校で
一緒
にな
って
しま
うと。

そういう
ような
ことを
考え
ますと、
子ども
の視点
に立つ
と、ある
意味、
幼保一
元とい
うこと
も、そ
ちらの
子ども
の環境
を考え
たとき
には
検討を
要する
一つか
なとい
うこと
も考え
てお
りませ
う。両
面で
いろ
いろ
検討
して
お
りま
して、
今助
役の方
から
ご答
弁あ
りま
した
よう
に、
いろ
いろ

勉強していきたいというふうに考えております。

それと、乳幼児医療費助成の拡大で、摂津は先陣を切ってやったというお褒めの言葉をいただいて、もっとするようというふうな叱咤激励もいただいたところでございます。昨年11月に1歳拡大をさせていただいて、現在、2か月分の医療がこちらに返ってきている状況でございます。やはり拡大に伴いまして、市の一般財源というものが多くなっているということも事実でございます。また、先ほどの、別の答弁の中で、子育て支援に係る国の各補助金が交付金化になるという動きがございます。その交付金化により、やはり市の一般財源が増えるのか減るのかと。我々、国の方の今までの流れからいきますと、市の一般財源が増えていくという、そういう傾向になっていくだろうということも危惧しております。また、財政状況も危機的な状況をまだまだ脱していないというような状況でございますので、1歳拡大については、研究ということをしていきたいということでご理解をお願いいたします。

○川口委員長 前川参事。

○前川生活環境部参事 窒素酸化物につきましては、現状といたしましては、現在、固定発生源と移動発生源と。固定発生源につきましては事業所、工場等から排出される窒素酸化物、移動発生源につきましては車等交通機関から出る排出量ということで、現在のところ、移動発生源の方が固定発生源を上回っている状況ということは承知しております。

対策といたしましては、固定発生源につきましては、大気汚染防止法の総量規制という形で、1日、重油換算で2キロリットル以上の工場につきましては総量規制で規制強化されている現状でございます。

ます。それにつきましては、かなり以前に比べたら改善されているという傾向にはなっております。ただ、一方、移動発生源につきましては、大型車両等による、特にディーゼル車の増加により、排出量が多くなっている現状でございます。それにつきましては、国の方でも、NOX PM法という法律に基づきまして、大阪府ではNOX PM削減計画を策定されて、各種対策を講じられております。

主なものといたしましては、人流対策とか交通量対策等々、低公害車の普及促進など数々の施策が打ち出されております。それに基づきまして、摂津市におきましても、交通の流れの円滑化という形で、例えば、千里丘ガードの拡幅とか都市計画街路の拡幅とか、渋滞解消に伴う街路の整備及び駐輪場の整備とか、交通量、人流的な対策、もちろん、モノレールの開通もかなりのウエイトを占めて、NOX対策には寄与していると感じております。

大阪府の削減計画、23年度を目標という形で、我々としても、我々のできる対策という形でいろいろ手は打っております。ちなみに、府下では低公害車、天然ガスとか電気自動車含めまして約1万1,000台ぐらいもう導入されておりますし、摂津におきましては、パッカー車含めて7台が低公害車という形で導入して、実績を上げております。

これらの施策を総合的に勘案して、今、中央環状線における府の測定局がございまして、その実態といたしましては、平成3年の二酸化窒素濃度が、日平均98%平均値で0.07ppmだったものが、平成15年では0.059ppmと大幅に改善されている現状から見ても、かなり改善されていると認識はしております。

今後、この数値をさらに低く抑えるべき各種の対策を講じていきたいというふうには考えております。

○川口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 一つ漏れ落ちがございました、申しわけございませんでした。育児支援家庭訪問事業にかかわるところが少し漏れておりましたので、ご答弁申し上げます。

予算概要の中にある事業の説明がなかなかわかりにくいということで、我々もいたしましても、本来、この事業、家庭訪問させていただくご家庭というのは、やはり少しお子さんに強く当たっておられる方とか、お子さんの育児に悩んでおられる方を中心に家庭訪問をしていきたいというふうには考えております。その辺の基準ということでございますが、家庭児童相談室を中心にいたしまして、同じ保健福祉部内で健康推進課の健診の場での親の状態であるとか、また、保育所でのお子さんの状況、幼稚園での状況、就学後に至っては小学校での状況、さまざまな情報が家庭児童相談室の方に入ってまいっております。

その中で、職員がやはり対応すべきケース、職員が対応した後に、ボランティアにお任せできるケース、その辺をケースごとに判断いたしまして、一つ一つ丁寧に対処していきたいというふうには考えております。

○川口委員長 葭中次長。

○葭中保健福祉部次長 生活保護の相談につきましては、多種多様な方が来られまして、一般的な生活相談または生活保護云々に係りますさまざまな相談に来られているような状況になっております。

そういうことで、平成16年度から、この窓口対応につきましては、常時2名の職員が常に相談できるような体制をとつ

ておりました、その中で、相談記録については随時つけるというようにさせていただいております。そういうことで、申請の関係の中で、申請の保障等の話もございましたが、そういう部分で、いろいろな人を聞く機会というんですか、そういう部分の体制というものが非常に重要ということを考えておりました、常に相談できるような体制づくりに努めてまいりたいというふうには考えております。

それと、所得税と住民税の控除額並びに非課税の限度額の見直しの関係が出ておりましたが、これにつきましては、介護保険、障害者高齢者サービスまたは児童サービス等いろいろな分野に関係をしますので、総体的に私の方からご答弁をさせていただきたいと思っております。

今申しあげましたこの所得税、住民税の控除額及び非課税限度額の見直しにつきましては、福祉サービスや医療サービス全般の利用者負担等に対しまして影響を与えるという認識を持っているところでございます。

しかし、このことにつきましては、国におかれましては、これらの見直しに伴いまして、福祉サービスの利用負担についてどのように考えておられるのかということにつきましては、現在、明らかになっていないような状況でございます。現在、介護保険制度または障害者の支援費制度等いろいろな部分で制度見直し等もされているような状況になっております。

今後、この国の動向も注目しながら、市としましても一定の対応策を検討してまいりたいというふうには考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○川口委員長 紀田参事。

○紀田生活環境部参事 ごみ有料化についてということでご質問いただいております。

本市の分別によるごみ減量を一定評価していただいた上での今後の考え方ということになるかと思っておりますが、評価いただいている以上、手のひらを返すような形で、なかなかお答えしにくいというのも事実でございますが、家庭系の可燃ごみにつきましては、ピークのとき2万トンございましたが、それが1万4,000トン、制度導入してから4年間たつわけですが、いまだに1万4,000トンをキープできてるというのは、やはり分別による減量効果だというふうな認識はいたしております。

ただ、一方で、燃やせないごみについては、家電リサイクル法が、ちょうど制度導入したときに始まったということもありまして、数字的には、導入時、燃やせないごみについては、3,300トンあったものが2,900トンまで落ちてるんですね。その後、若干増加しております。14年度で3,124トン、15年度で3,133トンということで、これは、やはりプラスチックごみが増えているということもありましょうし、また逆に、家電リサイクル法の対象品外の例えば電子レンジであるとか、それ以外のカセットラジオであるとか、よく出ますのが石油ファンヒーターであるとか、そういったものが結構不燃ごみのときに出ております。こういった耐久消費財を少しでも長持ちしていただくためにどのようなことを考えていけばということになると、一定、他市でとられているのは、そういう家庭消費財、大型ごみについてはシール制による有料化であるとか、そういう検討も私も進めておりますが、それをどういう形で収集したらいいかということで、なかなか結論が出てないという部分もございまして、一定そういうものを視野に入れながら、今後、対応して

いきたいというふうに思っております。

あと、事業系につきましても、このところずっと、平成14年度に料金の改定を行いまして減量が始まっておるんですが、そのとき、料金を改定しただけでなしに、やはり一定紙資源が含まれているということで中小零細事業所に対する古紙の無料回収制度と、そういう分別の徹底をお願いしながら、分別していただくことによって収集料金が上がらないような設定をした上での料金改定でございましたので、そういう効果もあって、ピーク時2万1,000トンあったんですが、それが15年度末で見ますと、事業系につきましては1万6,000トンということで、一定効果を上げております。これも、14、15と2か年続けて減量しておりますが、本年についても、一定1月ぐらいまでの数値を見ると、年度末には大体1万5,000トンぐらいということで、3年連続減量効果が出てきているということが言えるというふうに考えております。

そういった中で、やっぱり家庭系と事業系と異なりますのは、事業系はあくまで排出者責任という部分がございまして、当然、その部分については一定の料金を負担していただきながら、公平な形で処理をしていきたいというふうに考えております。

今後も、1炉運転ということで、減量を進めていく立場ということから申し上げますと、有料化ということではなくて、やはりいろんな制度を見ながら、摂津市に一番マッチした形の対応をとっていきたいというふうに考えております。

○川口委員長 阿久根参事。

○阿久根生活環境部参事 ご指摘のとおり、市内の商店街の状況は、空き店舗等の続出等大変厳しい状況であります。私

どもといたしましても、商業活性化助成金事業、また活性化等の情報提供、また、商業セミナー等を実施し、また、商店街自身におきましても、シール事業、また空き缶回収事業等その活性化に努めております。

商店街の疲弊の要因につきましては、外的な要因なり内的な要因が考えられますが、ご指摘のとおり、大型店の出店もその一つではないかと考えておりますが、しかしながら、大店法を初め大店立地法、特に大店法の中の出店規制調整が地域商業の維持振興につながったかどうか、これについても検証の必要があるのかというふうに考えております。

委員ご指摘のとおり、本日の新聞におきましても、外国の大型スーパーが日本から撤退する、特に商店の売却が掲載されております。特に「消費者ニーズに合わない」というような見出しも載っております。消費者ニーズに合わない事業については、大型店といえども不況に陥る、そういう状況ではないかと考えております。

現在、大店立地法、施行5年という中で、国の方で指針の見直しも行われ、他の自治体におきましては、ガイドラインを設けて、事業主に営業時間の遵守なりの協力を求める事例もあり、こういう状況の中で、我々につきましても、十分に状況を把握しながら、商店街の繁栄、活性化に支援していきたいというふうに考えております。

次に、正雀駅前商店街におきまして、空き店舗を活用した福祉事業に本年度取り組まれるということで計画されておりますが、これにつきましても、我々産業振興課でも、やはり商店街の振興ということで期待をいたしておるようなところであります。

特に、我々に何が支援できるか。一つの方策といたしまして、現在、空き店舗の活用促進事業の補助制度を設けております。これにつきましては、賃貸料、それと改造費等々を内容といたしまして、時限的なものであります。特にまたこの事業につきましても、大阪府においても、市町村あての間接補助事業として事業を創設しておりますので、福祉関係の課と十分事業内容等もお聞きしながら、これに具体的に適用されるかどうかについて、今後、検討してまいります。

○川口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 国保年金課にかかります2点につきましてお答えを申し上げます。

まず、1点目でございますが、年金の特別控除の縮減に伴う影響についてでございますが、この年金の特別控除の額につきましては、年金の支給額いうんですかな、これによって割合が異なっているわけですが、現行の中では、年間の支給額が173万円未満は、いわゆる特別控除が140万円と基礎控除33万円というようなことでゼロという形になっておりまして、なおかつ、173万から260万までについては、特別控除の173万引いた残額、それから、260万以上については、収入額の75%から75万円を引いた残りが所得と、こういう形になっているわけでございますが、国保に係る問題といたしましては、この部分が、140万のいわゆる最低ラインの特別控除が120万に圧縮されるということで聞いておりまして、こうなった場合については、具体論として申しますと、従来、173万の方については、所得割り料率がかかってない、所得割りの保険料がゼロであったものが、いわゆる153万以上の方については、所得割りの保険料が

加算されるようになるというような形になりまして、具体論を申しますと、この153万から260万までの方々については、年間の保険料で1万4,520円ほど自動的にアップするというような影響が生じてまいる予定でございます。

それから、国保へのルール外の繰り出しという点でございますが、きょうは、一般会計の審査というようなことでもございますので、その趣旨に沿って申し上げますと、この17年度の当初予算の中で、国保の特別会計に対する繰り出しといたしましては、総額8億4,918万6,000円を計上いたしております、これらについて項目別に申し上げますと、いわゆる事務費に相当する職員給与費等の繰り出し部分、これが1億6,987万3,000円、それから、出産育児一時金の3分の2に相当する繰り出し部分が5,000万円、それから、国保財政安定化支援事業に係る繰り出し部分が1,764万6,000円、それから、保険料の7割、5割、2割という法定軽減に伴う補てん部分としての繰り出しをいたしております基盤安定繰入金、この部分が3億3,462万5,000円、それから、ご質問にございます、いわゆるルール外という表現をいただいておりますが、この部分に相当するかどうかと思うんですが、保険料の軽減分、これが2億7,704万2,000円というような形になっておりまして、これらの一般会計の繰り出し、これにつきましては、国の総務省の方から一定の指針が出されておまして、申し上げますと、国保の一般会計の繰り出しについては、国民健康保険制度の趣旨から、財政援助的な一般会計繰り出しは、保険基盤安定制度に係る経費、先ほど申しました基盤安定繰入金の部分でございますが、それから事務費、これは職

員給与費等の事務費でございます、及び出産育児一時金に係る経費、一般住民を対象とする保険事業に係る経費の一部並びに国保財政安定化支援事業に係る経費を除き、行うべきでないこと。国保財政安定化支援事業の一般会計繰り出しは、累積赤字の解消、基金積み立て、保険事業の充実と中・長期的な国民健康保険財政の安定化に資するための措置に充てられることを期待するものであり、保険料の安易な引き下げに充てられることを想定していないこととされております。

こういう基準というんですか、一定の国の指針の中でこの国保の特別会計の繰り出しが行われているわけでございますが、法的に申しますと、いわゆるこういう、一定、公的に繰り出しを義務づけられているもの以外の繰り出しをしては違法であると、こういうような解釈ではございませんでして、そういう意味で申し上げますと、山下委員おっしゃるとおりに、市の財政状況、それから、市としてのこの国保運営についての観点から、一般会計からこういう法的に義務づけられているもの以外の繰り出しをしていくということについては何ら違法ではないという状態ではございます。

ただし、こういう国からの一定の指針の中で、全国の自治体での国保の運営が行われていると。こういう中で府下の状況を見ますと、いわゆる本市の保険料軽減分の繰り出しに相当する部分、これがゼロという自治体が、これ、いわゆる15年度決算ベースの話でございますが、堺、泉大津、貝塚、守口、これらを含めて6市でございます。また、大阪府下のいわゆる保険料軽減分に相当する繰り出しがどういう状態になっているのかということをお申し上げますと、大阪市を除くいわゆる衛星都市の一般被保険者一人当た

りの年額は3,702円でございます。これに対しまして、本市は、一人当たり1万1,667円というような金額になっておりまして、これ、せんだっての市長の答弁の中でも触れられておられたわけですが、本市の保険料というのは、基本といたしましては、国保条例の12条の2という項目で保険料率の算定方式が決まっているわけですが、この方式を申し上げますと、給付費から国、府の負担金、それから、市の繰入金等を除いた残りが保険料の賦課総額というような規定があるわけですが、どうしても、このいわゆる一人当たり1万1,000円ほどのこの15年度の推移がございまして、これを減らしていった場合については、当然、その部分が右から左、保険料の賦課総額に当たっていくと、こういうふうな仕組みもありますので、せんだっての市長の答弁に至っているような状態もあるわけですが、反面、この市長の答弁にもございまして、やはり一般会計への繰り出しが減るとということは、保険料のアップという部分にはこれどうしてもつながってしまう。これ、唯一つながらない方法というのは、赤字を積み増していくという方法がもう一つあるわけですが、ただ、これは、やはり国保事業を行う、市として本来とるべき道ではございませんので、そういう意味で申しますと、一般会計の繰り出しが減ると一定保険料率のアップ要因になってしまうと。これは構造的なものでございまして、この点をご理解はいただきましたというふうに考えております。

ただし、こういう状況の中で、やはり近年、市の一般会計の財政が非常に厳しいというような状況、それから、本市のいわゆる繰り出し部分が、他市と比較したときにどうなのかと。また、それから、

本市の保険料が他市と比べてどうなのかと、こういう部分を含めて、この17年度、一定検討してまいりたいというようなことでもございまして、やはり私といたしましては、常日ごろの被保険者の生活実態、日々窓口で、なかなか生活が大変で保険料の支払いがしんどいというような訴えはほぼ毎日のように受けておるわけですから、こういうような生活状況も当然のごとく申し上げながら、今後どういう形が望ましいのか、やはりこれは議論をしていかざるを得ないという認識はいたしております。

○川口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 ふれあい配食サービスについては、先日の代表質問でも、市長の方から、現在の配食サービスにつきましては、お弁当の保温や使い捨ての問題が指摘されるとともに、今後、夕食サービスを介護施設で行い介護施設の職員が配食することにより、これまで以上に健康状態のチェックなどが可能になるとともに、健康状態に問題がある場合、ケアマネジャーや関係者に連絡を行うなどきめ細かなサービスができるものと考えております。また、食数につきましても、当面、1日10食とし、年度途中から30食に増やすことを想定しておりますという形でご答弁をさせていただいております。

今後の介護予防の観点から考えましても、食の問題につきましてもますます重要になってくるというふうに考えております。これは、単に健康の保持や安否確認にとどまらず、今後の地域のセーフティネットワーク体制の構築の中で、その中に組み込まれるべきサービスというふうに考えております。

したがって、そのサービスを担う機関につきましても、単に給食業者とい

う側面だけではなく、地域の中の社会資源として、地域のセーフティネットワーク体制の中で、配食サービスをさまざまなサービスにつなげていくなどの活動をしていただけるようなやはり施設や団体等が担うべきであるというふうに考えております。

また、委託料についても今回、利用者負担も含めまして1食900円というふうに考えておりますが、北摂各市を見ました場合、手元にある資料によりますと、高槻市も1食900円、茨木市につきましては1食1,000円、吹田市も1食1,000円、箕面市については1食1,050円、それから、池田市が、財団法人池田さわやか公社の方に委託をされておりまして、今の摂津市と同じように月曜日から金曜日までの昼食ということで、利用者負担も含めまして1食680円という形でやっておられますので、この委託料につきまして、各市の状況から比べましてそれほど高いというふうには認識いたしておりません。

また、せつつ桜苑に委託するということを考えておりますが、そのように考えました経緯につきましては、市内の介護施設等の社会福祉施設におきましては、それぞれの施設、さまざまな状況を抱えておられまして、17年度からこうした新しい事業に取り組んでいけるといふところの少し余裕的なものがまだないということと、それから、桜苑の幹部職員の方に、以前に大阪市内のこうした施設で配食サービスを実際にやられた経験のある方がいらっしゃるというふうなこともございまして、桜苑の方に委託をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、空き店舗の補助金の活用についてにつきましては、産業振興課の阿久根参事

の方からご答弁あったと思いますけども、委員の方から、長期的に事業が継続していけるような手法についてということでご質問があったかと思っております。

今回の空き店舗の活用につきましては、地元の商店街の方の方からもご理解をいただいて、商店街としても、できるだけ前向きに協力をしていきたいという旨のお言葉をいただいております。ただ、その一方で、やはり商店街で店を出す以上、それはやはり商売をしていくということであるから、やはり障害者団体とはいえ、経営が成り立たなかったら、すぐそうしたら市から補助金をもらってというような甘い考えではやはり困ると。その点については、やはり市だけではなくて、地元商店街や商工会あるいは地域の福祉関係者、学生といった多方面の方からいろんな意見を聞いた上で、やはり商売としてやっていけるように努力してほしいという言葉をいただいておりますので、我々もその旨を障害者団体等の方に伝えまして、そういった意味で、各団体集まっていたきまして、今後、単に障害者の作業施設等で作っている物品等だけでなく、経営を成り立たせていくためにはどのような手法が考えられるのかについて、鋭意検討を進めているところでございます。

○川口委員長 助役。

○小野助役 先ほど、次長の答えた生活保護の点でございすけども、生保連との話の中で、面接記録なり相談記録ができておらなかったということについては報告は受けております。それで、16年度の中で一定の改善をしていくということも聞いてます。

私も、委員ご指摘のように、国保のああいう話し合いの場を思い出します。ああいうことについてはあってはならない

ことですし、また、ああいう話し合いを持つということは非常に問題なことだと思っております。そういった意味で、国保のスペースの拡大なり、相談し得るスペースの確保なり、また、職員の対応についても一定の改善をしております。また、生活保護につきましても、16年4月に1名増員いたしました。

私も、今後700名体制を目指していくわけですが、やはり特に相談業務の大切さというのはよくわかりますし、とりわけ厳しい中であるのはやっぱり生活保護の相談であり、国保の相談が特出すべきものかなと思っております。そういった意味では、今後の人員体制問題を含めて配慮してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一つ言われておった、これは総務常任委員会でも議論になったと思うんですが、山下委員の方で、地方自治の本旨は住民福祉の向上でございますから、市民生活なり福祉の向上にこそ使うべきであると。国保については何をやるのかというご指摘をいただいております。それで、先ほど、前進という言葉をお使いになったんですが、まさしく、これも一緒ですが、やはり財源をどこへどう確保するか、どこでどうできるかということでありまして、やはりこれは今後も、何を削るかということが一つ、それから、財源対策をどこで求めていくかということがございます。

市としていろんなご批判を受けておりますが、今年度の中で、款別に見ましても、伸びておるのは、結果的に、市長申し上げますように、消防費と民生費の3.2%のみでございます。この点をよくご理解をちょうだいいたしたいなと。

また、もう一つは、障害者福祉で約7,500万ほどでございましたですか、新

規施策で出しております。これは7項目、ご指摘のとおりでございますし、安心・安全では10項目で約9,300万ほど新規でいたしております。

そういったことで、やはり今後、我々は十分議会で議論しなきゃならないんですが、やはり問題は、何といたってもやはり公債費の問題であり、二つ目には特別会計への繰り出しの問題であり、やはり職員定数を含めた問題だというふうに基本的には認識しております。

とりわけ、公債費と繰出金につきましては、ことしも繰出金は42億9,000万ほど出しておりますから、前年よりも、当初予算ベースで5,700万ほど伸びております。それで、経常収支比率で見れば、この摂津の財政を見てもらったらわかるんですが、見てもらっていると思いますが、去年8月に出しました。この中に、公債費の比率が府下平均、また、繰出金が府下平均でありせば、私どもの108.9というこの決算ベースの経常収支比率が95ポイントまで下がるということでございます。

したがって、今日までやってきた、特に下水を中心とした中身、繰出金の中身、これは大いにこれからの議論なりに、公債費はピーク去ってまいりますが、これはまさしく今後の議論でございますが、この三つの点につきまして、とりわけ市長としても、福祉全体のレベルアップということも望んでおりましたけれども、その中で、とりわけ社会弱者の障害者福祉に力を入れたということもご理解を賜りたいなというふうに思っております。○川口委員長 山下委員。

○山下委員 総論的なお話いただいたんですが、それを言うと、また財政問題でいろいろ論議しないかんで、ちょっとここでは外れるかと思いますが。

しかし、今日の財政危機をもたらしたものを、何かとりわけ法人税収の落ち込みというところに求めておられます。現にそれは落ちているということでありますけれども、しかし、これまでの財政というか行政の全体の運営の中で生じてきたものだ。その時々、その時々判断すべきことはあった。しかし、それは、そうなりつつあるということも承知の上でやってきたというふうな前市長の言葉もあって、それを今持ち出して私も言うつもりはありません。ただ、そういう財政運営をやってきたというのは、やっぱりそれなりの責任を問われることだろうというふうに思います。

その市政を継承されるんかどうか、この辺はよくわかりませんが、それはよく私どもも見守っていききたいというふうに思うところです。

本題に入りますが、保育所問題では、やはり待機者なくして、安心して通わせられると。希望のところにできるだけ入れると。やっぱり働いていく上で一番何がネックになるかいうたらこのことなんですよね。とりわけ、やっぱり若い家庭で、いつもつまづくのはここなんです。多くの場合、女性が職を一たん離れると。ある場合には、そりゃ育児休業する場合もあるけれども、なかなかそれを許さないという職場もあるんです。だから、一たんはやめざるを得ないという、こういうことだって起きてるんですよ、現に。そういう中でまた再就職、だから非常に安い。そういう中で、高い保育料を払わなきゃならんという、こういう重しになって、そういうことが少子化の大きな私は問題であると。そういう体制を整えた上でなお少子化というのであれば、それはまた論議があるだろうと思うんですけども、そういうことになるのではないかと。

幼保一元化問題も、そりゃ非常に低料金で運営がされると、しかも働いてる時間、通勤の時間含めて面倒見ていただけというなら、そりゃ幼保一元化はけしからんということじゃありませんよ、それは、そういうこと言うなら。しかし、今持ち出されてるのは、合併問題でもそうですけど、どっちか悪い方にあわせていくという、条件のきつい方にあわせていくというのが大体の例ですわ。

そういうことで、わざわざそんな困難なところへ向かわなくても、今果たしている役割を大いに果たしていくということが大事なんではないかということをお願いしておきたいと思います。

それから、乳幼児医療費助成の就学前までの拡大については、さっきも言いましたように、全国で初めてやった摂津市が、今やもう大阪府下でも中位の部でしょう。だから、そういうことから見ると、かつて、世代が若いということもあったと思います、当時の恐らく平均年齢は20代でしたかね、市民の平均年齢が29歳というふうに聞いたときありましたから、そのころの話ではあったかもしれませんが、そういう時期に乳幼児医療費の無料制度ということが大きな波紋を呼んで、全国に広がったんです。ほかにもいろいろありますけども、そういう点では、今なおそういう立場から充実にこれ努めていただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

生保の件も決意も述べられましたから、それを了としておきたいと思います。しかし、引き続き、私どもも市民の相談に乗る範囲で見聞きしたことについては関与していききたいというふうに思っております。

産業振興の件で、大手スーパーの進出と。これが、さっきもお話しましたよう

に、出てくるときも好き勝手なら撤退も好き勝手と。こんな箕面なんかの例の場合は、あれ恐らくいろいろその周辺の整備に市もいろいろかかわってるんだと思うんです。あれ、川があったりして橋つくったりしてますよね。それ商業施設だけの負担かどうかよく知りませんが。それでごっそり撤退していくということになると、こんな、もうまちづくりの上から言うともちゃくちゃにしてるということですよ、好き勝手にしてるということ。そんなことが、何の規制もなしに、どうぞおやりなさい、どうぞ撤退も好きにしてくださいなんていうわけにいかんのですよ。もう行政としてはそのことを、もっと最大、このことについて物言うていかなあかんと。確かに、大店法でそういう商業調整という項目なくなったけれども、しかし、大店舗立地法で言うこともできるし、それを超えて、やはり市民の生活全体にとってよろしくないのであれば、やっぱり物言わないかんと。思うんですよ。ほかではどう言うてるか知りません。現にそういうふうには指導して、貫いてるところもあるんですよ、営業時間の問題も含めて。具体的に、実態的には商業調整にかかわるようなことになっている。そやけど、それはその立場から言うのではなくて、環境問題から言っているというようなこともあるんで、そういうことで、引き続きご努力をお願いしたいというふうに思います。

空き店舗対策は、さっきの話はまだ固まっていないということをお聞きして、つまり、市の活性化の補助金ですね、空き店舗の。いや、そうじゃなくて、新たな障害者の補助金なのかね。何かこの辺がよくわからないんですね。商店街に対する補助金ですね、産業振興は。ここは、入ってくる人の障害者団体といいま

すか、そういうところに補助が行われるわけですね。だから、出しどころもらいどころも違うんでしょ。だけでも、そこら絡み合ってるから、どういうふうなことになるのかは、よく検討もしていただきたいんですが、できるだけそうした人たちの意に沿うように図っていただきたいというふうに思うわけでありませぬ。

ごみ問題では、減量問題で大分お話をされましたし、事業系のごみの減量についても引き続き取り組んでいくということでありましたが、先ほどの話もあった焼却炉の19年、20年の改修、大変な金が要るんですね、焼却炉の更新というのは、これは、しかも待たはできないという課題でしょ。これは広域的に、例えば、茨木の溶融炉の処理が余力があるというのであれば、そういうものと、例えば茨木のごみのリサイクルの問題等のいろんな話、それを摂津で受けると。そのかわり、そりゃ完全にそれと一対になるというわけではないけれども、そりゃ費用負担の問題なんかも検討すれば、そういう方向も大いにあるんじゃないかと。地元問題もありますでしょ。今のところ、私はよく知りませんが、茨木の方の周辺は人家が余りないところですね。そういうこともあわせて考えてみますと、こういう点の広域というのはなかなか考えるに値することだなというふうに思うんで、その辺のお考えについてお聞きをしておきたいと思います。

環境対策については、大気汚染の現状について、この0.06PPMというこのあたりをずっと低迷、低迷というかも悪い状況なんですよ。さっきも言いましたように、ぜんそくの患者の増大というのは、もう0.04PPMぐらいからずっと増えてくるんですよ、相関があるんですね。そういうことから考えると、

現に大阪府の教育委員会がやってる学童のぜんそくの罹患率、有所見率と言いましたかね、これも大変高いんですね。そういうことからしますと、やっぱりこの大気汚染の状況は無視できないし、国がやってる大きな網でいくのかいうたら、特殊、この摂津では、とりわけ幹線道路が縦横に走ってる。しかも、貨物ターミナルだとか、あるいは鉄道のターミナルもあって、その周辺で大変やっぱりディーゼルトラックの通行量も多いと。さらに、十三高槻線の整備ということになると、これもまた輪をかけてくるわけですね。そういうときに、果たして摂津としてどういうことで臨むのかと。これ通行量もやっぱり規制をやらんと実際には減らんでしょう。そういうことが今なかなかどうともやられてませんわね。せやけど、石原都知事は、この対処してないディーゼル車は一切通さんというようなことも言うほど矛盾も大きいところなんですよ。ここが一番のところですから、引き続いてここを一生懸命やっていただきたいと、もう要望しておきます。

それから、国保については、今まさにおっしゃった、窓口で大変な状況にあるという、そういうことを、今度の税制改正で、一層ひどくするということになるんですね、今。そういうことで、国民健康保険料あるいは介護保険料についても負担が増えてくるということでもありますので、これはそういうことにならないように。

あなたいろいろおっしゃってるけれども、一般被保険者の保険料軽減の補助金は、この間、一昨年から比べて4、500万ぐらい減らしてるじゃないですか、現に。赤字、赤字とおっしゃるけれども、単年度では黒字で、それまでの累積赤字を埋めてきたというのが実態としてある

んですよ、実態として。そういう状況にあるから値上げをしないと、抑えるという方向で、今そういう努力をすべきときだというふうに思うんであります。この辺もそう申し上げておきたいと思います。

それから、ごみの減量問題で、せんだって、私、山形県の新庄市へ行きましたら、そこで食品トレイのリサイクルやってるんですが、阪神淡路大震災のときにヒントを得たというんですけれども、トレイがありますね、あのトレイを食器に使ってるんですよ。ところが、水が非常に不足しているということで、このトレイの上にラップを敷いて、一回食事をとるごとに、このラップを捨てて、下のトレイはまた生かして使うという、こういうことに着目をして、新庄市では、このトレイの上にはがすことのできるシールを張って、これをスーパーで使ってもらおうと。買って帰った人は、このトレイが要らなくなったら、シールを外して、これはごみとして出すと、残りの、これ薄いもんですわ、残りのトレイは、これを回収して、これを障害者団体がやってる、収集は。それをまた細分化して、もう一遍トレイにしていくと。こういうリサイクルをやっているということを言っていました。

これはなかなか、ごみがシール1枚になると、このトレイが。こういう点では、なかなかうまく思いついてるなというふうに思うんですけれども、そこで、山形県の新庄市でやってるビデオをわたしますので、こういうふうやってるといような、こういうこともぜひ参考にしていただいて、このトレイなんか大いに、まあそりゃ今もそうやっておられるんだけど、これを一たん汚してまうと、なかなかまたリサイクルも難しいんですよ、リユースというか、もう一遍使うことがなかなか困難で、そういうふう

すればうまいこといくというようなことも、この前の会派研修で見てきましたので、ぜひそういう点も活用いただいでやっていただきたいというふうに思います。

あとは、ふれあい配食サービスですが、これ昼食は350円、夕食は900円なんです。他市と比べて安いとか高くないとか言うてはるんですけども、そりゃ確かに配食サービスというのは給食会社に任せたらええもんじゃないと言いつつ、今、昼の給食を配食してるのは給食会社じゃないんですか。こんなんいかん言うのやったらね、これもっと考えてやったらどうですか。一方では、そんな給食会社のやることじゃありませんいうて、昼はそういうふうにしといて、夜は、いや、経験がある桜苑に任せますねん、なんかそんなことでみんな納得できるような話ですか、それは。そこにしかできんようなもんですか。

私は、確かに給食会社に委託したらええというふうなことを単純に言ってるんじゃないんですよ、それは。これまではいろいろやってきたんですけども、今給食会社でしょ、2社じゃないんですか。あなたは、夕食の10食、これは30食にするというけれども、昼食でやってるたくさんのはよろしくない状況をずっと続けるということなんですかということ言ってるんですよ、それなら逆に。

私は、給食会社が何もいいというふうには言ってないですよ。それは、まさにふれあい言うてるんですから、何でも委託して、はい配ったら終わりという、そういうふうには思っていないですよ。それが本当に生かせるようにするにはどうするのかと。夕食の10食分だけでそういうことが本当に可能なのかと、この辺の考えについてお聞かせください。いかがですか。

それから、まとめて答えられました、今度の課税強化ということで、例えば、紙おむつの支給は、所得課税額が30万円以下とか、いろんな制約あるんですね、あちこちに。ところがこういうところにたちまち響いてくると。あるいは緊急通報装置だって、前年の所得税非課税所帯まではゼロだと。しかし、課税所帯になると、これはまた負担額が出てくるわけですね。だから、わずかの差で、しかもこれは、本人の所得が上がったというならまた話は別ですけど、所得も上がらないのに税制の改正によって負担が増える、税の負担だけではなくて、こういう連鎖で何かしようとするたびに、非課税所帯、課税所帯の間さまよってるようなところでは負担がだんだん増えてくるということにはなりはしないかと、そういう点を、私はこれもっと、例えば、福祉サービスなんかについても、従来やってたようなところにこのサービスが行き届くように、これは実態からやっぱりやるべきではないんですかと。これは基準の一つでしたね、それは、それは今までの基準だと。しかし、税も増え、所得も増えてへん、総収入が増えてないのに税が増えたと。可処分所得は減ってるのに、その上まだ負担が増えまっせというようなことは、これは踏んだりけったりですね。これはやっぱり考えないかんのじゃないですか。こういう制度をつくったときの精神生かしてやるべきではないかと。

ぜひ、全体の福祉施策について考えてくださいよ。それで、どのぐらい費用が要するのかと。あるいはどのぐらいの費用、増になるのかどうかわかりませんが。対象者は増えないのではないかと思いますので。

ひとつそういう制度全体について見直しをしていただきたいというふうに思うん

ですが、いかがでしょうか。

○川口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 それでは、ふれあい配食サービスにつきましては、従前は民生委員が中心となりまして、地域の公民館等でみずからつくられまして、それをふれあい配食という形で、たしか月に1回とか2回とかいう程度で配られておられたというふうに認識しております。しかし、それでは増える独居の家庭とか高齢者だけの世帯の食を十分確保することができないということで、とりあえず、たしかあれは平成4年の一番初めの老人保健福祉計画策定時ごろだったと思いますけれども、そういった状況を改善するために、とりあえずやはり食数を確保することがまずは第一だということで、民間の給食事業者をお願いをして、月曜日から金曜日の昼食についてできるだけ確保していこうと。そして、その民間の事業者が調理し、配食するというだけでは、やっぱり本来の制度の趣旨に十分こたえることができないだろうということで、民生委員やボランティア等の方にお手伝いをいただくことによって、本来の制度の趣旨について、できる限りその部分についても保持をしていきたいという形で取り組まれてきたというふうに認識しております。

しかし、一方で、先ほども言いましたように、容器の問題、保温の問題、味の問題、それから、民生委員につきましても、非常に他の業務とも重なりまして負担が増えてきていると。ましてや、料金を集めることまで民生委員の方をお願いをしなければならないような仕組みになっておりまして、大変、民生委員の方には、精神的な負担も含めてかかっているということでございます。

したがって、我々としても、やは

り先ほどから申し上げておりますように、民間給食事業者にすべてお任せするということについては望ましくないという状況の中で、今まではそういった形で、一定の補完的なサービスを付加することによって対応してきたと考えておりますけれども、今後、このような形で続けていくことにつきましては、やはり民生委員等の負担や、先ほども言いましたいろいろな問題も含めまして無理があるということで、やはり新しい形でのサービス提供に踏み込んでいかなければならない。これは単に配食サービスをめぐる問題だけではなくて、今の介護保険の改正、いろいろ伴います高齢者の状況を考えたときに、やはり新しい方法に踏み込んでいかなければならないという認識を持っているところでございます。

したがって、我々としましては、現行の昼食サービス、いわゆるできるだけたくさんの方にたくさんの配食を確保する、そして、健康の保持と安否確認をしていくという一つの大きな目的と、それから、もう一つ、新しい、現在の情勢に見合った配食サービスという、この二つの面をやはり追求していかなければならない。

その点で、今申し上げましたように、新しく取り組もうとしている分を、すべての面にわたって、それに取ってかわれるだけのまだまだ財源的な問題もございまして、主体を担う力量の問題もあると思っております。

したがって、とりあえずの取り組みといたしまして、夕食サービスという形で先行的に取り組んでいくとともに、これをできるだけ市域全体に広げていくということと、今の昼間のサービスにつきましても、できる限り、指摘されております問題点につきましては社会福祉協

議会の方とも協議して、問題点の解消に努め、将来的には、やはり先ほど申し上げましたように、配食サービス全体を地域のセーフティーネットワークの中の事業として位置づけて、その地域の中でその問題が有効にサービスとして活用されていくというような形を目指していきたいというふうに考えております。

○川口委員長 葭中次長。

○葭中保健福祉部次長 現在の福祉サービスにつきましては、平成12年の介護保険制度の改正、また支援費制度というような新たな制度の中で、福祉サービスが多種多様というような部分になっているような状況になっております。

そういうことで、多くの市民の方々の立場に立って、いろいろなサービスが適正に受けられるというのが基本的な部分と思っております。

それと、また一方では、限られた予算という大きな縛りがございます。そういうものとの関係上、この限度額等も一定設けられるものという認識を持っております。

そういう中で、これからの幅広い福祉ニーズ、そういう部分に対応するためにおいて、こういう中で、一定、対応も必要というふうになってまいろうかというふうに思っています。

また、この中身の限度額等につきましては、今後、介護保険制度、また障害者の自立支援法等の関係等も出てきますので、そういう部分もあわせまして、今後、総合的に我々の方も十分庁内で検討してまいりたいというのが今現在の考え方でございます。

○川口委員長 五里江センター長。

○五里江環境センター長 ごみ処理の広域処理につきましては、自己処理原則の中で地元感情等の問題が考えられますの

で、大阪府ごみ処理広域化計画に基づきまして、今後、ごみ処理の広域化を推進するため、大阪府に対しまして広域ブロックの構成市町間の調整や指導を担っていただけるよう要望してまいりたいと考えております。

○川口委員長 山下委員。

○山下委員 今おっしゃいましたけども、予算との関係ということで言えば増えないんですよ。今までの所得水準ということで、これを計算し直せば多少のことになるかもわかりませんが、しかし、それだって、今まで受けられた人が受けられなくなるということのを救うというのは可能なんで、それは決して増になるということではありませんでしょ。そういう検討をぜひお願いしたいと。

それから、配食問題では、そういうことであれば、地域の商店というか、飲食店も、十分そういうことを果たせる力あるんじゃないかと。しかも、今、物すごい不況で、客来なくて困ってるというのがどことでもですよ、飲食店も含めまして。そりゃもう専門店とかあんなんでは、なかなか、同じもんばかり食わすのかということになるからあれやけども、そりゃ工夫すればいろいろな知恵がわいてくるのではないかと。そういうことも産業振興課の方からも一遍アプローチしてみたらいかがかと思うんですよ。そういう受け皿に十分なり得ると、社会的資産もあるというふうに思うんで、そういうことを要望して終わります。

○川口委員長 山下委員の質疑が終わりました。

引き続き、上村委員。

○上村委員 森山市長が誕生されまして初めての予算ということでありまして。先般の市政方針の中で、今回の予算の重点的には、安心・安全のまちづくり、それ

と、障害者の自立の支援というこの二つを大きな柱として予算を組んだということでもあります。

障害者の自立支援ということでは、我々、民生常任委員会に関係する話であります。

とりわけ、この委員会で、私、いつも言ってますけども、審議するお金、117億だと思います。一般会計301億8,500万で、その率でいくと38%ということで、この117億のお金をここにおられる方が動かしているということで、非常に重大な責任があるんじゃないかなというふうに思ってます。

その中で、福祉にかかわる部分で94億ぐらいあるんじゃないかなと思ってます。その中で、一番多いのが社会福祉総務にかかわるお金ですね。生活保護等々一般的に福祉と言われている部分の経費、これが34億9,000万円、次に多いのが児童福祉にかかわる分で33億5,600万円あると。次に、老人福祉ということで17億。次に、障害者関係で8億5,000万ということになってます。

この市長が言われる障害者の自立の支援のために重点配分したということで言ってますけど、具体的にこれだということがあれば、ここに力を入れてますということなんで、それがあれば、ぜひお聞かせ願いたいということを、まず1点、お願いします。

次に、生活保護ということで質疑ありました。生活保護にかかわるお金が17億5,391万、約17億かかっています。これが、障害者を全部含めても80億5,000万。老人福祉がトータルで17億あります。この生活保護費用が17億ということでもありますけれども、昨年より1億400万ほど増えとんですね。この生活保護の比率が、大阪府のこの前比率が出てましたけども、摂津の受給者の比

率というか、それが大阪府下でどのような位置にあるのかなということをまずお聞かせ願います。

次に、児童福祉の中で、民間保育所の施設整備ということで、今回、2億6,546万計上されてます。これは、先ほどのお話で、摂津保育所の民間化された部分の建てかえということでありましたけども、それ以外に、鳥飼の方にも保育所ができるんだということで、二つの施設の整備費ということでありました。

これすべてが一般財源なんですよ。本来は、これ、国、府とかいろいろな補助があって、この一般財源の比率は全体の中で幾らになるのかなということをお教え願いたい。ですから、摂津保育所の建てかえに幾ら、鳥飼の分が幾らと分けられるのであれば分けてほしいんですけども。

次に、私がいつも言っております健康づくりということでお聞かせ願います。

先ほど、歯の健康診断の方をお聞かせ願いましたけど、一般健康診断、これについてちょっとお聞かせ願いますけど、以前から、私、有料化ということで申し上げてましたけども、それはちょっと難しいということで、今、ペンディングなってますけども、実際に一般健康診断の実施の方法は、医者に行って、各人が、受けたい人が医者に行っているのか、集団健診方式なのか。例えば、この役所に、来週の月曜日しますから来てくださいという方式なのか、医者に行き勝手に受けて、無料ですから、お金要る分もありますけども、そういうやり方をするのか、実際どうなのか。

それと、500万円今回アップしてるんですよ、予算ベースで。これがどうということになっとるのかなということをお教え願います。

それと、健康づくりということで、先日の代表質問の中でも健康づくり宣言等々のお話がありました。また、今回、南千里丘駅構想の中でも、その顔として、健康、教育、文化、福祉でしたかね、ということでも健康というキーワードが出てきてます。というお話が出てくるんですけど、実際、17年度予算を見たときに、16年度と事業的にほぼ同じ内容というふうな受けとめ方をしとるんですけども、去年は、ウォーキングロードをつくられて、非常にたくさんの方が参加されたということでありましたけども、本年度は、健康づくりとしてどういった事業を考えておられるのかなということで、予算的にはほとんどこれ目に見えてないんですけども、実際、何か具体的にこれをしたというのがあれば教えていただきます。

○川口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 それでは、市長が17年度予算の中で一つの柱とされております障害者施策の充実の内容についてご答弁させていただきます。

平成15年度から、障害者施策におきましては支援費制度に移行したということと、それから、平成14年度から精神障害者の方につきましても、市町村でいろいろな事業を行っていくことになりました。そうした背景をもとに、これまでの事業展開に加えまして、やはり利用者の方の相談を受け付けたり、あるいは介護保険でいうケアプラン的なそういうケアマネジメントをやっていくような事業が、今後非常に重要になってくるというふうに認識しております。

そうした認識のもとにおきまして、今年度、17年度予算として、新しい事業として要求させていただいておりますのは、一つは、身体障害者の方やその家族の方を対象といたしました地域生活支援

ステップアップ事業でございます。

これは、社会福祉総務費の障害者福祉作業所運営補助事業の中で、概要におきましては43ページに記載されておりますが、そうした方たちを対象に、社会福祉法人晃摂会の方に事業委託しまして、バクの家を実施施設といたしまして、在宅福祉サービスの利用援助や社会生活を高めるための支援、ペアカウンセリング、ペアカウンセリングというのは、障害者の方自身が相談を受け付ける側に立って相談を受けるといった制度でございます。それから、介護相談等の事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一つは、精神障害者の方のそういった相談事業の充実ということで、精神障害者の福祉作業所運営補助事業の中で、新たに作業所として日常生活に関する面接や電話相談、住まいや働くこと、公共サービスなどの情報提供、地域交流等の支援を行うために、社会福祉法人あけぼの福祉会が新たに開設されます福祉作業所に対して補助を行ってまいります。これも、今申し上げました障害者福祉作業所運営補助事業の中に含まれております。

先ほどもご質問ございましたコミュニティーソーシャルワーカーの設置、これは、障害者だけにとどまらず、高齢者、母子家庭の親等も対象となりますが、一つ、障害者の施策というふうにも考えております。

概要の42ページの一般事務事業の中で、障害者福祉嘱託員賃金という形が上がっていると思っておりますけども、これにつきましては、精神保健福祉士と、それから社会福祉士の資格を持つ嘱託職員を、相談業務を充実させるという意味で、市の高齢者福祉課の方に配置をしてもらいたいというふうに、現在、週3日程度と

いうふうに考えております。

障害者施策の中で一つの大きな柱であります、いわゆる障害のあるお子さんのいわゆる放課後とか夏休み等の長期休暇の対応でございます。これまでは、ホームヘルプサービス等で対応してきたり、あるいはみきの路の方でデイサービスをやってきましたりしておりますが、それに加えて、17年度からは、ふれあいの里のはばたき園の方で、知的障害者の方と、障害のあるお子さんを対象に、日帰りでございますけれども短期入所を実施してまいりたいというふうに考えております。この予算につきましては、42ページ、社会福祉事業団事業の中に含まれております。

17年度の新規事業ではございませんけれども、16年度の補正で認めていただきまして、17年1月から実施しております障害者就業生活支援センターのステップアップ事業につきましても、これは、障害者の職業的自立に向けて、身近な地域で就業面と生活面の支援を一体的に行う障害者就業準備センター事業を、社会福祉法人摂津市社会福祉事業団、実施場所につきましては、せつつくすのきの方へ委託して実施しております。

先ほど出ておりました障害者の店運営補助事業ということで、授産作業の活性化ということで考えております。

それから、本委員会の所管ではございませんが、バリアフリー基本構想に基づく阪急正雀駅前エレベーターの設置等につきましても、大きな意味では障害者施策の一環というふうに考えております。

○川口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 民間保育所の施設整備に係る市の補助金の内訳及び財源に関しまして、この事業、民間保育所施設整備事業、2億6,546万円の内訳

でございますが、性格的に二つの補助金がございます。

社会福祉法人が保育所整備をされる場合に、市の補助金といたしまして補助基本の6分の1という補助要綱がございます。それに係る金額といたしまして、2法人合わせまして1,885万円でございます。摂津保育園建てかえの桃林会におかれましては448万6,000円、今予定しております社会法人摂津会におきましては1,436万4,000円を予定しております。

もう一つの補助の性格といたしまして、三位一体の改革によりまして、ハード整備におきましても、社会福祉施設整備費補助金という国の補助要綱がございました。それが交付金化され、歳出については市町村でまず執行するようというような性格の位置づけになりました。

その補助金にかかわりますところでございますが、摂津保育園の建てかえに係りますところが1億3,842万5,000円、摂津会は、1億818万5,000円でございます。その合計が、先ほど申しました2億6,546万円ということになっております。

財源の内訳でございますが、最初に説明しました補助基本の6分の1につきましては、従前から市の一般財源で執行しておりましたので、1,885万円については、まず市の一般財源というふうに考えております。

残ります両法人に係ります2億4,661万円という金額になってまいります。これは、本来の制度であれば、都道府県が直接法人に支出をしておられました。ということで、本来、歳入歳出とも、市は予算組みをする必要がなかったということでございます。ただ、交付金化によりまして、歳出をまず市が予算組みする

ようにという通知がございましたので、2億4,661万円をまず予算組みをしております。歳入にかかわりますところで、本来であれば国の方がその内訳の1億6,440万6,000円、大阪府が8,220万4,000円を支出するというのが今までの制度でございましたが、交付金化により、国及び都道府県の持ち分が今未定でございます。ということで、交付金の内訳、また都道府県がその財源を負担するのかわらないのかの方向が見えた段階で、歳入については補正を上げさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、大阪府を通じて聞いておりますところによりますと、交付金化により基本的には1億6,440万6,000円という積算にはなりますが、予算の範囲内という一定のルールがございます。その中で、頭打ちがないように我々は努力していきたいとは思っているんですけども、頭打ちがあったときにその財源が確保できるかどうかを今苦慮しているところでございます。

また、大阪府の持ち分の8,220万4,000円でございますが、厚生労働省と総務省の方で今協議をしているというような段階で、厚生労働省としたら、その財源を大阪府が持たないのであれば、何らかの形で市町村に財源を補てんするよという要望はしているというよなところまでしかまだ情報は入っていないということでございます。

○川口委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 市民健診は、保健センターでやっております4月から3月までの誕生日健診、これは、午前が胃がん、大腸がん、肺がん検診等々のセット健診と、午後は基本健診だけになっております。午前のセット健診が月に五日、

午後、基本健診が月に二日の実施予定でございます。

それから、市内の医療機関に委託して実施します市民健診につきましては、6月から8月の3か月間にかかりつけの先生で受けていただくという健診も委託事業として実施しております。

この一人の市民の方は、どちらかの健診を年に1回だけ受けていただくということでお願いをしております。

次に、市民健診に係ります予算計上500万円増えております内容についてでございますが、昨年まで大阪府のモデル事業として実施していただきました肺がんヘリカルCT検診につきまして、大阪府の方が、17年度からはがん予防健診センター事業として有料化で展開するという方針を打ち出しておられます。この一人当たりの費用が、まだ最終、幾らで実施していただけるか連絡がきちんとした形では入っていない状況なんですけど、昨年9月から11月ごろに、できるだけ早急にその予算案を示しますとおっしゃられながら、結局、ごくごく最近になって、8,000円以下、なるべく7,000円に近づけるといようなことでお返事があった次第なんですけど、予算段階で8,000円、対象者を、昨年までは希望者の方は全員受けていただいていたんですけど、大阪府の方が50歳以上で、たばこ指数600以上の方というふうに対象者を限定した方向でという指針を出してこられましたので、その指針に基づいて、摂津市でもそのような対象者の方、今のところ625人という予定で500万という予算を計上させていただいております。

次に、健康づくりについてでございますが、毎年度、健康づくりリーダー講習会というのをやっております、今年度、

ちょっと時期がおくれておりまして、3月、来週から実施予定でございますが、3月と4月にかけて、2年度にわたっての実施となります。その方たちは、健康づくり体操を地域で広めていただくということに焦点を当てて、健康づくりリーダー講習会を実施していきたいと予定しております。

この方たちに、また地域で健康づくり体操を広めていただくための実践をサポートしていきながら、将来的にどんどん健康づくり体操が地域で実践していけるようにしていきたいと考えております。

昨年までのリーダー講習会の修了者の方々は、ウォーキングということに焦点を当てて活動していただいておりますが、昨年秋のウォーキングコースのコース開きのときにもご一緒に準備していただきました。このグループや、そのときにもご協力いただいた体育指導員の方々にもまた再度お願いして、4月に南コースのウォーキング実践、ウォーキングコースを利用しましたウォーキング大会を開催したいと考えております。

そのほか、生活習慣病予防講座、転倒・骨折予防教室、また、高齢者筋力トレーニング講座など、いろいろな面で健康づくりの事業を展開してまいりたいと考えております。

○川口委員長 葭中次長。

○葭中保健福祉部次長 生活保護の状況について、生活保護の所帯数並びに保護者数、また保護率について、年次を追って答弁させていただきます。

平成13年度で427世帯、654人、保護率で申し上げますと7.64%でございました。14年度が462世帯、人数で694人、8.09%でございます。15年度が507世帯、実数で760人、8.89%です。それで、16年度の当

初で545世帯、815人、9.57%。1月末現在、581世帯で855人、10.01%ということになっております。

それで、近隣の関係の保護率でございますが、吹田市が13.33%、高槻市が10.70%、茨木市が9.30%、川向の守口市が29.01%、門真市が37.51%、大阪府全体、大阪市を含みますが、この分について23.42%というような状況になっております。

そういうことで、この生活保護の状況につきましては、今申し上げましたように年々増加というような状況になっております。

したがって、予算も前年度に比べまして6.3%増しの1億400万円の増というような状況になっている次第でございます。

○川口委員長 上村委員。

○上村委員 今、生活保護で実態聞きました。4月現在で10.01%ということであります。川向うが29とか30、大阪府下が23ということであります。この数字が高いのがいいのか低いのいいのか、どうなのかという判断基準はありますけれども、だんだん増えてきてますよね。財源的にもこのペースでいくと1億ぐらいのペースで増えていくんかなということも考えられますし、民生費のこの90何億のうち17億がそのお金に使われるということであると思います。対策が打てるのかどうか非常に疑問なんですけれども、これは、仕事を見つけるまでの間とか、働きたくても働けない、身体障害者とかいうことですよ。だから、それまでの自立するための支援をどうしていくかということ、この855人の中身を、人権問題でいろいろ分析ができない部分もありますけれども、もしそういうことが、どういうふうな形で、これが

自立するための支援ができるのであれば、またそういったことも考えていかなければならないかなというのを感じました。これはもう意見ということです。

保育所整備費用ということで、摂津保育園は、これは18年の4月に建てかえが完成する予定ですよ。そのとき30人は増になるということで、摂津全体で20人ぐらい待機があって、それは入所できるかなということも言えるのではないかなということと、あと、鳥飼については、これは90人収容の保育所ということですけども、これは建設時期はまだ今のところ聞いてないですよ。17年度予算なんで17年度中に建てるのかということもありますし、そこまでもう一遍聞かせていただいて。

ただ、これは歳入としては全然予算上は計上してないけども、入る見込みであると。だから、入った時点で補正をかけるということでありまして、ぜひそういう、絶対入るようにしてもらわないと、これ2億4,000万、また足りない分が財政をますます圧迫するということなんで、ぜひこれは確約をとれるまでに、確証をぜひつかんでいただきたいなということをお願いします。

それと、健康診断について今伺いましたけども、先般、長野県の茅野市に行っただんですけど、やはり茅野市は非常に医療費安いんですけども、それはなぜかということ、市民ボランティア的に健康づくりに協力してるんですけども、健康診断についても、医者じゃなくて、やはり市が管理しながら健康診断しとんですよ。そういう健康診断センターへ呼んできて、そこにいついつ診断ありますよということで市民に声かけ、そこに来てもらって診断すると。摂津の場合はだからいつでもいいです、病院に行ってくださいと、

それで病院が診断するということですよ、そうすると、当然、悪くないところもひょっとしたら悪いですよと言うかもしれないし、そういうことも懸念されるわけですよ。この前、テレビでそんなこと言うてましたから、そういう話を。

健康診断する目的は、僕言ってますように、診断することが目的じゃない、それは手段なんですよ。その先何かあるんですよ。耐震診断するいうて、耐震診断するのが目的じゃなくて、耐震診断してどうするかということが、建てかえるのか、修理するのかというのを探るのが診断の目的。健康診断についても、健康診断するのが目的じゃなくて、本来、健康診断した結果をいただいて、それを政策として健康づくりとして手を打つというのが健康推進課の仕事なんですよ。健康推進課は健康診断をするというのが仕事じゃなくて、健康診断した結果をもらうというのが必要なんで、もらって、その結果をどう反映するかというのが、それが施策として反映されるはずなんで、もしその取りまとめのものがあれば、ぜひ一遍見せていただきたいというのがあります。

それと、健康づくりについては、健康づくりリーダーを、去年は2年計画でやって、昨年1年が終わったということで、ことしはその人がウォーキング、ジョギングの手本を示すということになります。

健康体操の指導受けて、これからそれを市民に還元するということになります。

これも、以前から言うてますように、そういった人を中心に、いろんな市民の団体を巻き込んでしてってもらわないと、この健康づくりが、ほんに地についたものにならないのかなと思ってますし、将来にこのことが、やっぱり摂津は健康への取り組みが進んでるとい

ことを打ち出していかないと、将来の南千里丘に核としての健康、教育、福祉、文化というのをつくっていくまでに、そういう下準備をしていってもらわないと困るというのがあります。

そういった意味では、ぜひ、福永参事が率先して、そこらをやってもらわないと、摂津の健康づくり前に進まない。ぜひお願いしたいなと思ってます。

保育所の実施時期だけね、鳥飼の部分の実施時期だけお聞かせ願います。

○川口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 2か所の整備につきまして、これから国の方に整備計画書を上げてまいります。

内示の運びとなれば、2か所とも来年の4月にはオープンという運びで整備の方をお願いしていきたいというふうに考えております。

○川口委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 済みません、答弁の訂正をさせていただけたらと思えます。

500万でちょうど金額が同じだったもので、先ほど、500万円増の理由は、肺がんのヘリカルCTの検診だと申し上げたんですが、それは保健センターの事業費の方に入っております、済みません、133ページの市民健康診査委託料が523万2,000円増えております。こちらの方は、個別健診の委託料の方にかかわるものでございまして、平成16年の予算段階では6,028人分ということで予算計上しておりましたが、平成16年の受診者数が6,263人となっております。それで、ここ数年の多分不況とかも関係して、お問い合わせ等が結構ございますんですが、市民健診を受けられる方がどんどん増えておりまして、平成17年度は6,500人の受診者を

想定いたしまして、523万2,000円の予算増をさせていただきました。申しわけございませんでした。

○川口委員長 以上で、上村委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 以上で、質疑を終わります。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会をします。

(午後 5時23分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 川口純子

民生常任委員 原田平